

第十三回国会
衆議院

法務委員会
議録第四十八号

昭和二十七年五月十日(土曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

委員 長 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 山口 好一君

角田 幸吉君

古島 義英君

眞鍋 勝君

田中 廣文君

田中 秀平君

世耕 弘一君

出席國務大臣

法務総裁 木村篤太郎君

出席政府委員

法務次官 龍野喜一郎君

刑政次官 清原 邦一君

検事(特別) 吉河 光貞君

検事(特別) 関 之君

文部事務官 稲田 清助君

(大学事務局長)

委員外の出席者

参考人(早稲田大学) 島田 孝一君

参考人(早稲田大学) 瀧口 宏君

参考人(早稲田大学) 田中 栄一君

参考人(早稲田大学) 教三君

参考人(早稲田大学) 小本 貞一君

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

本日(の)会議に付した事件

破壊活動防止法案(内閣提出第一七〇号)

公安調査庁設置法案(内閣提出第一七一号)

第一類第四号

法務委員会

議録

第四十八号

昭和二十七年五月十日

法務委員会

議録

第四十八号

昭和二十七年五月十日

公安審査委員会設置法案(内閣第一七二号)

檢察行政及び国内治安に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きます

破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を一括議題として質疑を継続いたします。田中秀平君。――間もなく法務総裁も出席される予定でありますから、質疑をあらかじめ継続していただきます。――

○田中(秀平)委員 第一条から時間の許す限り逐条にわたつてお尋ねをします。

まず第一条の、これまでも各委員からいろいろ問題になつておりました「公共の安全」という点であります。公共の安全というものは、もとより、この概念であつて、これは通用しようとするれば幾らでも悪用できるという筋合いの表現であるわけでありまして、そこで憲法には公共の福祉という規定があり、政府の解釈では基本人権でも公共の福祉のゆえをもつて制限し得るという見解であります。この公共の安全なるものと公共の福祉というものは、この間の政府の答弁によると、公共の福祉の方が広くて、公共の安全の方が狭い概念だということでありましたが、それはどういふことかもう少し詳しく説明していただきたい。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。す。「公共の安全」とは、先般御答弁申し上げた通り、日本国憲法のもとにお

ける国家統治の基本組織並びに基本的な政治方式をいうのであります。すなわち国家社会の基本秩序が平穩に維持されている状態をなすものと考へておる次第であります。この公共の安全はもとより公共の福祉の重要な部分を占めるものと考えらるべきであります。公共の福祉よりもやや狭いのではないかと考へておるわけでありまして、積極的に社会公衆の衛生状態を改善するといふようなことは、もとより公共の福祉ではございまして、ここに申し上げます公共の安全といふものには含まれないのではなからうかと考へておるわけでございます。

○田中(秀平)委員 公共の福祉は公共の安全よりも広い概念だということでありまして、そこでもう少し立ち入つてお伺いしたいのは、国民の、主として経済的方面の問題は公共の福祉に含まれるが、公共の安全は主として治安方面のことをさす意味、かように解釈すべきでありますか。それからいま一つは、公共の安全は公共の福祉なるその広い概念のうちの一の部分であるのか、あるいは一部分以外にもはみ出しておるものかという二点についてお伺いします。

○吉河政府委員 お答えいたします。国民の福利を積極的に増進する面はもとより公共の福祉の中に含まれると考へておるのであります。公共の安全は、ただいま申しました通り、国家社会の基本秩序が平穩に維持されている状態といふように考へるのでござい

す。で、これに対する侵害が治安の面におきまして重大な問題になるということも、申すまでもないところだと考へるのであります。この公共の安全は公共の福祉よりはみ出しておるものではない、公共の福祉に包含されているものと考へておる次第であります。

○田中(秀平)委員 私どもの考へでは、公共の福祉も公共の安全も、これは最大多数の最大幸福。種々雑多な人によつて構成された国民であるから、どうしても利害相いれない部分があることはもちろんでありますけれども、最大多数の安全のため、利益のためというものが公共の安全であり、公共の福祉であるといふふうに考へております。国家社会の基本秩序の安全なる状態と言われるけれども、しからば一体国家社会の基本秩序といふのは何かということになると、これまた最大多数の最大幸福を守る状態が、基本秩序が確立されておるといふ状態だろうと思ふ、その点に關する見解はどうですか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。国民の大多数の意思に基きまして、日本国憲法並びにそのもとにおける各種の法令が定立されておるわけでありまして、国民の最大多数が、日本国憲法並びに日本国憲法のもとにおける法令によつて、国家社会の生活を遂行して行くといふ趣向になるのではなからうかと考へておる次第であります。

○田中(秀平)委員 まあ形式論理的にはそういうことになるのでしようけれども、今の憲法がそのまゝ現行の

国会や内閣の制度に遺憾なく實現されておるかといふと、これはおそろしく私だけじゃなく、日本国民の最大多数がノーと言ふ。なるほど多数の意向によつて選ばれた議員が形成する国会であり、その国会のまた多数が政府を形成する。そして最大多数の人々の利益になるような安全が保障できるような政治を行うといふ、この趣向ではあるが、現実の問題をここに拾つてみると、どういふことか、早い話が、この破壊活動防止法案にしましても、これはもう議論をあげておいても過言ではないが、反対をしておりました。これに労働者諸君は、何百万といふものが結集をしてこの破壊活動防止法案のネストを打つておりました。また将来も打つておる。一言にして言ふならば、最大多数はこの法案には反対しております。にもかかわらず、これを強引に押し通さなければならぬ内外の事情が、自由党政府にこれを要求しているわけでありまして、そうすると、国民の最大多数の利益も安全も阻害される。この趣向が、ここに国会という形式上はもとより民主的な制度を通じて實現する非民主的な政治となつて現れて来るわけなんです。そうすると、生きてゐる国民という団体、これは一休いかなる手段に訴へて自己の生存の安全を保障しようとするか。どうしてこれは単に国会や政府だけに頼つてはおれぬといふので大いに議論を喚起するであらうが、またそれも片つ

ばしからぶつづき行くといいことになり、ことにこのような破防法が通過をし、また刑事特別法その他の反動弾圧立法が次々とできて行くものならば、輿論さえも立てることができなくなる。そうすると、いよいよ窮地に追い詰められた国民なるものは遂に自救手段に訴えなければならぬ。どんなにいい加減でも、そうでござんすかと言つてそのまゝひつひつ行かれない。遂には自分の実力によつて自分の生活を切り開いて行くという方法以外にはないことになる。だからこそ近代立法は、どこの国においても、そういうことにならないように国家の法律をもつて人権を徹底的に保護しなければならぬと規定している。ことに基本人権、言論、集会、結社、出版、その他の自由、学問の自由、良心の自由というものは、これはもう厳格に守らなければならぬということ、どこの国の憲法でもこれを規定している。わが国の憲法でもしかりであり、そこが本法によるというところ、公共の安全の名をもつて徹底的に制限を加えよう、弾圧をしようということになるのであるが、ここに至つて遂に看板になつてゐる公共の安全というものが、みづから泣かなければならぬという大きな矛盾に達するものであります。その辺は、実はこの前法務総裁にもその一端を質問したところでございますが、政府当局からもつと明確なる、かつ法律的なる見解を述べられたい。

○吉河政府委員 私の未熟な見解でございますが、一応考えておるところを申し上げたいと思ひます。国会は申すまでもなく国民の多数の意思に基きまして、これを国家の意思として確定する作用を営むところであらうと考えるのでございしますが、国民はこの国会制度を憲法として定立し、これをまた活用し運用する責任を持つものであると考へてゐる次第であります。すべてはこの国会を通じて国家の意思が定立されて行かなければならぬといふ考えの次第であります。人権は御質問の通りあくまで守らなければならぬのでありまして、国民の自由と人権を基礎にして国家社会の基本的な秩序が成り立つてゐるものと考へるのでございします。この人権、自由は絶対無制限のものではない。これを極端に濫用いたしまして、公共の福祉を侵害するといふ場合におきましては、どうしてもこれに對しましてその濫用を制限しなければならぬものと思へておる次第であります。

○田中(義)委員 ここで論議をいくら展開してもしょうがないと思ひますが、過般衆の政府の答弁の中にちよちよと現れておる、そんなことを言つても社会主義国においてもやはり弾圧法規があるではないかという趣旨のことがちよちよと漏れておる。ところでこれは趣旨が全然違ふ。これは資本主義、言いかえるならば階級社会における立法と比べて平面的に理解すべきものではないのです。特審局長も新人会のメンバーであつたそうです。おそろく階級対立や社会国家の発展の法則は理解しておられると思ひます。社会主義、さらには発展した共産主義の国というやうな国々における立法、これは刑事法規にしても、あるいは行政手段による自由に関する制限の規定にしても、これはもうごく少数の謀反者に対する制裁規定であるわけであり、実質的にそうなんです。ところが資本主義の社会では、これはもう実質的にはまったく握りの特権階級が支配してゐる。形式的にはなるほど国会なる民主制度を立てておるが、その裏を返して見れば、実質的には少数の独占資本家をバックとする、あるいはそれが露骨に表面に出ておるところの少数寡頭支配にすぎないわけなんです。そのためにこそ国民の大多数といふものが失業をしたり、中小企業が破産をしたり、首つり、夜逃げといふやうな悲劇が相續く、そのためにまた戦争といふやうな被害も起きて来るわけなんです。そういうふうな少数の者が多数を支配してゐる国、このやうな治安立法といふやうなものは、これはまたたくけしからぬ話だ。少数が多数を支配するための武装装置になるわけなんです。暴力装置になる。ところがどこの国も、社会主義になろうが、共産主義になろうが、すべてが神様になるわけではないけれども、ごく少数は——環境がよくなるので犯罪も非常に減つてはおりますけれども、それにしてもやはり長い間には遺伝といふものがあり、じじいの時代、ひじいの時代の遺伝質が遺伝をして、やはり窃盗癖がやまないといふものもごくまれにはあるわけなんです。こういうものに對してはやはり何とかしないと、社会の秩序を乱し公安を乱し福祉を乱すといふことになるので、これに對する取締り規定はあるわけなんです。ただここに氣をつけなければならぬのは、社会主義、共産主義の国といへども、無限の将来に向つて発展を続けて行く。そして階級が完全になくなつて、また生

産力が非常に増大をして来る。経済的生活は何らの不安もない。わずかの労働時間、たとえば一日に四時間なら四時間という労働時間だけでほしいものは何でも配給を受けることができるというやうな高度の共産主義社会ともなれば、おそろく犯罪といふものはなくなるであらう。遺伝質といへども再教育々々々、教育によつてどん／＼これを還善改過して行くことができるので、おそろく犯罪といふものはなくなるであらう。それは遠い将来のペラダイス。そうなつて来れば、初めて弾圧法規といふものは必要がなくなつて来る。その過程にあるソ同盟、あるいはその他のやうな方面へ指向してゐる国々、そういうところの立法といふものは、なるほど形の上において見れば、あるいはアメリカのスミス法やマツカン法に似たやうな、あるいはそれよりも酷烈に見えるものがあるかもしれない。けれども、これは漸次解消する過程にあることを見のがしてはならぬと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。団体に対する規制並びに刑罰規定の補整が目的にはつきりと打出されておるのでありますが、いづれが主、いづれが従という関係にはないものと思へております。

○田中(義)委員 それはちよつとおかしいやありませんか。本法の提案理由を見ますと、随所に結局団体に対する規制措置といふことが本法の主眼であると見られるやうな表現が見られる。たとえば提案理由の一枚目の終りから「すなわちこの法案は、この要請にこたへて、まず暴力主義的破壊活動を行つた団体に対し、行政措置をもつて所要の規制を行ひ得るものとしたのであります。」といふことであり、その二、三行後には「次にこの法案は、暴力主義的破壊活動に關して若干の罰則を補整する」といふ趣旨のことが述べられてゐる。その順序の配列や、さらにおしまひから一ページばかりのところ「これを要するに、本法案の目的は、もつぱら団体組織により国家社会の基本秩序を破壊する暴力活動の危険を防止することにありまして、云々、それからまた提案理由の書面以外にも、法務総裁等が新聞記者会見などにおいて、破防法の主眼を説明しておられる、それによつても、やはり暴力主義的破壊団体を規制することが主眼であるといふ趣旨のことを言つておられる。今の特審局長のお答えとは少し

違ふのじやないかと思ひますが、どうですか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。法務総裁の提案理由、その他この法案の解説におきまして、この法案の内容を明らかにするために、多くの規定の大部分を占める団体規制について、これを強調されていることは、ごもつともなことだと考えるのであります。公共の安全を確保するために、団体規制と並んで、破壊活動に関する刑罰規定を補整することも、また同様に必要なのでございまして、この両者は相互に不可分の関係にも立つものと考えざる次第でございます。

○田中(義)委員 不可分の関係にあることはわかるが、しかしもし刑罰規定の補整というだけならば、それとそれと主従の関係のないような重要な目的であるというところであるならば、これは法案を二つに割るべきである。一つのものにまとめるというところは、そも／＼おかしいことじやないか。片方が主眼であつて、片方は従的なものであるから、ついでにここで規定しておこうというなら、いくらか意味があると思ひますが、その辺はいかがですか。二つが同価値として主目的であるということならば、そんなものを一つの法案に混在せしめてはいかぬ。立法技術上非常にまずいし、将来これは問題が起きることになる。だから団体活動の規制ということが主目的じやないかと思ひますが、間違ひありませんか、どうですか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。立法技術上、団体の規制と刑罰規定の補整を一つにまとめて本法案を作

成した理由につきましては、先般来法制意見長官その他によりまして御説明申し上げました次第であります。

○田中(義)委員 どういうふうな説明されたか、私はそれを聞き漏したかも知れませんが、もう一べん……

○吉河政府委員 公共の安全を確保する目的をもちまして、国家社会の基本秩序を破壊する暴力主義的な破壊活動を防止することの目的には、かような破壊活動を行う破壊的な団体に対する規制措置も必要である。同時に、破壊活動に関する必要最小限度の刑罰規定を補整することもまた必要である。この見地から、この法案におきまして、団体の規制、刑罰規定の補整を合せて規定したものでありまして、基本的な法典である刑法の改正によらず、この法案によりまして刑罰規定を補整したという点につきましては、先般来法制意見長官その他からも詳しく御答弁申し上げた通りでございます。

○田中(義)委員 団体に対する規制と、それから刑罰規定の補整、この二つが目的である、それは主従の関係はない、いずれもが本法の目的であるというふうなお答えでありました。それならそれとして承つておきます。そこで団体に対する規制措置というところが、憲法違反ではないかということ、盛んにこれまで議論をされて来ましたが、私もやはり団体に対する規制措置というものは、これは本質的に憲法違反だということを考えております。いや、団体に対する規制すべてがでなしに、本法に規定されておるようなやり方というものは、完全に憲法に違反しておると思う。そこでいろいろ意見を承りたいのですが、本来団体規

制の理念といひましようか、思想といひましようか、それはどこから出て来

ておるか。先ほど申しましたように、階級社会では、なるべく処罰しないように、制裁を加えないようにというところが、処罰の理念でなければならぬ。だからこそ、憲法の解釈からが、国が人民に権利を保障する基本法であるという観念で解釈をしておるわけです。

あるいは刑法に於ては、いわゆる罪刑法定主義の原則を打立てて、何々の罪を犯せば何々の処罰を受けるぞということを明示して、それ以外のことは自由によつても処罰しない。道徳的に責め立てられようとも、国家はこれを刑事的な処分に付せないというふうな、どこまでも国民の権利を最大限に認めて行こうとする立場が、これが階級社会では重要なことであります。しかしこの団体に対する規制というところにあります。今申しましたように、憲法や刑法というよりなものは、なるべく国民の権利を最大限に守ろうという関係から、個人を対象にしておるわけですね。刑法が個人を対象としておるわけですね、原則的には個人に犯罪能力なしということであることは、私が言うまでもない。今日に始まつたことではなしに、団体はやはり昔から実際には個人以上の犯罪を犯して来たのであります。にもかかわらず、団体に對してはただ個人を処分するといふ方法を通じて、団体に規制を加えるといふのが、これが資本主義階級社会における理念である。それをそれでは間に合わない。そういうことをしておるものならば、いじめられた被圧階級、国民の最大多数というものは、自

救行動に出て来る。志をとにもする者

が相集まつて、実力に訴えてでも、自分たちの住みよい社会をつくらうといふことをやり始める。少数階級の方では、それではおれの方の立場が立たないから、それはいかぬのだというので、個人を処罰するだけでは間に合わない。そこで団体までもみんなやつてしまふということになるわけでありまして、あのような暴政を行つたのも、結局ナチの少数独裁権というものを補強するための政策であつたことは、今や明らかである。その当時はおそらく政府委員の皆さんも、あのナチの観念が正しい、やり方が正しいということ

を謳歌された人であるかもしれないけれども、今日にしてみれば、あれは間違つておることは、これはもうほとんど政府委員といへども異論はないでしょう。そういうことをやるうとするところに本法はなつておるわけでありまして、団体を規制するといふことは、これはことに本法に現れたような団体を規制する行き方をすれば、あとでずつと各項にわたつて触れますが、まずお尋ねをしておきたいのは、これはまつたく憲法違反だと思ひますが、政府はどうお考え

○吉河政府委員 お答え申し上げます。御質問の通り、刑法その他の刑罰法令は、原則として個人を対象としたておきまして、すでに犯された犯罪につきまして、国家刑罰権を發動する建前になつておるのであります。現在の法令におきまして、国家社会の基本的な秩序を維持するため、ひとりの刑罰法令のみをもつてその危険を防止するといふ建前にはなつていないのであります。将来実害の発生する危

険が現在ある場合におきましては、これに對する保安的な措置もまた合理的措置として認められてゐるのであります。このことの例につきましては、すでに先般来他の政府委員からもいろいろな法制につきまして申し上げておきまして、団体による暴力主義的な破壊活動の危険が現存する場合におきましては、この団体につきまして必要な保安的措置をとるということも、決して憲法違反ではない、その条件、手続等が厳格に規定されている場合におきましては、決して憲法違反ではないと考へてゐる次第でございます。

○田中(義)委員 長年法律だけで飯を食つた方々はそうなるかもしれないが、もつと事を實質的に考へないといふかと思ふ。団体の暴力主義的な破壊活動があるから、だから団体をやつつけないければならぬと、その簡単には行かない。大体団体といふものについて、悪性と言ふか、あるいは犯罪能力もいゝが、そういうものがあるかといふのが、それはなるほど十人、二十人が集まつた博徒の集団とか、あるいは強盗の団体といふものは、古今東西みなある。あるがそんなものを今この法案が対象としておらぬことはこれは明らかだ。そんなものは放置しておきまして、大した問題にはなりはしない。人間は本来社会的動物であるので、相寄り相ともに生活をしなければ生きて行かれない、そこに団体現象が生きて行くために社会を組む、これは一つの団体であります。これに悪性があるわけはありますが、人間が生きてゐるために牛を食おうが、馬を食

おうが、鶏を食おうが、食するためにあらゆる自然を利用する、犠牲にするということは、これはまあ宗教的な觀念から言へば犯罪であるかもしれない。けれどもわれわれの政治的、法律的世界では、そんなものは犯罪にも何なりはしない。すなわち生きるということを前提として、生きておるところの人間の集團というものは、これは各人が生きるために最も合理的な団体を組んでやつて行くわけであるから、団体そのものが悪性を持つということにはあり得ない。あるとしてもさつき言つたような例外的な變質者の集まり、強盗の団体とか、桃色クラブというものがあるにすぎない。けれどもこんなものももちろんそれは取締りも必要ではあるが、あなた方が心配しておられる本法によつて規制しようとする団体ではないことは明らかだ。してみると、何か政治上のこと、経済上なことを相寄つて遂げようとする団体であるに違いない。それも元をたせば、いかにして飯を食つて行くかということが元になる。生きることが犯罪でない限りは、その手段としての団体に犯罪性があるわけはない、悪性があるわけはない。これをあなた方はごく形式的に犯罪をする団体、正当なる団体というふうに分けて、犯罪性を持つた団体だからこれを弾圧いたしたと、こう来るわけなんです。もつと事實的に考へて、どうすればこの現下の情勢において日本国民が飯を食つて行けるか、発展できるかというまじめる謙虚なる態度から出発しなければだめですよ。どういうお考えですか。その辺のことをもう一ぺん腹から意見を聞かしていただきたい。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。先ほど来申し上げておる通り、暴力主義的な破壊活動が団体によつて行われるとき、その団体が国家社会の基本秩序に對してきわめて重大な危険性を持つ、しかもこの団体が將來さらに暴力主義的な破壊活動を行うおそれある場合におきましては、国家としてもこれに對して所要の予防措置をとることは日本国憲法にも反しないところであると信じております。

○田中(義)委員 どこまでも形式的な隠れみのに隠れて意見を通そうとされる。無理からぬことであるが、政府の答弁は一から十まで国家社会の基本秩序という隠れみのの中へ逃げられる。ところでこれをもつと事實的に考へてみようじやありませんか。国家社会の基本秩序とはこれは何ですか。国家社会の基本秩序というのは事實的には大多数の国民がどうやつて生活するか、どうやつて発展して行くかということと規制することが国家社会の基本秩序でありましよう。憲法の条文にどう書いてある。天皇制のことをどうしてある、これが基本秩序だ、これを破壊しようとするやつは破壊活動として処罰の対象になるなどというような形式的なやつし定規の考え方ではないに、もつと事實的に考へてみましよう。国家の基本秩序というものはどういうことでありますか、または何ゆゑ国家の基本秩序が必要でありますか。

○吉川政府委員 お答え申し上げます。現在の日本国家は、御承知の通り国民個人の尊厳を基礎として、この個人の平等の立場に立ちまして、その人権と自由を尊重し、日本国憲法及びそのもとに定められた各種の法令を

制定して、民主主義的な制度を立てているのでございます。この制度は国民の福祉と繁栄を増進する最も適當なる制度であるというふうな建前をとつていふものと確信いたしております。従いまして暴力を行使して、かような制度を破壊せんとすることは絶対に許されないものと考えております。

「パン／＼とパン／＼を抱いてやるやつが平等か、お互いに平等なんてインチキ言ふな、ごまかしだ」と呼ぶ者あり」

○佐瀬委員長 加藤君靜肅に願ひます。

○田中(義)委員 基本秩序々々々々、どこまでも基本秩序は基本秩序なりという答え以上には一歩も出ないやうであります。これはまたあとで何うかにして先へ進みましよう。提案理由を見ますと、こういふことが書いてある。「これら一連の事犯は、広汎且つ秘密な団体組織によつて指導推進されている疑いを深めざるを得ない」云々。そこで過日この委員会でも石川達三公述人等から、この法案は提案理由を見ると明らかに共産党弾圧を暗示しておるといふふうに見られるという旨の公述をしておられますが、提案理由並びにこの法案の全体をずつとつぶさに見ますと、これはやはり共産党をやつてやろう、マツカラン法は共産主義ということをはつきり明示しておりますが、本法もやはり共産党を弾圧してやろうということが、少くとも政治的には主目的であるということに読みとられますが、そういうことでありますか、どうですか。

○清原政府委員 本法案は、その思想の左であると右であるとを問ひませ

ん。いずれの思想でありましても、いやしくも本法案に定める破壊活動を行う団体に對しては、断固としてこれを取締りたい、かように考えております。

○田中(義)委員 この法案によつて共産党を弾圧することが目的だ、どういふふうにお答えあらうとも、目的であることは、これは私のみならず多くの人々が同じ推斷を下しておると思ひますが、問題はあなた方がねらつておられるような目的、言いかえるならば共産党並びに共産主義的な、あなた方の言葉で言えば過激主義の団体、こういうものを破壊に導くならばということが主たる目的でありましよう。

〔委員長退席 山口(好)委員長代理 着席〕

そこでお尋ねするのは、実は国民あるいは民族というものの生活力は、まことに偉大であり執拗であります。いかなる弾圧があろうが、いかなる法律がつくられようが、そうでございませうかと言つてみずから生命力を放棄するやうな民族はありません。これは歴史が示しておるし、現に全世界の歴史をおひもどきになれば、搾取弾圧のもとに置かれておつたやうな民族は、あちらでもこちらでもみんな総決起しておる。イラン初めエジプトを含むアラブ十三国においてもそうでございませうが、ごく手近かなフイリピンにしても、あるいはヴェトナムにしても、マレー、ビルマ、みなこれをやつておる。朝鮮においてもやつておる。どんな弾圧をしよう、法律をつくらうと、そんなことでへこむ民族の生命力ではあります。そこでこのやうな共産党などの尖鋭団体を破壊に導こうと

するこの法律の目的が、一体この法律で達成されるとお考えであるか。もつと具體的に聞きましよう。たとえば共産党、共産党は結党禁止をされたところで、へい、そうでございませうかと言つて解散するやうな、そういう腰抜けではありません。たとへて言うならば潜水艦みたいなものであつて、敵襲のはげしいときには水面下にもぐります。青天白日の日ともなれば、また水面上に出て大いに活動する。目的は民族の独立、みな生活ができるやうにということなんだ。それが達成されるまでは、地下にあるやうが地上にあるやうが、活動を停止することはありはしません。してみると、あなた方のこの法律の目的で一体共産党はどうなるとお考えですか。何とかなりましようかね。それをひとつ、あなた方の自信のほどを承りたい。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。先ほど来申し上げました通り、日本国憲法は民主主義制度を規定しておるのであります。いかに政治上的主義主張はすべてこれを包容し、まして、公正な論議によつて事を解決するという建前をとつておるのであります。この法案はかような制度を破壊する暴力主義的な破壊活動を防止せんとするものであります。

○田中(義)委員 破壊主義的な暴力活動、これを防止することはたいへんけつこうな話である。けれども、大體民主主義の社会では、国民の主張、輿論に従つて政治をするとは先ほど言われたが、共産主義思想といへども、思想として、またそれを宣伝することについて、何も異存はないというやうな趣旨のことも再々述べられた。ところで、

それならばなぜ共産党の機関紙はこれを停刊にし、その他の平和擁護のための演説会をやればすぐぞろ引かれる。共産党並に共産主義者の発言の機会を、発表の自由を一切剝奪しておるではありませんか。現にそれを破法以前にやつておる。破法が出ればますますこれを大げらにやつておるではありませんか。そのようにして、正しい主張を主張しようとしても、どこにもお前にはものを言わせぬということになる。そうすると、ものを言わぬでもいいような社会をつくりましようということになる。それでもまだわれわれの言うことだけが破壊活動でありましようか。私に言わせれば、政府のそういうような言論封殺——言いたいことを言う、国民全体に、おれはこう考へておる、あなた方はどう考へておるかという、国民の判断に訴へる手段一切合財をあなた方は奪い去つておる。これが破壊活動ではないか。どうでしょうかね。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。日本共産党の機関紙「アカハタ」並びにその同類紙、後継紙に対する停刊の措置は、占領中占領軍の最高司令官の指令に基づく行為として行われたものでありまして、本法案においてはかかるような指令とは関係がないのであります。

○田中(義)委員 あまり白々しい答弁はなさらない方がよろしい。この法案をこらんなさい。この法案とすりかえに国規令なるものが廃止されることになつてゐる。国規令の身がわりよりもつと幅の広い弾圧の法規になつて現

われておるのであります。これは占領治下においては占領軍がオール・マイティーであるがゆゑに何とも仕方がないというくつも立つ。あなたの方の口によれば、自由独立の日本になつたはずだ。それなのに占領治下と同じようなことをまたぞろこの法案で、継承し、拡大強化して民論を抑圧し、一切の運動を抑圧しようという、これはまったく占領政策の継続ということではないか。あなたは占領治下のことであつて、この破法とは何の関係もないと言われた。少しも関係がないどころではない。その拡大の発展ではあります。一つもその本質は解消しておられない、発展の中にみな承継されておる。これはだれもがそう思いますが、政府はそれでも関係がないと言われますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。この法案は、御承知の通り日本国憲法のもとに、純然たる国内法として立案されたものであります。

○田中(義)委員 そこでさつきの質問のついでをまたやらなければならぬ。破法的団体であるという断定のもとに、ある団体に対して解散命令を出すとする。その団体はそれをせせら笑つて相手にしない。地下にもぐつて従来に倍する活動をやつておる。政府はどういう手段をとりますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。この法案におきましては、団体に對して解散の指定がありまして、場合に對しては、従来の役員、構成員は団体のためにする活動を禁止されるのであります。

○田中(義)委員 おそらくそこがこの法案のねらいでありましよう。解散をしても言うことを聞かない。そこでその解散指定を受けた団体の役員を次から次からつきまづきの皮をむくようにして全部薙り去つてしまふというのが目的でありましよう。ところがそれがあつたか否か考えなう。実は、あなた方がお考えになるように暴力団体や犯罪団体ではないのです。それならばしつみつぶしができるましようけれども、国民というバックを持つておる。だかたたとえはある団体が現在黨員二十万なら二十万、その骨つばいものをあらかた片づけた、何万というほど片づけた。これでもつてこの団体の活動は閉塞してしまふであらうというやうな、そういうことを考へられている。まことになまやましいところがある。私が言いたいことは、最初から一貫したことを私は申し上げておる。団体に悪性はない、民族という団体、国民という団体に悪性はありません。これは生きるためにはいかなることもやらなければならぬのだ。民族が生きてゐるために、国家が生きてゐるために何でもしなければならぬ——と言つて他国を侵略することはいかぬけれども、いかなる手段にも出なければならぬ。そうでしょう。そうしてみますと、ある団体が国民の支持を受けておつて、そうして地下にもぐつてあらゆる困難にかかわらず闘つておる。あなた方はある団体の幹部をうの目たかの目で探しておるがどうしてもつかまらぬ。世間からあざわらわれておる。どこに原因がありますか。それは国民が支持している証憑なんだ。国民が反對しておるなら、ここにおりますぞと

突き出して来てあなた方に協力するはずであります。だれも協力せぬじやありませんか。そうなるのです。だから国民をバックに持つた団体が、形式の上では一部少数であらうとも、この幹部をごぼう抜きしてみても、それでもつて団体が規制できるなどとなまやましいお考えをなさるところにまことに笑止千万なところがある。それでも自信がなくなりましようか。

○吉河政府委員 この法案は暴力主義的な破壊活動を行うところの破壊的団体を規制して、その危険を防止することを目的とするものであります。さうな団体が次から次へと結成されますれば、規制が繰返されることとなるのであります。

○田中(義)委員 まあそういうことをやつて行かれれば、規制の主体たる国家なり政府なりが規制されることにならうでありましよう。だがそれはこのくらしいにとどめまして先へ進みましよう。

第二条に移ります。第二条はこれまでの質疑応答によると、これは単なる訓示規定ではない。団体規制の標準を設けたものであるという御答弁でありました。またこの法案の見出しにも第二条の前に「規制の基準」というふうな銘打つてある。そこで何が基準になるかというのでいろいろ探してみますと、第二条第一項の「前条に規定する目的を達成するために必要かつ相当な限度」というのが御主張の基準であらうかと思ひます。それからまた第二項、ここでは「労働組合その他の団体の正当な活動を制限し」云々とある。制限してはいけないということが書いてありますが、基準と言われるのは、この

正当なる活動を制限してはいけないとか第一項の必要かつ相当な限度にとどめなければならぬという趣旨、この二つをさすのであります。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。御質問の通り第二条は規制並びに規制のための調査の基準を規定したものでございまして、その基本的な規定は「必要かつ相当な限度」というところではつきりと示されておるのでござい

ます。第一項は、さきにも申し上げました通り、これを個人の立場から規定し、第二項は団体の立場から規定しておるのでございまして、「必要かつ相当な限度」につきましても、その内容は合理的に判断して必要やむを得ない限度をいう。必要であるからといつて無制限に何でもやるわけにはいけません。それはやはり妥当な範囲でなければならぬという趣旨でございまして、必要であることや妥当な範囲は、社会通念に照して合理的に判断されるべきものと考へておる次第でございまして。

○田中(義)委員 そこであまり相當でない限度にわたつて調査をしたりしては人権侵害になるので、それで基準ということを言われるのでありましようが、ところで法律は厳格でなければならぬ。ここまでは調査するぞ、ここまではやらぬぞという境目を示す基準であるなら、今言われたやうな「相当な限度」とか「正当な活動」と云々というふうな、しかも御説明によれば、社会通念によるということでありましよう。調査をする方の主体は政府でありますので、社会通念をかく解したといへばそれまでです。自由かつなことができるものであつて、このような空々漢々たる文句をもつて、これが基準である

のだというようなことは言えないと思
う。もし基準であるならば、もつと具
体的に、アメリカ立法法のように、こ
れはやる、これはやらぬというふう
に線を設けないと、実際は濫用とい
うことが起ります。それならまるで
あつてもなくとも同じ基準じやあり
ません。これを何とかこういふ基準で
はなしに、ほんとうの基準という名
称に値するようものにするわけに行
きません。

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。基準でございすから原則的に規
定したわけでございます。これを認定
するものは公安審査委員会であり、
終局は裁判所にあると考へておる次
第であります。

○田中(義)委員 第二条には「この
法による規制及び規制のための調査
は、云々と一項も二項も書き出しは
する」と書いてあります。そこでお尋
ねするのは、本法によれば団体の規
制と破壊活動に関する刑罰規定の補
整と二つが目的になつておる。そこ
で破壊活動に関する刑罰規定の補整
については、調査は全然なさないの
であつて、またさらに団体規制の手
づからして団体規制の一つの方法と
してこれはやはり刑罰規定の補整に
関する部分にも調査はまたがると思
う。調査を同時並行してやられるこ
とと、その刑罰規定の補整にかか
わる調査ならば、第二条の基準制限
に從わなくてもいいという意味であ
りますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。暴力主義的破壊活動に對しまし
てはこれを調査いたします。この調査
の基準は第二条に規定してあるところ
であります。犯罪の捜査として行われ
る場合におきましては、刑事訴訟法に
厳格な規定が置かれておりますので、
それをもつて足ると考へておる次第
でございます。

○田中(義)委員 それは刑事訴訟法に
規定はちやんとありますが、しかし司
法警察官と協力して行つてゐる規定
もできておるし、実際上はやはりこれ
はむしろ司法警察官より、この面に
しては行く／＼は調査官の方が主
導的な役割に立つことは火を見るより
明らかなんです。だから司法警察官が
本来主導的な立場で捜査すべきもの
を、実際は破壊活動防止法に關して
はた方が主導権を握ることになるの
です。だから実際に行われるのは第二
条に規定してあるような団体の規制
だけの調査じやないのです。そういう
のはそれはなるほど形式の上では司
法警察官が先頭に立つて刑事訴訟法
に従つてやつてゐるのだ、おれの知
つたことではないといふこともしれな
い。実際上はあなたの方で指揮する
形になるのです。それはこの制限を
無視する形でやつてもいいといふこ
とになりはせぬかといふことを伺つ
てゐるのです。

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。捜査に對しまして公安調査庁が
主導権をとるようなことは絶対にない
ものと思へております。調査は任意
の調査でありまして、強制の調査は
ございません。この任意の調査はす
べてに從つて二条の基準に從わな
ければならぬといふ考へております。

○田中(義)委員 ついでに二条では
ないけれどもちよつと今任意の調査
と言われたから、それに関連して便
宜上今

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。任意の調査に對しましてはた
だ御質問のような劇毒物を携へたり、
凶器を持つて多衆共同してその調
査事務の執行を妨害するといふこと
が該当するものと考へております。決
して強制の調査ではございません。

○田中(義)委員 司法警察官と共同
の問題はどうですか。
○吉河政府委員 本法におきまして司

法警察官と共同の場合は、司法警察
官が暴力主義的破壊活動の内容となる
犯罪につきましては捜査する場合、
家宅捜査等の場合におきましては、公
安調査官はその調査に立会することが
できるといふ建前になつております。
それ以外の場合におきましては司法
警察官の捜査を代行するようなこと
はございません。

○田中(義)委員 なお第二条につ
きまして、これは第二条全体が一
應基準の規定といふふうな説明はさ
れるもの、さつき申し上げたよう
な理由で結局は訓示的なかぎり文
句に終るであらうことをわれ／＼
は疑わぬ。が、なお一つ、二つお
尋ねしておきたいことは、第二項
の正当なる活動は制限してはな
らぬといふことですが、以下ずつと
各条についてお尋ねすれば次第にわ
かつて来ると思ふが、どうも私ども
の検討して見たところでは、葉を
ちぎる根を切りとりといふふうな
活動、ほとんど大衆活動、大衆闘
争といふものは、本法によつて置
かれるわけでありまして、どうも
労働組合その他の団体の正当なる活
動といふものは何も残らぬ。もし
残るとするならば、あの戦争中の
産報労働組合、資本金の意のごと
く、右向け左向けさせられ、た
たああの産報の労働組合、労働組
合とは名ばかりであつて、実は産
業を通じて侵略態勢へ奉公するこ
ろの組合でありました。そういう
ふうなことに陥りはせぬか。正
当なる労働組合の活動などといふ
ものが一体残るかといふことを懸
念するのであります。どういふ範
疇のものが正当なる活動として残
るか、これを御説明願ひたい。

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。任意の調査に對しましてはた
だ御質問のような劇毒物を携へたり、
凶器を持つて多衆共同してその調
査事務の執行を妨害するといふこと
が該当するものと考へております。決
して強制の調査ではございません。

○田中(義)委員 司法警察官と共同
の問題はどうですか。
○吉河政府委員 本法におきまして司

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。労働組合その他の正当な活動の
点につきましては御質問がござい
ました。正当な活動は先般御答申し
上げた通り、法令に違反しない活
動といふふうに解釈しております。そ
の活動の実際を正當なりやいなやと
判断してかつてに価値づけるわけ
はございません。

○田中(義)委員 そこでこれに關
連して一つ相當重要な点からお聞
きします。ある労働組合がこの賃金
では生活ができませんといふので賃
上げ闘争を起す。おそらくそれはた
だそれだけとしては、特審局長も
正當なる組合活動と認められるだ
らうと思ふ。ところが今日のよう
な政治経済がまつた同一體とな
つておる、一つの経済を主張し
ようとするればただちにこれは政治
に直結するといふやうな、そういう
時代ともなつて来ます。いわゆる経
済闘争なるものと政治闘争なるもの
の境目はつかなくなるのであります。
〔山口(好)委員長代理退席、委員
長着席〕

これは先般私も相當詳しくこうい
うことについては意見を述べたので
こゝでは省略しますけれども、そこ
で政治闘争と呼ばれるものは、こ
れはどうなんですか、正當なる活
動の中に入りませんか。

○吉河政府委員 労働組合も政治活
動の自由を持つてゐるものと考へ
ております。

○田中(義)委員 それでは第三
条についてお尋ねします。まず第一
に、この第三条の見出しに「(定義)
と書いてある。これはもちろん暴力
主義的破壊活動とは何かといふこ
の定義でありま

○吉河政府委員 お答え申し上げま
す。労働組合その他の正当な活動の
点につきましては御質問がござい
ました。正当な活動は先般御答申し
上げた通り、法令に違反しない活
動といふふうに解釈しております。そ
の活動の実際を正當なりやいなやと
判断してかつてに価値づけるわけ
はございません。

○田中(義)委員 そこでこれに關
連して一つ相當重要な点からお聞
きします。ある労働組合がこの賃金
では生活ができませんといふので賃
上げ闘争を起す。おそらくそれはた
だそれだけとしては、特審局長も
正當なる組合活動と認められるだ
らうと思ふ。ところが今日のよう
な政治経済がまつた同一體とな
つておる、一つの経済を主張し
ようとするればただちにこれは政治
に直結するといふやうな、そういう
時代ともなつて来ます。いわゆる経
済闘争なるものと政治闘争なるもの
の境目はつかなくなるのであります。
〔山口(好)委員長代理退席、委員
長着席〕

これは先般私も相當詳しくこうい
うことについては意見を述べたので
こゝでは省略しますけれども、そこ
で政治闘争と呼ばれるものは、こ
れはどうなんですか、正當なる活
動の中に入りませんか。

すが、お尋ねするのは暴力主義的破壊活動というものの定義がなぜ必要であるか。内容は刑法に載せられている犯罪であり、刑法の中の犯罪でも各章を区切っている／＼と書いてはあつたが、しかし何れも暴力主義的破壊活動という内乱とか騒擾とか放火とか殺人とかいふようなものを一纏りにしてわくをかけて、これが暴力主義的破壊活動なり及びその教唆、扇動、陰謀なりが破壊活動なりと一まとめにして銘を打たなくともよきように思う。これはたとえ刑法学者が財産に関する罪は財産罪あるいは生命、身体、名誉等の自由に関する犯罪は自由に関する犯罪といふように／＼と区分しておりますが、それはただ説明の便宜上、一つの名称づけであるわけなんです。ここでわざ／＼暴力主義的破壊活動といふような定義を設けて、一つの銘を打つというの、これはもつぱら団体規制のための必要から生じたものであるかどうかということなんです。

○吉河政府委員 大体御質問の通りでございます。この法案第四第一項、及び第六の団体の行政処分の対象となるものは、特定の行為をした団体でございますが、この場合にこの行為を包括したとして、総括概念として暴力主義的破壊活動という概念を規定したものでございます。この概念は立法技術上規定いたしました概念であります。これはただいまの御質問の通り、団体規制のための概念でございます。行政上の概念に当るものと考へておる次第であります。

○田中(義)委員 まず内乱という点からお尋ねしたいのですが、内乱というのは、これは一体何か、刑法の規定には、政府の顛覆、邦土の僭竊、朝憲の紊乱を目的として暴動を起すといふうになつておりますが、一体今日、あなたの方の主張せられる民主主義社会であるならば、内乱の成立の余地があるのかということですが、結論から申せば、順序を追うてひとつ御説明を願ひたいのは、政府の顛覆以下の三つの目的、これは単に判例や学説に出ておる文字解釈だけではなしに、もつと実質的な説明をまずお願いしたい。

○吉河政府委員 お尋ねの第一問は、今日の民主主義社会において内乱の成立の余地があるのかという御質問でございます。先般御審議の資料として提示しました文書等によりまして、明らかに武装反乱をもつて今日の憲法制度を顛覆するといふようなことの必要性を主張した文書があるわけでありまして、内乱の成立の危険なしとは断じ得ないものと考へておるのであります。また内乱の目的でありますする朝憲の紊乱という言葉について、具体的な説明をという御質問でございますが、現在日本国憲法のもとにおきまして定立されております国家統治の基本組織といふものは、この朝憲紊乱の具体的な内容をなすもので、これを不法に破壊せんとすることが朝憲紊乱の具体的な内容であると判断いたします。たとえば内閣制度、国会制度、裁判制度といふようなものは、いずれもこの国家統治の基本組織に該当するものと考へておる次第でございます。

○田中(義)委員 国家統治の基本組織はたいへんけつこうですが、これが実は生きているんです。しよつちゆう発展をして行くし、また発展をしなければならぬんです。一定不変の固定的なものではないわけなんです。たとえ憲法には、両院制が規定してある。天皇はこれは国民のシンボル、国家のシンボルといふことになつておるが、しかし、さればといつて、この憲法のために日本国民が生きたければならぬのじやない。生きておる国民が最も都合よく生きるためには、憲法といふものが改正しなければならぬ。だから早い話が、天皇制廃止の方がよろしい、二院制はいらぬ。一院制の方がよろしい、さらに進んで共和国の方がよろしいといふので、共和制度を主張する。ところがその主張はよろしいけれども、手段が暴力主義的であつては困るというお答えであります。が、先ほど来言つて、そういう主張をしようとする、お前はけしからぬといふので、新聞は発行停止、演説会は解散、演説をやつたやつはしよつちやれるといふことになつておるじやありませんか。そうなる、いやでも応でも腕にものをいませよといふことにならざるを得ない。それだから私は言ふんです。民主主義社会であるならば、あなたの方の諸君はおつておる民主主義社会なら、暴力の必要はないんです。というの、おれは天皇制はいいかぬと思う、二院制は経費がかかるだけで、事務の能率は上らぬし、つまらない、一院制の方がよろしい、いろいろくつはあつて、主張はあるわけなんです。国民輿論に訴へ、国民大多數がそれはその通りだといふことになつて、その多數の意向が議院に反映して、憲法改正ともなり、その他の諸法規の改正ともなつて、政治がかわつて来るということになる。言いかえるな

らば、民主主義の徹底した社会、国家においては、だれがひもじい腹をかかえて暴力に訴へますか、だれが命をかけるに訴へますか、そんな愚かな者は生きておる人間にはおらぬわけなんです。だから私は言ふんです。民主主義社会ならば内乱といふのはこれは必要はないんだ。内乱罪といふのは、御承知のように、明治四十年の刑法で規定されたものであります。当時は民主主義でもなければ輿論政治でもない。天皇制絶対尊厳であつて、朕が意思は絶対の時代である、だから天皇に対して弓をひくとか、天皇制をどうする、どうするといふことをやると、お前は死刑だといふので、内乱罪ができた。この現れた文字をどうにすることも、邦土僭竊、今ごろそういうことがあり得ますか。九州なら九州を、これはおれの領土であるといふので、将門がやつたように偽宮を建てたりなんか、愚かなことがあり得ようわけがない。朝憲紊乱といふことにも、ちやうど天皇制はなやかなりしころのことが残つておる、民主主義の社会ならば必要はない。絶対の専制政治のもとにおいてこそ、内乱の可能性があり、また内乱を極悪罪として処罰する必要があるわけなんです。民主主義であり、流れる水は何らのさしきりもなくとうとうと流れ行くといふような社会であるならば、何ら内乱罪が起るわけはないじやありませんか。内乱をあなたの方危惧しておることは、とりもなおさず民主主義を放棄した実質上の独裁専制の国になりつゝあるという証拠じやありませんか、これはどうです。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。今日天皇制の廃止あるいは共和国

の建設その他憲法改正にからむ論議は許されておるものと考へます。

○田中(義)委員 それは私が言つたところなんです。あなたはそう答へるから論議は許されておる、手段が暴力ではないかぬじやないか、そうお答えになるから、それで私は言つてゐる。民主主義の世であるならば、暴力に訴へる必要はないではないか、だれが腹がひもじいのに命をかけて暴力に訴へるか、訴へる者はありませんよ。生きるために最後に残された手段しかとり得ないような窮地に追いやられると国民が――共産党じやありませんよ、国民が立ち上る。だからそれはすでに民主主義の社会でない証拠なんです。もつと露骨にいへば、あの現在の日本の状態といふものを考へてごらん下さい。两条約を結び、行政協定を結び――世界中が笑つてゐるような行政協定を結んで、その趣旨に従つて、アメリカの極東経営のお役に立つように日本を再編成することが今日のあなたの方の任務になつてゐるわけなんです。でしよう。そういう非民主的な社会、アメリカ自身がはる少數のウォール街の独占金融資本家どもの支配下に陥つて、えらい階級対立を起して、資本主義社会としてはもう終末期に近づきつつある、そして国内の矛盾に耐えかねて、もう世界中をあばれまわつておる。日本もその一つの犠牲者ですよ。だから日本に現れた政治といふものは、実質的には独裁専制政治になりつゝあるではないか、民主主義とは言葉の上だけだ。だからこそ再びあなたの方内乱を取上げなければならぬことになつたのではないか、そのことを聞いておるのです。民主主義、民主主義

○田中(莞)委員 お笑いになるが、これは私は事実を言つておるのです。名前は祕しますけれども、ある偉いアジテーターがあるのです。ある事件のと

きに、その人は平生から非常な革命思想の持主であり、また実践家であることは大家はみな知つてゐる。それでわいわい言つておるときに演台に現われて来て、何も言わない。それつとつただけで、それで皆さつと行つたわけなんです。それで事を起した。これは内乱ではありませんが、大きな暴動的なことが起きたことがあります。それつとつて手を振るというところは、これはやはり扇動か、教唆になりましようか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。非常に多数の者が武装をしまして、いまや行動に移らんとするやうな場合に、手を振り上げて指揮をとるといふやうな場合には、暴動の率先助成なり、指揮者に該当するものと考えております。

○田中(義)委員 まあその辺にしておきましょう。

次に一つ小さい問題をついでに……。この三条の二の口の末尾に、「若しくは頒布し若しくは公然掲示する目的をもつて所持すること」とあります。これはたとへば一枚のビラを持つておる。なるほど一枚のビラでも公然掲示の可能はあるわけなんです。頒布といふことになると、一枚では頒布ができない。自分のものであるもので、もう一枚なければ頒布できないわけなんです。そこでこれは小さい例ですけども、あなた方が調査官として、これは公然掲示あるいは頒布の目的をもつて所持しておるものと認定する場合、やはりいろいろと証拠があるわけでありまして、ビラは一枚持つておつてもやはり公然掲示であり、頒布の認定の資料になるか、あるいは二枚以上

でなければ多くの場合はならぬかといふことなんです。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。御質問の通り、頒布は特定または不特定の多数人に配ることとございまして、頒布の目的をもつて所持するといふ以上は、一枚では頒布目的の所持に足りない、これは御質問の通りでございます。公然掲示の場合には一枚でも公然掲示できるのでございまして、この場合におきましては本来頒布するやうなビラを、これを掲示するといふやうなことはきわめてまれなる場合である。通常の場合においてはビラは頒布するために持つといふことが認定されるわけでありまして。

○田中(義)委員 人に読ませるために持つておるといふビラは、これは頒布に当りますか。それとも公然掲示ではもちろんないと思ひますが、人に読まして、自分は所有権を譲らうという意思はない、これはおもしろい、読ましてやろうというのでポケットに入れておつた。これはどうなりますか。

○吉河政府委員 御質問の場合は回覧その他の場合になると思ひますが、さやうな場合は含まれません。

○田中(義)委員 回覧の場合は入らぬ。念を押しておきますが、さやういふわけですね。

○吉河政府委員 回覧は頒布行為ではございません。

○田中(義)委員 それでは教唆について一つお尋ねいたしますが、教唆行為が二人の対談のうちになされた、ところが相手はスパイであつた、特務局のスパイであつた。それで簡抜けに向うにばれてしまふ。もちろん実害を発生するゆゑもありまふ。これはやはり

り教唆罪になりますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。ここに教唆として、独立犯として規定したのは、先ほど申し上げました通り、他人をして一定の犯罪を実行する決意を新たに生ぜさせるに足る行為をなすこととありまして、相手方がこれを実行する決意を持つといふことを問わないのであります。

〔委員長退席、田嶋(好)委員長代理席〕

○田中(義)委員 ですから相手が特務局のスパイ様であつたならばせせら笑つておつただらう。けれども本人はもともししい顔をして聞いておつたから、これはしめくといふので、一生懸命教唆をやつた。翌日はすでに簡抜けになつておる。これはふんづかまりますね。教唆罪になりますか。

○吉河政府委員 教唆に該当するものと考えております。

○田中(義)委員 特務局のスパイでなくとも、単なる対談の場合でも、ただ二人の場合でも同様でありますか。

○吉河政府委員 御質問の通りであります。

○田中(義)委員 さらに進めまして、第三条の「その表現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは図画」云々、これは先般来大いに論じられておるので、その点については言ひませうが、まことにこれは重大なる規定であります。えらいことになる。そこで私のお尋ねしたいといふのは、内乱の正当性や必要性を、たとえば私がここで論議しましたやうな口調でやるならばこれはひつかるであらうが、実は特務局長も御承知だらうと思ひけれども、マルクス、レーニン主義といふの

は必然性を分析しておるわけですか。一定の社会は一定の条件のもとにうつがえる。新しい社会に交代をする。かかる方法によつて人類社会は漸次発展をして行き、また飛躍的發展を遂げるといふわけなんです。これはサンエンティフィズムに必然性を説いておる。けれども実は人間の頭の中は理知と感情といふやうに一応区分はしておるけれども、統一的な頭であるので、やはり必然性といふことはやがては必然性であり、それではやらなければならぬといふことになるのである。必然性を説かれるならば多くの人は必然性を感じるようになる。そこで伺ひするの

は、正当性と必要性だけを対象とするのであつて、必然性のことにはこれは不問に付しておるのかどうかといふことであります。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。日本において内乱が現実に行われ、その歴史的必然性を説くといふものは入らない、該当しないものと考えております。

○田中(義)委員 近代頭の進んだ人々の社会で、やぶからばうにそれ天下をくつたところ、だれも相手にしませう。そこで最初から私が繰返すやうに、国民の今の苦痛は何か、何がその元かといふことを分析をする。その分析の結果はたどりたどつて、必ずアメリカ支配は、これはくつがえる。日本の買収政権もくつがえる。日本民族の日本になるのだ。これは必然性なんだから。これは科学的に感情を交えず分析をして著述をやる、見る者は初めて、そうか、そういう必然か、しかもそれは正しい、大多数の者が生きる道であ

るから正しい、それやれといふことになる。それでもこれは単なる必然性を著述したのであるから、第三条ではやらないといふことになりまふか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。必然性を単に説くものは該当いたしません。

○田中(義)委員 大衆運動にはしよつちゆう集會がつきものであるが、ことに屋外の集會、デモといふやうなことは、これは単に幹部会を開いたり、役員會議を開いたりといふだけでは大衆運動は片がつかない。どうしては集會なり、總會を持つたり、あるいはさらにはこれが屋外に出るあるいはデモといふ形になるわけなんです。大衆の同結権、団体行動権は憲法で規定されておるのであります。しかもこれは長い歴史の苦闘の結果獲得をした人類の貴重な宝であるわけなんです。宝、その方向によつてのみ被圧階級は自己の運命を切り開き得るといふ唯一無二の宝なのであります。それに基づいて常に集會をや、あるいはデモをやる。ところがこれは第三条の二の項二のイ、これにみなひつかかる結果になる。これは単に労働者の値上げといふことを要求しての組合總會やデモであるならばひつかからぬとおつしやるが、今日はどういうものではない。みんな政治目的にくつつくわけなんです。賃金の値上げ、一銭一厘の値上げさえも政治に直結している。だからな

ぜ賃金を上げてくれぬか、その次に突き当る問題は、政治が悪いから、アメリカがおるからいけないのだとすぐぶつかつて来る。共産党の宣伝じやない。労働者は身をもつて敏感にこれを

体得しておるわけですね。そこで勢いどうしても政治上のスローガンを掲げることになる。いわゆる第三条第一項二号の「政治上の主義若しくは施策を支持し、推進し、又はこれに反対するたぐい」になるわけですね。スローガンを二号的に今読んだこれに該当するものを一つや、二つは必ず掲げる。経済目的を並べてこれを掲げる。しかも多数の集会をやる、デモをやる、これは騒擾に必ずなります。だから私は第二条の質問のときに、正当なる活動とは何だということを聞いたわけなんです。集会、デモは憲法で規定しておるけれども、ほとんど空文に帰することに成りませんか。これはいかがですか。

○閣府委員 答へいたします。憲法に規定する集会、デモが必ず騒擾になるという御意見には賛成いたしかねるのではありません。

○田中(憲)委員 ただ抽象的な、賛成いたしかねますということじゃなしに、私が説明したように、事実上、大衆運動というものは何ですか。労働者が大衆運動を起すということは、みんな頭の中で勝手なことを考えておつて、おれはこう思う、おれもそう思うというものを次から次へ申し合せるということじゃやないのです。どうしても団体行動というこの武器以外にとりつく武器はないわけですね。それを憲法は近代憲法なるがゆえに保障しておるのです。それに基いて集会、結社、団体行動をやるうとする騒擾は必ずつき物なんです。必ずというのにはちよつと過言でありますけれども、多くの場合は騒擾はつきものなんです。そうすると第三条の一項の二号でやら

れることになる。そういうことになりませんかというのを聞いておるのであります。具体的に説明していただきたい。

○閣府委員 答へいたします。私も世界いづれの国におきましても、騒擾のごときものが憲法上認められるというものは考えられません。○田中(憲)委員 私の聞いておるのとは違うのです。これは騒擾罪の規定のないような刑法がどの国にもあるとは私も思つておらぬ。問題はここに破防法第三条の一項二号が取扱つてゐるこの騒擾というものは、これはもつて刑法上のことじゃやないでしよう。刑法だけじゃなしに、刑法としても罰するけれども、それを私は言つてゐるのじゃやない。そうでなしに団体規制の根拠になるじゃやないのですか、及びその扇動、教唆をすれば独立罪として罰せられるのじゃやないのですか。そういうことになるから私は聞いてゐるのです。それはまたたいて憲法の認めた団体行動権や団結権を蹂躪することになりはしませんか。事実これは、もうこういふ法律ができたから大衆行動はできませんよ。それはどうなのですか。

○閣府委員 答へいたします。第三条の第一項の二号に規定する騒擾は、もちろん「刑法第六六条に規定する行為」とありますので、行政上の観念ではあります。刑法上の騒擾と同一の行為であります。それは結局におきまして、刑法もこの法律も最高裁判所の公権的な解釈により決定せられるのであります。騒擾は結局同一のものであると私は考えるのであります。従つて第二条に規定するがごとく、この法案は正当なる活動はごうも妨げない

のであります。刑法によつて騒擾のごとき集団行為が犯罪として規定されるのは当然のことでありまして、世界いづれの国においてもかような行為は明瞭な犯罪、しかも危険な犯罪として規定されておるのであります。特定の国におきましては、かくのごとき行為はより以上の重大なる刑罰犯罪とし、日本国の刑法に見るがごとく軽い刑でなく、非常にそれ以上に重き刑をもつて、ときには銃殺のごとき刑をもつて処断されておることは十分御承知のことと存じます。この法案は厳格に刑法上の行為を規定し、そのほか教唆、扇動というふうな厳格に規定してありまして、決して正当なる労働者の集団行為、集団行進というふうなことは取締りの対象になるということはおおよそ想像し得ないことと存するのであります。

○田中(憲)委員 あなた方は良心的でないですね。そういうことを言われると私は大いに言ひます。私の言つておるのは、騒擾罪を処罰するやうな刑法は、どの国にもある。私はそれを今非難攻撃してゐるのじゃやないのです。ところがどの国にも、文明国にはそれと同時に労働諸法規が設けられて、労働者の権利が特別に規定されておるのです。わが国の労働諸法規でもやはりこれをちゃんと認めてゐる。憲法も認めてゐる。そこで大体団体交渉権や団結権を認めることが、これは特に刑法の騒擾の規定の修正というやうな意味を持つものだらうと思ふ。本来ならばそういうふうなものはブルジョア法概念からいふならば困るけれども、しかしながら今階級闘争が激化して来るし、被圧階級が有力になつて来て、何がしのおつりをやらぬことにはかえつて騒擾が大きくなる。そこでおつりを少しやるといふ程度のお恵みが、やはり憲法の団体交渉権やあるいは団結権あるいは労働諸法規による権利として認められておるわけなんです。それは刑法の規定する騒擾そのものに對する修正がちゃんと規定されておると見なければならぬわけですね。だから修正前の労働組合法には、刑法の規定を排除した規定が第一条第二項だつたか、確かにあるわけですね。そういうふうな法理念がちゃんと明らかに掲げられた労働法規が外国にはあるはずですね。日本にもあつた。そういうわけで、単に騒擾を処罰するのはあたりまえではないかという態度では、労働運動も大衆行動も理解することはできない。私はそういう点からものを言つておる。だから本法のやうなものを設けて憲法や労働諸法規や、せつかく長年の苦闘の結果ここまで到達した法益を、一朝にしてその機能を奪ひ去る結果になるといふことは、私が多分が集結して一つの希望を通そうとするれば、勢い何がしかの騒擾的な行為になるわけですね。それをことごとくひつかけることができるので、第二条に労働組合その他の団体の正当な活動はこれを妨げないということになつておりました。これは単なる飾り文句になつて、正当な行為は何にもなくなつて、あなたがおいでになる前に特審局長にもうすでお伺ひしたことなんですけれども、これは正當なるといふことになると思ふことは、ある労働組合がこれでは賃金が安くて飯が食えぬ。それで大会を持つたりデモを組

んだりとすると、騒擾にひつかけられ、かつ本法のこれにひつかかる。第三条の二のイにかかると、まあこれにはひとつ代表を選んで、三人なら三人で賃金を幾ら上げてほしいといふことを資本家に対して泣きを入れる。これはおそろくあなたの方の正当なる団体行動、正当なる団体活動といふことの適切な例であらうと思ふ。戦時中の産報でもこのくらしいことはやつておりました。戦時中の産報のごときはわれわれは労働組合とは思つておりませんが、それでもこれくらしいことはやつてゐる。その程度のことでも本法の実施後は許されなくなるのじゃやないか。

○閣府委員 答へいたします。労働者の団結権及び団体交渉権に関連してお尋ねの点につきましては、私はまたたく反対の見解を持つものであります。御意見のごとく労働者の団結権及び団体交渉権といふものは、長き歴史の苦闘の結果そこ形成せられて来た一つの権利であることは私も十分承知してゐるところであります。しかしそれらの権利もやはり憲法のもと、法律のもとにおいて行はるべきものである。そのために暴力の行使といふやうなことが許されるということとは、これはとんでもない話であります。労働組合法第一条の第二項はすでに田中委員におかれまして十分御承知と思ひますけれども、念のためにここで読み上げますと「但し、いかなる場合の正当な行為と解釈されてはならない」といふふうな書きであるわけなんです。もちろん集団の多数集結するといふことは公然認められますから、それ

て来て、何がしのおつりをやらぬことにはかえつて騒擾が大きくなる。そこでおつりを少しやるといふ程度のお恵みが、やはり憲法の団体交渉権やあるいは団結権あるいは労働諸法規による権利として認められておるわけなんです。それは刑法の規定する騒擾そのものに對する修正がちゃんと規定されておると見なければならぬわけですね。だから修正前の労働組合法には、刑法の規定を排除した規定が第一条第二項だつたか、確かにあるわけですね。そういうふうな法理念がちゃんと明らかに掲げられた労働法規が外国にはあるはずですね。日本にもあつた。そういうわけで、単に騒擾を処罰するのはあたりまえではないかという態度では、労働運動も大衆行動も理解することはできない。私はそういう点からものを言つておる。だから本法のやうなものを設けて憲法や労働諸法規や、せつかく長年の苦闘の結果ここまで到達した法益を、一朝にしてその機能を奪ひ去る結果になるといふことは、私が多分が集結して一つの希望を通そうとするれば、勢い何がしかの騒擾的な行為になるわけですね。それをことごとくひつかけることができるので、第二条に労働組合その他の団体の正当な活動はこれを妨げないということになつておりました。これは単なる飾り文句になつて、正当な行為は何にもなくなつて、あなたがおいでになる前に特審局長にもうすでお伺ひしたことなんですけれども、これは正當なるといふことになると思ふことは、ある労働組合がこれでは賃金が安くて飯が食えぬ。それで大会を持つたりデモを組

に伴う当然のことが、あるいは民事上、刑事上の問題の若干の調整はあると思うのでありますが、断じて暴力的の行為があつてはならないということは、法律が定めるところであります。およそいかなる国の労働組合法におきましても、お尋ねのような、そういうような規定はどこにもないと思ふのであります。

○田中(義)委員 それは大言壮語であります。私今ここに外国の労働法規を持つて来ておられけれども、私の記憶に存する限りでもそういうことはありません。日本の労働組合法を改悪されて、今説かれた通りに暴力の行使はこれを正当行為と解してはならぬといふふうになつたけれども、改正前の規定を御承知でありましょう。改正前の規定の方が正しい姿なのです。改悪されて、もうすでに反動化されて、そういう反動立法になつておる。そういうインキな労働法規では基準にならぬのです。もし必要ならばあとでお目にかけてもいい。それはそれでいい。それでいいが、ともかくもこれによつてあなた方が第二条で保障されておる正当なる活動は制限しないということが必ず空文になる。これはきまりきつております。しかしそれを今ここでいろいろ論議してもしかたがない。先へ進みましょう。

第三條の二號のり、これは文字解釈の問題ですが、「この法律の規定により調査に従事する者に対し、凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法」これの「の罪、そこでこれは「凶器又は毒劇物を携え」かつ「多衆共同して」という意味でありますか。

○關政府委員 お答えいたします。意

味としてはお尋ねの通りであります。「凶器又は毒劇物を携え」そして「多衆共同してなす」ということに相なつております。

○田中(義)委員 そうすると多衆というのは二人以上のことでしようが、そこでまずお尋ねしましょう。たつた一人おつた、それが何か凶器を持つておつた、そうして公務執行妨害をやつたという場合には、このりには該当しないのでありますか。

○吉河政府委員 たつた一人の場合に該当いたしません。

○田中(義)委員 二人以上のときは該当しますね。イエスですか、ノーですか。

○吉河政府委員 お尋ねの通りであります。

○田中(義)委員 「凶器」はわかりますが、「毒劇物」というのはどういふのですか。たとえば人糞とかあるいはとうがらしの目つぶしとかいふのは毒劇物になりますか。

○關政府委員 お答えいたします。この法案に規定する「毒劇物」とは、人体に接触または吸飲等によつてその身体に傷害を与えるものをさすのであります。たとえて申しますならば、硫酸、塩酸、硝酸または黄燐というやうなものが必要にかやうなものであつて、人のからだに接触するとかあるいは飲むとか振りかけるとかいうことによりまして、人の身体に傷害を与えるものを毒劇物と称するのであります。人糞はこれには当りません。

○田中(義)委員 とうがらしの目つぶしは……。

○關政府委員 とうがらしももちろん毒劇物ではありません。

○田中(義)委員 いや、何もそれやろうというわけでは聞いておるわけじやありません。ついでに文字解釈をもう一つ聞いておきますが、この三條の第二項「団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合に、これに對して、云々、そこで、お尋ねするの、本部、支部というやうな、あるいは分会というやうな組織を持つた全国的な団体で、そうしてその一つの支部が本法に違反をしたという場合に、団体規制は、その支部なり当該分会にのみ適用されるのであるか、あるいは本部、全体の組織に適用されるのであるかということですか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。その支部だけではありません。

○田中(義)委員 たとえばここに全国的な組織があつて、全国に五十から五十という支部を持つておる。その下には無数の分会があるというやうな場合、そのうちで十から十という支部が本法に違反する行為をやつた、また何千とある分会のうちで百から百という分会が違反行為をやつたという場合に、これを集積して、かかるがゆゑにこの団体は破壊主義団体であるという認定の基礎になるかならないかということであります。

○吉河政府委員 なりません。

○田中(義)委員 そこで最初に申しましたように、この三條の主として教唆、扇動といふことの實際の適用を明らかにしておく必要と、私はいふ／＼な設例をしてみたい。まず演説ですが、たとえばこつちの内容の演説をやつた、たまたまとして考えられてつこうで

す。アジア侵略の共同の敵アメリカ帝國主義者どもを薙れ、中国はすでにこの偉大なる事業を完成し勝利をした。朝鮮でもこの闘いを勝利的に推進しつつある。ゲエトナムまたしかり、ビルマ、マレー、フィリピン、いづれの國、いづれの民族もアメリカ帝國主義並びにその重流たる英仏侵略主義と闘つてゐる。わが日本國民もこれらアジア兄弟と相提携して實力をもつてアメリカ帝國主義を追放しなければならぬ。眞の民族の獨立を闘い取らなければならぬ。まあかりにこつちの演説をぶつた人があつたとします。そうするとこれは該当するかせぬか、該当するならばどこに該当するか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。實力が何を意味するか、ただ實力では当りません。殺人とか放火とか、いろ／＼な具體的な内容が出て来ますと問題になります。

○田中(義)委員 大分はつきりして來た。その次にこつちの演説をやつたとします。民族の獨立、基本人權を闘ひとすることは正義である。日本を植民地化し、憲法を破壊し、人權を蹂躪してゐるアメリカ帝國主義並びにその番犬吉田反動政府を打倒しなければならぬ。そのためにはいかなる手段に訴へようとも完全に正義であり、少しの躊躇も必要なことではない、といふ趣旨の演説をしたとします。これはひつかりましようか。

○吉河政府委員 だん／＼むずかしい御設問になります。いかなる手段内容かはつきりしておりませんが、それだけでは該当しないものと思ひます。

○田中(義)委員 それでは、五月一日

のメーデーデモ事件は、明らかに國民がアメリカの植民地支配に対する燃えるやうな反抗心を抱いておることを証明する。そのことはアメリカ自動車の販賣放火、アメリカ軍人に対する暴行等の中に明らかに現れておる。民族の鬱積せる怒りと鬱憤の爆発が、すなわちこのメーデーデモ事件の眞の意義である。このメーデーデモの姿は、さらに發展を遂げ、全民族的な總決起となつて、初めて實力によつて彼らの追放と民族の獨立は闘い取られるであらう。これもかりません。具體的にすでに五・一メーデーデモのことで、犯罪と稱するものが引例されてゐる。

○關政府委員 お答えいたします。当

○田中(義)委員 今不景氣であるのに、税金が高い。店はぶつ倒れる。農民も非常に四苦八苦しておるのに、さらに税金がやたらに高い。農民も商人も労働者もそうですが、悪税反対というので、非常に運動しておるわけでありまして。そこで税金闘争ということが今も起つたつあるが、將來大に發展して来ると思ひます。そこでかりに悪税によつて非常にいじめられた部落なら部落、村落なら村落があるとして、そこで村民大会を催した。そこで組織者なり指導者の一人が演説をぶつた。その内容は、もうどうにもならぬ、だからひとつ税務署へ押しかけて行こう、氣勢を添えるためにむしろ旗を立てて、はち巻をして行こうじやないか、そうして税金を負けるといふ約束をせぬことには税務署の周囲にたと

い二日も三日でもすわり込もうじやないか、弁当を二、三日分用意して来いといふやうな演説をしたとします。

これはどうでしょう。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。すわり込み陳情をしようというようなことでないかと考えておりますが、入らないものを考えております。

○田中(義)委員 同様に職業安定所の労働者の闘争が今盛り上つております。御承知のように都会で二百四十円見当、いなかでは二百円見当しか日給がもらえないのでありますが、これが実は月のうち十五日か二十日くらいしか労働が割当てられない。家族が自分を入れて五人というのが平均になつていくようですが、とてもこれでは飯が食えぬということはわかり切つています。そこで生きるか死ぬかというので職安労働者が闘争を起している。あぶれ反対闘争、仕事をくれ、たつた十五日の働きの飯が食えぬじやないかと、いう必死の闘争をしております。そこで演説をぶつた。われ／＼は憲法に保障されているところの生活をする権利がある、食つて行く権利がある、餓死しなければならぬ義務はどこにもない、政治家が悪いからこういうことになる、あれだけ膨大な予算を組みながら鼻くそほどの失業対策費用しか出さぬじやないか、けしからぬ、まず職安に押しかけろ、場合によつては職安をたたきつぶしてしまえというやうな相当激越なる演説をぶつたとする。最後の職安をたたきつぶしてしまえ、具体的な方法は示しておりませんが、たたきつぶしてしまえという言葉で演説を終つたとする。これはどうでしょう。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。たたきつぶせというところが暴行脅迫を意味するというやうな場合には、

これはなか／＼重大な問題になると考えます。

○田中(義)委員 もう一つ、二つです。からげひとも聞いていただきたい。今や日本では政府は再軍備をやつておらぬと言つてゐるけれども、これは政府委員諸君もまさか日本が再軍備への過程を歩いておらぬなどとお考えでありますまい。どん／＼アメリカのための再軍備をやつてゐる。しかも今では警察予備隊という形であるが、これへの応募者さえも、もう一般の輿論が再軍備反対、兵隊はいやだ、アメリカの肉弾に供せられるのはごめんだという考えが徹底しております関係上、徴兵反対という運動が起きております。

徴兵反対は飛躍し過ぎるやうであるけれども、実は政府の意図がいろいろな方面から伝えられてゐる。すなわちアメリカの選抜徴兵制なるものをしようとしてゐるということも伝えられてゐる。すなわち純然たる徴兵制度、あの軍国主義時代の徴兵制度というものを復活するわけにはどうもくあいが悪いので、そこで形は自由応募という形をとりますが、実は政府は各地方団体の長に対してお前の村は十人ほど人をだせ、お前の県では二万人だせというふうな人の割当をして来る。それでもつてその村なり県なりは責任を持つて出さなければならぬ。そうするとその区域の壮丁に対して、お前はひとつ警察予備隊——今度は保安隊かもしれないが、保安隊に入隊希望書を出せというので、勧誘という形ではあるが実は半強制的な方法で兵隊を募る。警察予備隊員も募るということがまあ行われようとしてゐるというふうな流布されております。おそらくこれは真相だ

らうと思う。単なるデマではないと思ふ。そういうふうな過程は、必ず今度には実現して来ると思ふ。そこで国民は命の問題であるので真剣になつて、ことに学徒及び青年は今実に真剣になつて徴兵反対、再軍備反対、戦争反対、アメリカ帝國主義退けてくれというので熾烈なる運動を起してゐる。学生の運動を非常に政府の諸君は軽く評価されているかもしれないが、私どもが見るところではこの問題にも関連して非常に重大な意味を持つてゐると思ひます。そこでそういうふうな徴兵反対、戦争反対というやうな機運が起つてゐる。その種の催しがあつてもこつちでも催される。しよつちやう演説がぶたれる。その演説でこつちやうなことが言われたとする。われわれはアメリカ支配を基本とする日本の戦争態勢というものは絶対反対だ、われ／＼はそういう政策を行おうとするやうな買収政府であるならば、われわれは實力に訴えてでもこの政府を打倒しなければならぬ、われ／＼は真に民主的な自主的な民族の平和態勢を打立てなければならぬ、戦争は絶対反対である、徴兵に応募するなというやうな趣旨の演説をやつたとします。これはかかりますか。

○關政府委員 お答えいたします。實力によつて打倒するといふ表現であります、内容がそれだけでははつきりいたしませんから、単にこれだけであつたらば、もちろん法律のもとにおいて活動してゐるものと思ひますから、これだけであるならば該當しないものと思ふのであります。

○田中(義)委員 どうもあなた方ほんならいいが、大丈夫ですかね。かからぬからぬと言われるが……。それではもう一つ。軍事施設があちこちに今どん／＼つくられる。及び警察予備隊なり今度の保安隊なりのために、これまた広大な地面が強制的に取上げられる。そこで農民その他土地に關係を持つてゐるところの国民は、非常に神経をとがらしてゐるわけだ。土地取上げ反対闘争というものが今起つてゐる。將來ますます／＼起る。勢いのおもむくところは、取上げをしようとする政府機関に、あるいはその背後にあるアメリカ政府というものと正面衝突をいたします。われ／＼は戦争のための土地取上げに対しては絶対反対だ。アメリカの戦争態勢に協力する意味での今の政府の土地取上げ政策に対しては断固反対だ。それまでいいと思ひます。それから、それをもし強行しようというならば、これは死活の問題であるがゆえにいかなる手段に訴えてでも、場合によつてはいかなる種類の犯罪を犯してでも、われ／＼の生活を守らなければならぬという意味のことを演説したとします。どうでしょう。

○關政府委員 お答えいたします。ただいまの事例におきまして土地取上げという問題に対する反対、これはもちろん「政治上の」云々という条件に當る問題でありまして、その条件の中にいかなる犯罪に訴えてでもというところに相なります、その犯罪というところが当然どういふことであるか、大体のところは相當各種の事情から推定されるものである。しかしてそれらのものが三条二号のどれにかかつてゐるというところに相なりますと、さやうな激越

なる文言は、教唆なり扇動なりのいずれかに該當する場合が多からうと思ふのであります。

○田嶋好(委員)代理 これにて休憩いたし、午後二時より再開いたします。

午後一時休憩

午後二時三十五分開議

○佐瀬委員 休憩前に引続き會議を開きます。

この際お諮りいたしますが、一昨八日より九日にかけて、早稲田大学に起りました事件について、警視總監田中榮一君、早稲田大学総長島田孝一君、同大学厚生部長兼学生課長瀧口宏君、以上三名の方を参考人としたし、その状況の説明を求めたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○佐瀬委員長 御異議なしと認めます。よつてさやうに決します。

なお後刻本件について、文部省当局より政府委員が出席される予定になつておりますから、この点を御報告申し上げます。

○島田参考人 ただいま委員長からお話のごさいましたように、五月の八日から九日の明け方にかけて、大学において事件が発生いたしましたことは、皆様もすでに御承知であらうと思ひます。私はこの際事件の概要を最初に申し上げまして、皆様の御参考に供したいと思ふのであります。

この事件がまず始まりました時刻

は、五月八日の午後四時前後と考えられるのであります。この際警視庁管内の神楽坂署の刑事の方が、二人大学に見えたのでありますが、そのうちの一人が学生に包囲されまして、何がゆえに大学に無断で立ち入ったかというようなことから、この問題が発生して参つたのであります。一人の刑事の人は、幸いにして学生の包囲をのがれまして、無事に帰つておられるようでございますが、他の一人の方が遂にその夜に至りますまで、相当長時間にわたりますで、学生の、いわゆる軟禁と申しますか、警察側の言葉をかりて申しますならば、そういう状態に置かれたという事、これはまさしく事実と申し上げることができると思ふのであります。

さてこの問題につきまして、大学側といたしまして、いかにこれを取上げたいかということが、次の問題になるのであります。われ／＼が、事態がだんだん進むにつれて、何とかしてこれを平穩に治めたいという希望から、大体午後七時前後からいたしまして、大学の当局もこの中に介入をいたしました。事件の解決に十分の努力をしたわけでございますが、その前後に至りまして、予備隊の一部が、すでに、われ／＼のまづたく要請のないにかかわらず、大学の正門前に来ている事実もございまして。その間に私どもは、従来のような解決方法では、とうていこの問題は解決することができないという見通しからいたしまして、大学側からは四名の者が代表的に出たのであります。その一人が教育学部長の佐々木八郎君でございます。次の一人が文学部

教授の荻野三七彦君であります。さらに第三番目の一人が、きょうここに出席しておられる、参考人の一人である早稲田大学厚生部長兼学生課長瀧口宏君であり、他にも一人文学部の教授の根本君がこれに参加いたしました。大学当局を代表いたします者といまして、四名がこれに参加いたしました。学生の代表数名を交え、さらに警察側から、神楽坂署長以外に、もう一人お入りになつて、同時にいわゆる軟禁という状態に置かれておられますところの山本巡査も、その同席におられます。協議を続けたのであります。私どもは全力をあげまして、この問題を平穩裡に解決したいという事に努めたのであります。遂にかかる経過に至らないで、警察側の実力行使が午前二時前後において行われるという結果になりました。皆様の御承知のような、さらにさま／＼な事象がそこに現われ参りましたことは、私どもとして非常に遺憾の上のことと考えておるのでございます。

なお私がこの際申し上げたいのは、当日いわゆる三者会談と申しますか、その現場に私は遂に立ち入ることが不可能に陥りました。現場におることができなかったものであります。幸いにいたしまして、今日参考人の一人として、ここに出席しております早稲田大学の瀧口学生厚生部長が、終始一貫この現場にもおつて、努力をした一人でございます。後刻詳細なる御報告を申し上げます。思つております。

さて、私はここで事件の全体について、もう一回振り返つて皆様にお知らせしたいと思ふのであります。事の起り

は、先ほど申し上げましたように、神楽坂警察の二人の刑事の諸君が、学生の住所を知りたいということで、大学に御連絡があつたのであります。それは五月七日の午後と記憶いたしたのでございますが、電話をもちまして、第一文学部の某という学生の住所はどこであるかというこの電話の御連絡があつたわけでございます。これを受けましたのが、第一文学部の事務主任をしております市川万助という者でございます。この連絡がございまして、市川君が答えましたのは、いかなる意味においてかかる住所をお聞きになるのかという事を伺つたのであります。それがそれに対する明快な御答弁はなかつたようでございます。しかし住所は正確に申し上げたのであります。ところがその翌日、すなわち五月八日の午後、再び大学を訪れました意味は、前日申し上げた住所の所にかかる学生はおらない、さらに調べる必要があつてやつて来たのだ、こういうのが二回目に見えましたところの事情であつたやうでございます。その際に、先ほど申し上げましたように、二人の諸君が学生との間にいざこざを起して来た、こういう経過でございます。

この問題を考へて参りますと、この事件の中の一つのポイントをここに示しておると思ふのでございまして、すなわち警察側は、あくまで事前に大学との連絡を完全に行つて学内に立ち入つていないやないかという御主張を、せんだつて以来しば／＼伺つておるのではありません。私どもは、いわゆる次官通達と申しますことにつきまして、学内立入りということが直接に関連あるかないかという問題については、多

少違つた意見を持つておるのでございまして。私個人といたしましては、およそ次官通達と現在言われておりますもの、その精神並びに趣旨というものは、デモあるいは集会の問題についてのものが考えられておりますので、あらゆる警察官が、あらゆる場合において学内に立ち入るという事を次官通達の線によつて律しようという事は、私は大学としてはまづたく考へておらないのでございます。またかくあるべきが正式な解釈であると私は信じて疑わぬのであります。また重ねて申し上げますが、前回私はこの同じ委員会において陳述をいたしました際にも申し上げたごとく、大学自体が決して完全な治外法権的な存在であるわけではないという事を申し上げておるのであります。

現在もその心境においていささかの變化もございせん。大学の自治と申しますことを私が解しておるのは、結局学問研究上の自由であつて、何ものにも支配されざるどころの学問の研究の自由というものが、大学になければならぬということだけでございます。それ以外の問題について、とかくの事を申し上げることは、まづたく不必要であると私自身は考へておるのでございます。従いましていかなる目的をお持ちになつたかは別といたしましても、ある特殊の目的のために調査が必要になり、そのために大学に警察の方が御連絡になるということ自体において、私は私がむべき何ものもないと、ここではつきりと申し上げたいのであります。私はそれを決して問題にしておりません。ただ私はこの際つけ加えたいことは、一連の学生対警察の問題が、かく多くの国立大学、私立大

学において起つております現状において、警察の方が、より一層に注意と配慮をこの問題に用いていただきたいというところが、私の衷心からの希望であり、お願いでございます。非常にデリケートの関係にあります。この二者を、軽々にお取扱ひになつて、まあよろうというやうな単純なお考えから行動をなさるという事は、現下の情勢のもとにおきましては、私は一応考へべき問題であるのじやないかということをお聞きを申し上げます。いづれにいたしましても、こういう問題からせんだつての事件は発生して参りました。そうしていわゆる世の中で言うところの上げという言葉を現わされるやうな状態になつて参つたのであります。

次に申し上げたいことは、最近の警察側のお話を伺つておりますと、いかにも山本巡査という方に対して、学生があるいは暴行を働き、あるいは脅迫がましいことをやつたのではないかと、いうことを非常に強く言つていらつたやうのであります。私は断じてかかる事実のないという事をここでつきり申し上げたいのでございます。むしろ学生との論議は多少ございました。けれども、その方がある一室に監禁して、まづたく行動の自由を奪うというやうなことは、私としてはまづたく考えられない想像の話であると申し上げたいのであります。現にこの後に現われ参りました、いわゆる先ほど申し上げた三者協議の場合におきましても、山本君自身は神楽坂伊藤署長のそばに座を占められて、発言もなされることのできれば、いかなる行動の自由もお持ちになつておつたとい

この事実も、はつきりお認めを願いたいのであります。さらにその後、山本君が、多少気分が悪いというようなお話がございましたので、私どもは礼を尽して、この方を教育学部の学部長室にお移しして、学部長用のソファアを提供し、食事も差上げ、かつまた少し気分が悪いから、熱があるようだからという話も伺ったものでございますから、頭を水で冷やしてあげるといいますに、私どもは十分な礼を尽して、この方をお取扱いたしました私どもは信じております。ことに学生数名をつけまして、ほかの者が暴力でも加えることがないようにという注意もいたしたのであります。この点はおそらく警察側には当時はおわかりになっておらなかつたことであらうと思うのであります。後に伺いますと、彼がどんな悲惨な状態にあるかわからないから、一刻も早く養還するのである、従つてそのために実力行使もやむを得ないと、こういう御解釈があつたようでございますが、私はこの点を委員の皆様に申し上げるにあたりまして、少しもここで誇張をしたり、事実を歪曲して申し上げる考えはないのであります。現実の、私の知る限りのファクトをファクトとして申し上げておることだけは、ひとつ委員の皆様が御承知を願いたいと思うところでございます。

なお私はいろいろ申し上げたことがあるのでありますが、第三点として申し上げたいと思ひますことは、先ほど触れました実力行使の問題でございます。この点につきましては、御承知のように新聞でも伝わっておりますように、増井警備第一部長、それから衛藤第四方面本部長、それから前の戸塚

署長の江間孝三郎、もうお一人私は名前を存じ上げないのでありますが、四人の方が私の自宅においでになりました、いろ／＼これについてのお話がございます。そのときのお話を私申し上げるといたしますと、大体二点に要約ができると思うのでありますが、第一点は、先ほど申し上げた山本君の奪還を何としても断行しなければならぬ、こういうお話でございます。そのためには、あまりに三者協議会の時間が遅延いたしますならば、そこにおいて実力行使やむを得ない、こういうお話であつたのであります。私は、しかしそれにお答えいたしましたのでありますが、第一点につきましては、むしろ私といえども、何らこの山本君をお歸しいたしますことに躊躇するわけでないのであります、一刻も早く御自由にお歸り願ふことを私も大学当局としては衷心から望んでおりましたことは当然でございます。ただ当時の状況のもとにおきましては、おそらく学生諸君がなか／＼いよめるわび証文でも書かなければお歸しができないということを言い張つておつたことも事実でございます。それから、そのデリケートの關係のもとにおいて考えられるということが、この問題についての一つの考え方であるのじやないかと私は思つたのでございますが、私はあげられませんでした第一点について、何ら私自身として反対すべき根拠を持つておらないのであります。ただ第二点でございます。どうしても実力行使をしなくちゃならぬというようなお話が場合によつては起るのだということでございますが、しかし私はこういうお答えをしておるのであります。むしろ私は學園内に警

官の方が実力を行使なさるとのこと、
 自体、そのものについてはまったく拒否をする権利も何もないのでございまして、私がかりに了承いたさぬといたしましても、先方での必要ありとお認めになつたときは、是が非でもおやりになるでございましょう。また場合に、警察側の協力を求めなければならぬ場合もあるいは生ずるでございましょう。現に一昨年の十月十七日に取りました大学内の事件におきましては、かかる一つの例が現われておるわけでございます。しかし今回の場合は、私は前回の場合と非常に趣を異にしていると申し上げたいのでございまして、すなわち三者協議会とでも名をつけられるような——決して学生だけが警察官の方と相対立して学生の司会のもとに何も行うということではないのであります。大学当局も責任ある者が数名これに参加いたしまして、ここにその場の議長は、ここにおられる瀧口学生厚生部長でございます。この司会のもとにおきまして、まさに解決の一手手前まで来ておる際に、それでも時間がたつた遷延するからという根拠のもとに実力を行使なさるとのこととは、私としては耐え得られないところでございまして、私は最後まで、もうしばらくお待ちを願いたいということを——これはすべて電話連絡でございますが、しきりに希望しておつたのでありますが、遂に私の目的は達することができなかつたわけでございます。

いずれにいたしましても、この問題について、もう一言私はお許しを得て申し上げたいことは、何がゆゑに、か

かる長時間にわたつて協議会が行われたかという点で、ございます。私は、学生が警官に對しましてかかる行動に出たことはまことに遺憾であるから、一筆書いて今後そういうことがないように誓つてほしいということを要求したのでございますけれども、どうしてもそれを最初書きにならぬとおつしやるのであります。後にはお書きになるとおつしやつたのであります。今もうすぐ来るから、それまで待て、こういうお話でございまして、結局この時間の遷延を理由にいたしまして、その後起つて参りましたこの実力行使という問題は、いづれにその原因があるかということとを賢明なる委員諸君も十分にこの席で御判断を願いたいと思ふのであります。大学側がはたしてこれを延ばしたのか、警察側が故意にこれをお延ばしになつたのか、その点をひとつはつきりさせていただいて、この問題についての御判断を煩わしたいと私は衷心から希望いたします。

それからもう一点私の申し上げたいことは、学生が一筆書いて今後かかることの再び繰返すことのないようにしてほしいということを言つたわけでございませうけれども、これがはたして妥当であるかどうかという問題、そういうことは学生として警察官に對して要求し得るものなりやいなやという問題でございませう。私は多少ここにも学生側にあるいは行き過ぎがあつたのじやないかというのを認めませう。あるいはそれ以前に起りました、すなわち軟禁の初期の状態においては、あるいは学生側に遺憾の態度があつたのじやないか、率直に私は大学側のかかる事情も皆様にありのままに申し上げたいと

思います。しかし私は後に起つて参りました最後の場面について二つだけのことを申し上げたいのでありますが、その第一点は、警察官が、やはりどこからの命令でございいますか、上の方から、私が完全な了解を与えてないにかかわらず、実力を行使なすつたというこの点でございいます。増井第一部長が、私が了解を与えたと新聞にはおつしやつておられます。私はこの点はどちらを皆様がお信じになるか、これは賢明な御判断におまかせするよりほかないと思うのでありますが、私は最後の瞬間まで、お待ちを願いたいということは懇願しておるのであります。ただ先ほど申し上げたように、原則的に大学というものが警察の実力行使というものをあらゆる場合において拒否し得ないというその原則を認めるのだということを私は確かに言っておりますので、あるいはそれを一つの根拠になさつてそういうことになつたのかも知れない。ことにまた私はここまで申し上げたいのでありますが、最後にちやうど二時二十分前くらいでございましょう。時間が私はつきりいたしません。が、おそらく十二時四十分と申しましようか、一時二十分前と申しましようか、その明け方のことでございいます。が、おそらく戸塚署と想像されるのでありますが、私のところになぎ／＼電話をかけて来られました。私はさつそく受話器をつたのでありますが、みづからお切りになつて、その後私がいくらかこちらからお呼出ししても応答はなないのでございいます。私はこういう想像をいたしますことは非常におかしいと思いますけれども、おそらくその際

が実行行使を御決定になつた時刻であつたのじやないか。しかも私にそういうことを一方的に御通告になろうとなつたのであらうと思われるのでありますが、そのことは一言もお触れにならないで、ただ私を電話口にお呼び出しになられて、しかも電話をみずからお切りになつて、そのまゝあとの連絡が断たれてしまつた、こういうことは私非常に遺憾に考へるのであります。私はそういうこまかいことを申し上げる考へはないのでありますが、いずれにいたしましても、その点について私は非常に残念に思つております。

それからもう一つは、今回の学生の態度でございます。私は最近しばしばわれ／＼の学園内に起ります学生の運動についても、決してこれを是認はしておりません。学生側に非がございすならば、あくまで糾弾する立場に立つておるのでありますが、しかし今回学生によつて示された実行行使の際における態度というものは、さすがに私は自分の大学の学生を何か弁護して申し上げる考へはございませぬけれども、私は相当にりつぱな態度を示してくれたと思つております。

最後に、私は、大学といたしましてこの問題についてどういふことを考へておるかというのを、ごく簡単に一言だけ申し上げて、最初の御命令に服したいと思つておりますが、ただいままで学園内におきまして、この問題の措置といたしまして考へておりますことは、ここに告示といたしまして、大学の学生に対して一般に示してありますことの中にほとんど尽きておると思つております。それだけをひとつ読み上げることをお許し願つて、私の

参考人としての責めを免れさせていただきたいと思ひます。私どもはこういうふうな表現をいたしまして、これは新聞にも出ておるので御存じであらうと思ひますが、繰返して私申し上げたいのであります。

最近の諸大学における状況にもかかわらず、警察の学内連絡が不十分であつたため、それが事件の発端となつたことは遺憾である。但し、当初一部学生に多少懸念を欠く行為があつたことは認められる。

大学当局、警察、学生の会談が妥結せんとしたときに、突如武裝警官が学内に侵入し、不祥事件を引き起したことは、はなはだ遺憾である。この際、真に学園の自治と研究の自由を確保しなければならぬ。ついでに、学生諸君もわれ／＼自身の方で学園を守ることをかたく期してほしい。なお大学においては、事実調査の上、善処するから、学生諸君においても、再びこのような事態を生ぜしめないよう、十分に自重をせられたい。

こういうことをさきに学生に申しまして、私どもは今後十分皆様の御意見も伺つた上で、大学が大学らしい解決策をこころはかりたいと思つておるのであります。いたづらに私どもは、警察側の方と摩擦をこれ以上起しまして、事を構えるというようなことは全然考へておりません。のみならず、私共がただ一言こで言わしめたいただいたいの、治安の問題はわが国の現下において非常に重要な問題の一つであると信じております。にもかかわらず、警察の諸君があまりに妥協を欠いた態度を今後においてもお続けになるとい

うことは、この治安問題をほんとうの意味で十分に解決する上には、むしろ害があつても益なきことではないか。正々堂々と、完全に治安の維持のためにお尽くしださることを私は衷心よりお願いしてやまないし、また大学は正しいかゝる態度について、心からの御協力を申し上げるということは、私共ここで衷心からお願い申し上げてさしつかえないと思つております。

○佐藤委員長 なお具体的な事実の詳細につきましましては、いずれ後日各委員の調査に譲りまして、この際委員長として簡単に二点だけ島田総長にたゞしおきたいのであります。それは山本巡査のいわゆる軟禁から、実行行使までの間に長時間の交渉を要したようでありましたが、妥結に至らず、長時間を要したその理由がどこにあつたかという点と、次官通達で大学の自治と警察権の限界とを調整して大学を管理する上においてすでに不十分ではないかというふうにお思われる節があるのではないかと伺われておりますが、この点に對する御意見と、この二点だけを簡単に承つておきたいと思ひます。

○島田参考人 ただいま委員長から二点について御質問があつたのであります。第一点は、先ほど私触れしましたように、時間の遷延は確かに数時間にわたつてあつたわけでありまして、しかしその原因が那邊にあつたということ、主観的に考へますならば、いろいろの見方もございましょう。ただ早稲田大学を代表いたします私共といたしましては、なぜ内容のそう著しく極端でもない一枚の紙をお書きになるといふことをあれほど長く拒否なさつたか、かつまた、最初はお書きにならないとお

つしやつてゐるのに、あとでは、よろしい、こういう情勢のもとにおいては書こうというのを表明しておられながら、何がゆゑにそれを御実行にならなかつたか、その点からこの時間の遷延というものが遂に起つて参つた。大それたことをたゞいま考へておられますことを率直に申し上げたいのであります。

第二点の御質問でございますが、いわゆる次官通達の問題でございます。この点は、先ほど申し上げましたように、私自身の考へといたしましては、次官通達それ自体は決して広きにわたつてゐるとは考へておるものではございせん、公安条例に基きますところの集会並びにデモが学園内において行われたことについての考へられたい通達であるとは私は解しておるのであります。それ以外の問題について、現在ございします次官通達というものを援用しようという点において、すでに多少の行き過ぎがあるのではないかと私自身は考へてゐるのであります。

ただ問題は、先ほど触れましたように、現下の情勢下において次官通達の線を守るといふことが、本来その通達に示されております範囲外の問題におきまして、必要であるかないかというのが、ただいまの問題であるとは私は思つておるものであります。私はそれを先ほど申し上げたのであります。問題は別であるかもしれない。しかし精神においては、次官通達において示されたその精神、趣旨というものを、大学の場合においては使つていただくといふことができるならば、私どもとしてはたいへん幸いである、これを申し上げたい

であります。しかしながら現在現われしております次官通達そのものだけをとりつてみますならば、おそらくまだ考慮の上で改善すべき余地も多々あるかと思つたのであります。これはさらに文部当局並びに警察庁の当局が今後いろいろ考へになつて、これを利用する上において、ただいまのような疑義を生じましたり、あるいは適用の上においてのその範囲が不明瞭であつたりするのを一掃していただくことができれば、なお幸いであると思つてゐる次第でございます。

○佐藤委員長 次は、早稲田大学厚生部長瀧口宏君にお願いいたします。○瀧口参考人 現在早稲田大学で学生厚生部長を、かつ学生生活課長を兼ねております瀧口宏であります。当日は東京大学の会議に出ておりました。その事件の発端について目撃をしてゐるのではありません。従ひまして、その事件の発端につきましては、ただいま島田総長から御説明のありました以上につけ加へることを差控えます。

七時十分ごろでございましたが、私は島田総長のもとまで訪れまして、島田総長がちょうど、事件の重大であることを收拾されるために、みづからおうちを出ようとしてゐる場面に遭遇したのであります。私は島田総長に、しばらく待つていただきたい、私がまず行きますというので、それでおわかれをして、ただちにやつて参りましたところ、すでに大学の正門階段前には、二百名近くであるかと思つたのであります。が、武装警官が並んでおつたのであります。その先頭に神楽坂の署長が私服であり、また私の知つてゐる範囲で見受けましたところ、戸塚警察署の次

席であるか、三席であるかの顔見知りの方がおられたのであります。この方は武装しておられました。そこで私は署長さんに、今私が一応向うへ行つて事態を収拾するから絶対にこの武装警官を中に入れないようにしていただきたいという事を申し述べまして、二号館と本部のちようど中間で固まつてやつておつたものでございますから、そこへはせつめたのでございます。そこでちよつと註釈めいたことを申し上げますが、本来学生部長もしくは補導部長というようなものは、どこの大学へ行きますとも、大体一部の学生諸君からは反動の巨魁のごとく見られてゐるものであり、多くの場合に、学生部長が出て参りますと、事態はかえつて急迫になることが多いような場面があるものでございますが、私が参りました、学生諸君は拍手はもちろんいたしませんでしたが、静かに私を迎え、そして私が、諸君、まず静かにぼくの言うことを聞いてくれと言つたときに、一言の声もなかつたという状態でありました。私は学生諸君に、輕率妄動することの絶対いけないことを述べまして、それからただちにそこにおられました二名の私服の方、これは後にわかりましたが、一名の方が、問題になつております山本巡査であり、もう一名の方は、藤沢ですか、藤田ですか、警部補の階級だろうと思いますが、ともかくおいでになつたのは、六時ごろの方で、神楽坂署長の代理としておいでになつたということであつたのであります。この兩名の方でございまして、さうして学生に聞きますと——学生ばかりでなく、御兩名にも聞いたのであります。当時の段階は、この御

兩名で一筆書こうという段階にまで到達しておつたというのであります。そこで私は、学生の大勢おる中でもつて一筆書かせようということが、脅迫的な行為であつたとするならば、はなはだ遺憾であると思ひましたので、御兩名にその旨を伺ひましたところ、われわれは書いてもよいのだ、ただ、すぐそこに署長がいるから、それと連絡をとつて、署長がうんと言へば、われわれは書くんだ、こういうお答えでありました。署長がうんと言へば書く、これは、すでにこの近くに武装警官が多数おり、そこに多数の学生がおるという段階におきましては、きわめて円満に解決させるための唯一の道であると思ひましたので、それではお書き願ひたいと言ひましたところが、その兩名の方々に署長との間には連絡がとり得たさうでございまして、これは確認はしておりますが、学生に言ひしめますと、御兩名の御意見を署長さんの方に付て伝へたと言つたことを言つておりました。私が参りましたから御兩名の御意見というものを署長さんにお伝えするといふ約束をしたのであります。その際に私が連絡役に當つても、あるいはその御兩名のうちのいずれか一名が連絡役に當りまして、学生の多少の動搖は避けられないところであり、学生が多少でも動搖しますならば、武装警官がそこに入つて来るといふきつかけにもなるというまことに不運な事態を起す可能性がございまして、私の課におります川原田といふものを呼びまして、そしてこの川原田君に、私だけの意見で、この御兩名の御意見を直接署長さんに伝えていた

だくようにしたのであります。この御兩名の意見は最初二回は口頭で、第三回ははたしか、書面に書いていただいた。その書面に書いていただいたのは警部補の方でございまして、紙に書いていただいた、その裏に私がさらに、この事態は署長さんがうんと言つてくださるのが事態を収拾する唯一の道であるからお願ひしますといつて、そして添書をいたしまして持つて行つていただいたのであります。不幸にして署長さんからうんという御返事がなかつた。この警部補の方は署長さんにここに來ていただいた方がいい、もしくははいただいてもいいということを言われておりましたが、私としては署長さんをこへお招きするということとはかえつてぐあいが悪いと思ひました。が、私自身の言葉としては何も先方に申し上げていないのであります。さうこうしてゐる間に文学部の荻野教授並びに根本教授が現場にやつて参りました。私たちの中に入つたのでございまして、この三名でもつて何とか事態を収拾しようと思つておりましたところへ教育學部長の佐々木教授がまたやつて参りました。佐々木教授に伺ひますと、佐々木教授はずつと二階からこの事態を静かに見ておつて、さうして学生諸君がきわめて冷静に君の言うことを聞いておるといふのに自分は感激した。そこでこの事態をすみやかに解決しなければならぬと思ふから老骨をひつさげて飛び込んで来たんだ、場面が違ふかもしれないが、私が解決つけられるならしようといふこととございまして、それから神楽坂の署長さんに、そこに参ります前にお目にかかりまして署長さんと打合せをしまして來

られたのであります。その打合せの内容を佐々木學部長から聞いたのであります。が、この事態を解決させるために大學側と警察の方々、署長さんを含めまして、さうして学生をまじえて別室でもつて懇談をいたしますか打合せとか、さういふものをやりたいと思ふがいかであるか。これに対して署長さんはそれはその方がよろしい、自分は喜んでそこに行きます、もし陳謝すべきことがあれば陳謝いたしましてさうと、さういふふうにお答えになつたさうでございまして。そこで佐々木學部長さんからこの模様を学生一般に伝え、学生もただちに納得し、私が爾後の方法について伝え、ただちにこれも學生が納得し、さうして別室、つまり二号館の一階の部屋でもつて会談を持つことにしたのでございまして。その際先ほど總長が申されておりましたように、四名の者と十名の學生、実は十二、三名入つて來たのであります。それを十名に整理をいたしました。それは返したのであります。十名というのは署長さんの御了解を得ております。そして署長さんと、それから先ほど申しました二名の警官の方、それからあとからいつお入りになつたか明瞭に私は覚えておりませんが少し小太りの、警視庁の方といふことを後に報道の方からお聞きしました、さういふような方々が警察側としてお入りになつた次第でございまして。そして二言、三言言葉をかわしておりました。署長さんの言われるのに、私はこの事件の発端について何も知らないのだ、だからさうの打合せはここまでで打ちとめて、これはまたあらためてしたいものだとおつしやるので、それではちよつと話

が違ふ、のみならずそれは事態を収拾する道でないといふことを私も佐々木部長も説きまして、さうしてお願ひをしまして、さらに話を進めることにいたしましたのであります。この間學生には、私は終始静かにするようにと申しとおりました。事実學生はまことに静肅であつたのでございまして。このことを裏書きすることといたしましては、たとえば近くの学部で授業を受けておりました学生諸君の中にもつたぐこの事件を知らないで歸つておつて、あくさうの朝新聞を見てびっくりしたといふような學生もおりました。さういふような事態であつたといふことを御了承願ひたいと思ひます。もちろんその間に二言、三言私が申すことに對して多少のやじが飛びましても、そのやじに對しては仲間の者がすぐ制するといふ事態でありました。もとより一回四階の方からビラをまいた事実がございまして。このビラにいたしましてもまぎ始めるとすぐ學生の大多数がやめろといふように申しまして、そのビラまき行為をやめさせたといふのでございまして。そこで話の方でございまして、その次の段階に入りまして、さうとすつたもんだ話がございまして、それは省略いたします。その中でもつて先ほど總長が申されました次官通達の問題が出まして、學生から次官通達に反してゐるといふようなことが出まして、これに對して警察の方々から次官通達と逮捕状の問題は別問題であるといふお話であるので、私は學生を制しまして、実際それは警察側の言われるように次官通達に逮捕状の文字はないし、事実言われるその通りである。法理論云々といふことが警察側から出た

のでありますが、そういったようなことを続けまして、この次官通達そのまゝの問題ではないが、次官通達の精神にのつて署長さんお考えくださいと言つたことに對しては、署長さんが、私は同感だということを言つておられます。そこでその次の段階は、この交渉が署長さんによつて運ばれたのでございすが、なお言い落しましたのが、この会談では終始私が議長としての仕事をし、また学生諸君も、佐々木学部長までも私の議長としての立場を認めまして、発言する場合には必ず私の了解を得て発言をしておつた。中には興奮したしまして一言、二言学生のしやべつた者があるが、全部私が制すればやめてしまつた。私の了解を得ずに発言をせられたのはこの警視庁から来られたらしい小太りの方だけでございす。あとは全部私の統制のもとに発言をせられたという状況でございす。さてこの署長さんがちよつとお立ちになりまして、私に私語をされたい様子なので、私はそばに行きまして、何ですかと伺いましたら、学生の方から、大きな声で言つてくだされいという希望も出ました。それに対して、今署長さんが何か二人だけで話したいらしい、私は承るのだ、君たちは黙つているようにと申しまして、私が署長さんから承るところによりまして、今すぐそこに荻野巡査が来ているから荻野巡査に連絡をとつて一筆書いてもらう。これは書かせるという命令形ではなかつた、書いてもらう。だから連絡を出すのだ、しばらく待つてもらいたい、こういうお言葉でございしました。今すぐ、そうしてしばらくという言葉を私はそのまゝ信じて、それは十分

あればいいのだ、そうしてその事態がここで円満に解決するのだということを考えて、どうかそうしていただきたいと署長さんに述べたのでございす。署長さんは、たしか警部補の方であつたと思いますが、その方を連絡に出しまして、なお途中に学生がいいるといけませんから川原田君——私の課員をつかまして途中で出した次第であります。その警部補の方がどう連絡されたか。荻野巡査がすぐそこでどこにおられるかというのを聞くのは失礼に當ると思ひましたので質問も何もいたさなかつたが、しかしながら待つてど幕せどお歸りにならない。いまちよつとというお話が三十分たつてもお歸りにならない。そうしてその間に警視庁の太つた方はこのようなことを言つておられた。いたずらに時間を遷延すれば実行行使のやむなきに至るかもしれぬという注意をされた。私はそれを、ちよつと待つてくだされい、そういうことを今言われる段階ではない。今このところへ解決のための文書が来るのだというのを思ひまして、待つてくだされいと言つた。またその同じ方がこ

ういうようなことも言われた。この山本巡査はきよう午後から大分疲れておる、のみならず病み上りであるから、そうしてまた晩飯も食べていないのであるが、あなたはここの巡査をいつまでもこうして置くつもりかという御質問があつた、それに対して私は別にこの方についてくだされいとも、立ち去つてくだされいとも言う権利を持つていない。つまりこの方からだを私は拘束してゐるのじやないということを表現いたしまして、但しよくお考えになつていただきたい、今武義警官がそこにたく

さんいるんだ、たかさんの学生が静肅に待つてゐるんだ、このまゝこの方が出て行くと学生があゝ言うかも知れない、わあ／＼言つたときにたかちに事件が起るんだ、だからこのことをよくお考えになつていただきたいというのを、こちらから希望なりお願いなりを申し上げて、それで済ました次第でございす。そういったような、第二問と同じ質問といひますか、注意といひますか、そういったものがその後もしばしば／＼その太つた方から出されておりました。また神楽坂の署長さんが相当理解されて来た段階におきまして、その太つた方は、署長さんのうしろに立つておられて、絶えず耳打ちをし、また／＼と激励をしておつたというように私は受取つたのでございす。やがて四十分ばかりでございすしたか、歸つて参りましたのを拝見しておりますと、確かに何も持つていない、これはだめだつたかと私はがつかりしております、署長さんいやく、荻野巡査は別に過失があると思ひないから何も書く必要はない、こういう御返事であります。

ここでちよつとつけ加えますが、私が最初に申し述べましたように、そのときに学生はわび証文というやうな言葉を使つておりましたが、私はそれはいかぬ、わび証文といふやうな言葉は使はな、一筆書いていただくだけでいいんじやないか、しかもその文面も、きよの当初の行動に多少手違ひがあつたから、今後こういうことをしないようにするといふ程度のものでいいんじやないかといふことを言つたのに對しまして、学生は全部納得したのであります。ですから、大体その程度のも

のなら書いていただけるんじやないか、こう思つたのでございすが、だめだといふことになりまして話はまた逆もどりで、初めから次官通達の問題が出まして、いろ／＼なことになるにつて同じやうなことをまた一時間ばかり繰返したと思ひます。一時間くらいはたつたと思ひます。署長さんが、そうしてその次の段階で、署長さんが、それでは荻野巡査に命じて一筆書かせますと明確に言われた。だからしばらく待つていただきたい、荻野巡査に命じて——署長さんが命ずるので、それからこれは実行できると私は思ひます。やれやれがたいと思つたのでございす。そうしてまた連絡のため、警部補だつたと思ひますが、その方が出て行かれたのでございす。その方が出て行かれた後に、——出て行かれる前でございしましたか、山本巡査が大分疲れて晩飯も食べておらぬといふことでありますから、私どもはただちに弁当をとつて差上げましたが、もちろんこれはおあがりになりませんでした。そこでその方が連絡に出たあとで、私は山本さんに、あなたは疲れていてこじや食べにくいとおあがりなせんから、うしろのいすでおあがりになつて、そこでひつくり返つたらどうかという言葉をかけました。そうしますと、佐々木学部長も、ああそうだ、ぼくは忘れていたが、ぼくの部屋が二階にあるから二階に行つて休んでもらつたらと申しまして、学生諸君いーだろつと言いますと、学生ももちろんそれは賛成だと言つたのです。それから神楽坂の署長さんにも、あなたそれでいいですかと言つたら、署長もそれでよろしうございすといふことを明

いかとさえ私は感じておるのでござい
ます。

そこでその次の会談の方の話でござ
います。そうやって待つておりまし
たところ、いくら待つてもお帰りにな
らない。先ほどの「すぐそこ」にとつ
たく同じことでもあります。そこでそ
ういつたことが起るかしらんと私は考
えましたので、今の段階の最初の時期
に、署長さんに、それじゃ今萩野さん
はどこにおられるだろう——あまり遠
くにいるのではまた時間がかかるの
で、どこにおられるだろうと申し上げ
たところ、署におるはずだということ
でした。神楽坂署なら近いわけですが
ら、自動車で行けばそう長くかかるわ
けじゃないと私は判断いたしました。
それじゃなるべく早くしていただきた
い、われ／＼も時間を急いでなるべく
早く解決したいと思つてゐるからと、
その旨を申し述べました。なお警察側
から御意見が出ました。この事態を早
く収拾してねなければ困る、早くこ
の会議を終らせなければ困るという御
意見がありましたので、それは実は今
待つておるのでありますから、われわ
れがどうしようということではできない
ので、警察で今使ひを出してゐるから、
その使ひが一刻一秒でも早く帰つてく
れば、それだけ早く解決するのです
よと申し述べました。

またその前の会談で、山本君をここ
にはつておいてやれない、帰しても
らえないかとおつしやいましたとき
に、私は言葉をつけ加へまして、早く
お帰したい、だから使ひの方を早く
帰すように署長さんも努力してくださ
いということをお願いしておるので
ございます。こういたしました、やはり

四十分くらいも待つたでございまし
うか、待ちました末に、何も持たない
で連絡の方が帰つて参りました。私
は大いにつかりしたのでございま
すが、署長さんのお話を聞きますと、
自分としては——萩野巡査が、自分
としては署長の命令なら書いてもいい
が、第四方面の部長が書くなどと言
つておるから書けない、こう言うのだ
とおつしやつた。それが学生の前だつ
たので、間髪を入れず私は質問を申し
上げた。萩野巡査にとつてあなた
が直屬の上官なら、部長も直屬の上
官でしようと言ひましたら、そうなん
だ、実は自分の上官でもある、こうい
うお答えがありましたので、そこでこ
れではしようがないと思ひまして、署
長さんにお願ひいたしました。署長さ
ん、今この事態はもう一息で解決し得
るのであるから、どうか署長さんが本
部長に特別に電話をおかけになつて、
この事情をあなた自身から御説明にな
つていただきたい、と申し上げました
ところ、よろしいとおつしやいました
ので、あいに電話が前の建物について
おる——私たちのおりましたのは二
号館でございまして、一号館の本部の建
物の私の部屋に電話があるのでござい
ますが、そこへ行きますためには、学
生の静かに待つておるその中を通らな
ければならぬ。そこで私は懇から顔を
出して、学生に、今こういうわけで署
長さんが電話をおかけに行くから、君
たちそこをあげろと言つたところ、すぐ
一メートルばかり道をあけてくれたの
であります。そこで振り返つて、署長
さんどうぞおいでになつてください。
いや行かぬでもないんだ。それは困
る。私が学生に道をあげさせたからど

うぞおいでになつていただきたいと申
しましたところ、連絡を出しましたか
ら行かない、こうおつしやいました。
それは困るから、どうか直接お話し合
ひなつていただきたい、電話で連絡が
できるのでしよう、と言ひましたら、
それはできるとおつしやいました。
で、電話は向うにあるからと申しまし
たところ、署長さんは出て行かれて電
話をおかけに行かれたのでございま
す。署長さんが電話をおかけに行かれた後の
行動は私は存じません。向い側の私の
部屋に入りまして、あとから聞きます
と、中からかきをかけて電話を確かに
おかけになつたそうでございしますが、
そのことに對しては、私は直接見聞し
たものではございません。

そこで署長さんが電話をおかけに行つ
ておられるので、私もこの返事を
待つておつたのでございしますが、その
待つておつた時期には、すでに山本巡
査と、それからもう一人の警部補か何
かの方は学部長室に行つており、署長
も向い側の建物に電話をおかけに行つ
ており、もう一人小太りの方は、たしか
そのとき、いつの間にかもう抜けてお
られてその部屋にはおられなかつた。
おそれるその方は連絡に行かれたので
あらうと思うのでありますがおられな
かつた。こういう事態で、部屋の中に
は警察側の方は一人もおられなかつた
いうように私は了解しております。

そうして私も待つておりました
ら、やや電話がかけつた時間じやな
いかと思ふところに、警官がなだれを打
つて、静かにすわつてゐる学生の群れ
に殺到して参つたのであります。私は
窓からすぐ顔を出しまして——新聞社
の連中も全部顔を出しましたが、学生

は静かにしろ、騒いじやいけないとい
うことを述べました。私の目撃してい
る範囲では、警官はぞつと侵入して参
りまして、みな長い時間でございま
すからすわつて待つておりましたが、そ
の待つておりましたのを、うしろから
足でけつ飛ばしたり、こん棒で頭をな
ぐるということをやつておりました。
この時期におきまして、一名の学生の
抵抗者も、少くとも私の見てゐる面
ではなかつたのであります。ただ警官
はなぐる、けるという状態であつたとい
うことを申し上げることができるとい
うでございます。そうして警官隊がそう
いふあいでございますから私は急いで
飛び出しまして、諸君警官の諸君、待
つてくれ、こういうふうと言つたので
ございしますが、そんなことはもう血氣
にはやる警官諸君でございしますから聞
くべき問題ではない。どん／＼進んで
行かれる。ひよつと見ますと、けが人
がそこにござい／＼ころががつてゐる。私
は課員と一緒にそのけが人をすぐ収容
しなくちやいけないというので私の部
屋の方に収容させようといひました
が、すぐ向い側の部屋の入り口のとこ
ろに約三坪くらいの小さな部屋みたい
なものができてゐるのでございします
が、その中に十名ばかりの学生が退避
しておりました。そうしていづれも無
抵抗でございします。ほとんどうしろ向
きになつておりました。これを警棒
で盛んになぐつてゐる。この現場を私
は見たと。そこで私は飛んで行きまし
て、この警官隊にやめてください、や
めてくださいと言つた。すると今度は
私がなぐられた。私が包圍されて十
五、六頭をなぐられた。私は大学の学
生厚生部長だと言つたのですが、そん

なことはどうでもいらしいので、そ
んなことはどうでもいいとか何とか口
走つておられました。が、その間にも
私の頭を数回なぐつたりしてゐるとい
うような状態で、応援に来てなぐつた
人もあるというふうな状態でした。も
つとも遠慮してなぐられたのかもしれ
ませんが、私は現在ここがここに一つ
できてゐるだけで、あとは何も負傷が
ないのでございしますが、手の方は二箇
所を負つております。まだ多少——
大したことはないのですが、私はこん
なことは問題にいたしません。しか
しなごらはなはだ残念であつたのは、
私が身分を明らかにしてもなおかつ何
を言つてゐるのだというふうな態度
で、あとから飛んで来られてまでなぐ
るというふうな状態なんぞでございま
す。それから私は負傷した者を収容し
なければならぬので、だれか背広の
着はいるか、背広の者出ると言つて、
背広の者が多少課員が残つておりまし
て、その負傷者を収容するという方法
をとつたのでございしますが、もう倒れ
て動けない者もございまして、頭から
出ている血がノートをぬらししてゐると
いつたような状態でありました。あち
らこちらに血痕がある。まだ警官は逃
げてゐる者をどん／＼探してはおつか
けるといつたような状態でもございま
した。そこで私もあちこち救つて歩
きました。警官隊はもうろく救援隊じ
やないのでございしますから、こうい
う負傷した者を救つてゐるはずはないの
でございしますが、ともかくそんなよう
な状態であつたところを私は正直
に目撃したところを申し述べることが
できるのでございします。その間におき
まして、少くとも私の二つの目だけ

は静かにしろ、騒いじやいけないとい
うことを述べました。私の目撃してい
る範囲では、警官はぞつと侵入して参
りまして、みな長い時間でございま
すからすわつて待つておりましたが、そ
の待つておりましたのを、うしろから
足でけつ飛ばしたり、こん棒で頭をな
ぐるということをやつておりました。
この時期におきまして、一名の学生の
抵抗者も、少くとも私の見てゐる面
ではなかつたのであります。ただ警官
はなぐる、けるという状態であつたとい
うことを申し上げることができるとい
うでございます。そうして警官隊がそう
いふあいでございますから私は急いで
飛び出しまして、諸君警官の諸君、待
つてくれ、こういうふうと言つたので
ございしますが、そんなことはもう血氣
にはやる警官諸君でございしますから聞
くべき問題ではない。どん／＼進んで
行かれる。ひよつと見ますと、けが人
がそこにござい／＼ころががつてゐる。私
は課員と一緒にそのけが人をすぐ収容
しなくちやいけないというので私の部
屋の方に収容させようといひました
が、すぐ向い側の部屋の入り口のとこ
ろに約三坪くらいの小さな部屋みたい
なものができてゐるのでございします
が、その中に十名ばかりの学生が退避
しておりました。そうしていづれも無
抵抗でございします。ほとんどうしろ向
きになつておりました。これを警棒
で盛んになぐつてゐる。この現場を私
は見たと。そこで私は飛んで行きまし
て、この警官隊にやめてください、や
めてくださいと言つた。すると今度は
私がなぐられた。私が包圍されて十
五、六頭をなぐられた。私は大学の学
生厚生部長だと言つたのですが、そん

は静かにしろ、騒いじやいけないとい
うことを述べました。私の目撃してい
る範囲では、警官はぞつと侵入して参
りまして、みな長い時間でございま
すからすわつて待つておりましたが、そ
の待つておりましたのを、うしろから
足でけつ飛ばしたり、こん棒で頭をな
ぐるということをやつておりました。
この時期におきまして、一名の学生の
抵抗者も、少くとも私の見てゐる面
ではなかつたのであります。ただ警官
はなぐる、けるという状態であつたとい
うことを申し上げることができるとい
うでございます。そうして警官隊がそう
いふあいでございますから私は急いで
飛び出しまして、諸君警官の諸君、待
つてくれ、こういうふうと言つたので
ございしますが、そんなことはもう血氣
にはやる警官諸君でございしますから聞
くべき問題ではない。どん／＼進んで
行かれる。ひよつと見ますと、けが人
がそこにござい／＼ころががつてゐる。私
は課員と一緒にそのけが人をすぐ収容
しなくちやいけないというので私の部
屋の方に収容させようといひました
が、すぐ向い側の部屋の入り口のとこ
ろに約三坪くらいの小さな部屋みたい
なものができてゐるのでございします
が、その中に十名ばかりの学生が退避
しておりました。そうしていづれも無
抵抗でございします。ほとんどうしろ向
きになつておりました。これを警棒
で盛んになぐつてゐる。この現場を私
は見たと。そこで私は飛んで行きまし
て、この警官隊にやめてください、や
めてくださいと言つた。すると今度は
私がなぐられた。私が包圍されて十
五、六頭をなぐられた。私は大学の学
生厚生部長だと言つたのですが、そん

でございますのでこれは何とも申し上げられませんが、目で見、かつほかの方々の見たところでは、どうしても警官隊に対抗して格闘したというのがないようであると思し上げていいのではないかと。少くとも私は見なかった、こういうふうな申し上げることができるとでございます。ある者は突き落され地下室におつこちてそのまま動けなくなつておられます、ある者はみずから地下室へ飛び込んだ者もある。ある者は教室の中に逃げ込んだといったような状態であつたのでございます。それから私がずつと二号館の外の方へ参りましたときに、一隊の警官隊の方々の指揮者らしい人が——その指揮者らしい人がちやうど教育学部長の部屋を指さしまして、あそこだあそこだと言われまして、すぐ行けというのを言われまして、私は教育学部長の部屋の部屋に殺氣立つて殺到されたんではかなわないと思ひまして、川原田と一緒に乗りまして途中でその警官隊の先に出ようと思ひましたが、途中階段が狭いので制止されて、やつとそのドアの前で一番先頭に立つことができた。そしてその中に入りますと、中ではまだ学部長ももちろんおられますし、学生もおられますし、例の神楽坂の山本巡査もいたのでございますが、そこへ警官の諸君がずつと入つて行きました。あとで聞きますと、その段階の前にはすでに神楽坂の署長さんがどう入つたのか一隊を指揮してその部屋に入つておつたのでございますが、そこまでは私はわかりませんでしたが、ともかくそこに入つて佐々木学部長にちよつと声をかけ、そしてどうしようかと思つているときに、総員検束だと言ふ。どうにも

ならない。そこで佐々木学部長は学部長ですと言つて身分を明らかにした。しかしだれでもいいから検束だと言ふ。しようがありませんから私も黙つておりました。検束するのならしかたがない。出る所に出て物を言おうと思ひまして、学部長もここに笑つて、しかたありません。そこで私が先に立つて検束された形でございまして、警官隊もさすがに私も身分を名乗つておりましたので、佐々木学部長の両手はとりましたが、私の両手はとらない。私は警官隊の前に立つて、だれか来てくれ、私はどこに行つていいかわからないやないかといううなことを言ひまして外に出たところが、途中でもつてもいい。もういいと言つたつて検束したのだからもういいというではないというので……(笑聲)何か表へ出て、中佐ぐらいの階級章をつけられた方とどこに行きましたところ、その方がもういいから帰つてくれということを言う。私はそれ以上しつこく言うことはございせんから帰つて来た。こういう状態でございます。そうしてただちにみなを収容いたしました、それ、看護婦も残つておりまして、それで傷の手当をするなり、あるいは付近の病院にこれを送り込むといううなことを行つたのでございまして。そうして大体警官隊も撤去することになりまして、そうしてある間に総長先生が自宅からおいでになつたといううなことも私は耳にしたのでございまして。それで警官隊が帰りますので、そつちの方に学生が行つておりました、帰りがけによくある例でございまして、ばかやろうとか石を投げたりする事態があるともた紛糾することがありますので、学生にこつちへ来い、こつちへ来いと言ひながら一番前に出まして、その所は本部の正門前でございまして、そこから多少暗いのでございまして、そこであちこち歩いておりました、ちやうど警官隊が点呼をとつてい

るのを私は聞いておつたのでございまして。そこで警官隊の方には負傷者はほとんどなかつた、第何小隊全員異状ありませんとか、どういふ言葉か知りませんが、何かそういうふうな、検束一名といううな程度でございまして、警官隊は何も負傷はなかつたやうだということをお聞きしまして、そうして部屋に帰つて参りまして事後の措置をとつた。事後の措置と申しますのは、けが人をどうするかという問題でございまして、残つておりました課員全部を集めて指示をいたしました、そして総長先生が来ておられましたので、総長先生のとこに教務課長がやはりおりましたので、お伺ひした。こういうのが大体私の見た、そうしてまた聞いた——聞いたといひまして直接に聞いた部分ななるべく多くしてお話したのでございしますが、実情でございまして。

○佐瀬委員長 それでは次に警視總監田中榮一君にお願いいたします。○田中参考人 一昨晩の早大事件について私から一応御説明申し上げます。当法務委員会におきまして過般東大問題等におきましていろいろ御心配いたしまして、東大の大学問題についてはかくあるべきであるという委員会としての御決定をいたしまして、私どもとしましてはその決定に基づきまして大体今後とも警視庁、国警、特審局、検察庁、これらが大体打合せをいたしまして、文部当局ともたいたま次官通達の内容の具体化につきまして折衝中でありまして。その折衝中の過程におきまして、再び大学問題がここに起きましたことはまことに遺憾にたえない次第であります。この事案の具体的なことにつきましては先ほど島田早大総長並びにただいま学生生活課長からもお話をあつたのでありますが、若干警察側の意見とも違つております点がありますので、はなはだ恐縮であります。具体的には私からも一応説明させていただきます。ただいまお述べになりました方のきわめて絵に書いたやうな詳しい御意見があつたのでありますが、私は不幸にして現場におりましたので、あのような記述的な詳しい陳述はできないのを遺憾と思ひます。ただ大綱につきまして申し上げてみたいと存じます。

当日、八日の日でありましたか、神楽坂警察署の荻野巡査部長と山本巡査が早大に、ある容疑者の——これはすでに逮捕令状が出ておるのであります。その容疑者のことにつきまして、早大について一応事前に調査する必要があるものであります。それは令状を執行するため、さらに早大の事務当局について十分にその者の確認をする必要上、兩名の警察官が早大事務当局に出頭いたしましたのであります。この出頭する前に荻野巡査はもちろん次官通達の中で、彼も十分懸念もしておりますので、万一またこうしたことで問題が起つてはといううな考えであつたかと思ひますが、電話で一応早大管轄の戸塚警察署の方へ、どういふところへ行つたらよろしいのであるか、一応お聞きしたいということ、それで戸塚警察署から早大の学生課へ行つて、詳細なものであります。

○佐瀬委員長 加藤君、静粛に願ひます。○田中参考人 かようなことで、一応学生課の方へ連絡したのであります。が、学生課の方ではその者の身分は文学部に属しているの、学生課よりも文学部の方で聞いていただいた方がよろしい、文学部はこういうところへいらつしやいというので、学生課の方で御親切に教えていただいたのであります。その教えられた通り、さらに文学部の方へお電話いたしましたところ、うう人は早大に籍を置いておいでの方でありますかどうか調べていただきたい、もちろん置いております、ついでに、これについて少しお伺ひしたいことがあるので、そちらの方へ参りたいと思ひますが、それが明日行きましよう、ということ、電話で一応連絡いたしましたのであります。その際に荻野巡査は、神楽坂の荻野というところを確かに言つたつもりであります。ところが片方ではそれを聞いてないという言葉であります。これは言つた、聞かないというのは、これは当人同士の関係であります。その際に荻野巡査は、先方から神楽坂署の何係でございましてかという質問があつたのでございまして。それに対して荻野巡査は、何々係まで言わなくてもいいやありませんか、ああそうですか、ということ、電話を切つたのでございまして、その翌日午後四時過ぎであります。山本巡査を伴同いたしました、文学部のある事務員のとこへお伺ひしたのであり

ます。その際に山本巡査に、二人で行くのもよろしく目につきやすいので、君はそちらで待つておれというので、校門の付近——学校の構内であつたと思ひます。構内の校門のすぐ階段のどこかの付近じやないかと思ひます。ところが、校庭のすみの方に山本巡査は待つておつたさうであります。そうすると山本巡査のところへ、これは別に故意ではないと思ひますが、これこれの教室はどこでしょうかと、訪問者が聞いたので、巡査は、私はこの者ではありませんが、よくわかりませんと答へた。その言葉を付近におりました学生が聞いておりました。外部の者が入つておるのはけしからぬというので、たちまち学生が寄つて来て、警察官だろというので、向うへ連れて行けというので、別の広場の方へ連れて行きまして、大体多いときには四百名から五百名くらいじやないかと思ひますが、四時過ぎから七時過ぎまでこの四百名の中に囲まれて、とつかえ引きかえ、わび状を書けとか、警察手帳を出せとかいうようなことを言われたのであります。その際にもう一人の荻野巡査はその文学部の事務所から出て参りました。そうすると五、六十人の学生が追ひかけて来ました。荻野巡査は、これはいかぬと思つてたに逃げ出しまして、そうして校門を出て付近の民家に——これはまことに悪かつたと思ひますが、とにかく身を脱するためにはやむを得ずある民家の床下に逃げたのであります。(笑聲)そうしてそこへ学生がどや／＼と来て、その家族の方に、ここにどうぼうが一人逃げたが御存じないでしょうか、そういう

者は来ておりません。それで学生はそのまま去つたのであります。そうしてしばらくしてから荻野巡査が出て来て、自分はかく／＼こういう神楽坂警察署の荻野巡査であります、実はこれこれこういうわけでここに隠れさせていたさうした、まことにすみませんが、こういう事情をひとつ本署の方に知らしたいのですが、というので電話を拝借しまして、本署の方へたに報告いたしましたのであります。その際に荻野巡査は、山本巡査の姿がその辺に見えない、そうして向うの方で学生が／＼してゐるので、確かに山本巡査がそこであつたさうなことを彼も察したわけでありました。その報告に基きまして神楽坂警察署から藤原警部補が巡査部長一名と巡査三名を連れて事件の解決に参つたのであります。この五人の者がまた参りました。トラブルを起してもどうかと考えまして藤原警部補が単身校門をくぐりまして、その山本巡査をつるし上げの現場に参つたのであります。そしてどういふことを聞いたところか、とにかく警察官が学校の了解なくして構内に入つたことは、これは次官通達の違反である、だからわび状を出さねばならぬ、こういうことでありました。私は東大問題で、あるいは目黒の東大教養学部においてもパトリールの警察官が尋問された、それからその後にまた東大においてもパトリールの巡査二人が拉致されたとかいふような幾多の事例がございますので、もちろん早大におかれましては、十分にこの点は、こうした場合のどういふ点が次官通達の違反

であるか、どういふ点が違反でないかということは、十分に学生に御示達願つておるものと実は信頼をいたしておつたのであります。ところが藤原警部補から、この点はこういう事情である、山本巡査は単に荻野巡査について来ておつたので、そうしてここに一時待ち合しておつたのじやないか、それをしる次官通達の違反であるとして拉致して、しかもそうやつて皆さんが四百人もの者が取囲んで自由を束縛するといふことは、これは間違つた行為ではないか、これはひとつ帰さなければいかぬといふことをしゅん／＼無理を尽して説明したのであります。学生は断じてそれを承服しないのであります。そうしてゐるうちに、もう時間が四時過ぎから七時になり、三時間も経過した。そこで神楽坂の署長がさらに事態を心配いたしまして、部下を連れて学校に参つたのであります。もう外も相当暗くなつて来まして、その際に入場の場合においては非常に危険な状態でありました。制服の上で、署長が中に入つたのであります。山本巡査が負傷いたしておりますので、いつ負傷したのかと聞いてみますと、何で署長が入つて来たときに、若干逃げた学生があるさうでありまして、その際非常にざわ／＼いたしまして、その際になぐられたやうであります。現在本人は病院に入院して加療中でありまして、負傷はどの程度の負傷でありましたか、かりに負傷しなくとも、とにかく何ら理由なく、四百名からの者が、二人の警察官を——何らの理由なしと言つてさしつかえないと思ひます。これは後に学生が確かに違反ではないといふ

ことを認定しております。しかも三時間も学生が不当に監禁したといふことは、これは警察側としてはまことに遺憾にたえないのであります。それから署長がまた参りまして、いろいろ無理を尽して説明いたしたのであります。が、これもだめだ。そこで今瀧口さんの仰せのように、中でやろうといふので中に入つて、警視庁から、署長とそれから一、二名の者が入りまして、そこで、いろいろ交渉をいたしたのであります。私は今回の事件につきまして、島田總長先生初め、佐々木部長先生、その他各先生の方々が、非常にこの問題について、何とか解決しようとして御努力になつた点につきましては、警察側としては深甚の謝意を表する次第であります。学校側としましては、誠意を持つて本問題の解決に非常な御努力を願つた点につきましては、私も心から感謝をいたしておる次第でございます。しかしな／＼話が進まないものであります。結局その交渉の要点といふのはどういふところにあるかと申しますと、山本巡査が入つたのは次官通達違反である、けしからぬ、了解なくして入つたのはけしからぬ、荻野巡査が構内に了解なく入つたことがけしからぬという、この二点なのであります。山本巡査は、私が説明した通りに、荻野巡査に同行して参つて、ただあそこで待たされておつたといふ人物であります。従つてこれははつきり次官通達にも何も触れないのであります。この点につきましてはいろいろ説明をしました結果、学生諸君もこの点は次官通達には違反してないといふことを最後に了解してくれたやうであります。その次に荻野巡査の問題であ

ります。荻野巡査はすでに署へ歸つておつたのであります。荻野巡査は、これは先ほど説明いたしましたごとくに、すでに令状が出ております客疑者の下調査に参つたのであります。いおぼこれは令状執行の前提行為と認められてさしつかえないと思ひます。そういたしますと、犯罪捜査のために、令状執行の一つの行為として、学校に公務を帯びて、特定の場所、特定の人に、一定の時間に会いに行くといふことは、これは次官通達の趣旨によつて学校長の了解を得るとか、学校当局の承諾を得るとかといふことは、全然必要のない行為であると私は考へております。またさうなことはならぬ。ところが学生側としましては、とにかくある一定の目的のもとに特定人のもとに来ることも、これもやはり次官通達によつて了解を得なければならぬ、承諾を得なければならぬのだ、こういうような解釈であります。この点は条理を尽して、この解釈問題についていろいろお話をしたのであります。どうも理解をしていただけません。そこで山本巡査の方は次官通達に違反してないといふことなので、それならばもう違反してないかつたといふことがこゝでわかつたならば、この精神的にも衰弱している山本巡査はひとつ歸してもらいたい、歸させてもらいたいといふことを言つて、山本巡査をかかえようといはしましたところが、すわつておつた学生がいきなり大勢立ち上つて、この巡査を歸してはいかぬ、この巡査を歸すことは問題の解決にならぬ、歸してはいかぬ、こういうことであります。そこにおりました署長と

た、このままではこれはとてもまともなやりがつかぬということで、署長としては、もうこうなつたならば、りくつはともかくも、何でもいから、一札書いて、早くこの巡査を連れもどさなければならぬという気持ちになつたのじやないかと私は思います。それから学生はわび状文を書けと言います。私どもの考えでは、当然の職務行為を警察官が行うために、しかも事前に電話まで連絡をとつて、特定人のもとに一定の目的で、公務を帯びて訪問した。それが次官通達の違反であるから、学校の構内に入つたことは申訳ないというわび状を書くということは、これは全然りくつにならぬことでもあります。筋道が立たない。従つて警察側といたしましては、こういう当然の職務執行のために学校に入つた者が、そのたびごとにおび状を書かなければならぬということになつたならば、これはひとり警察の問題ではございせん、全国の警察におきまして、将来学校の中で犯罪の容疑者を逮捕する場合、あるいは必要があつて学校へ行つた場合においてもしわび状を書いたならば、これは非常な悪い先例をつくる。そしてまた全国の警察に非常な大きな影響を及ぼすことである、かように警視庁本部としては考えたのであります。従つてこうした理由にならないわび状というものは、たといどういふ名義であらうが、どういふ文面であらうが、これを書く必要なし、書くべからずということに決定したのであります。そこで交渉は——

私はこの点は非常にありがたく思ふのであります。とにかく学校の先生方もたいへん御努力になつたようであります。交渉というものは、結局わび状を書け、書かぬの交渉であります。警視庁としましては、わび状は書く必要なしというかたい見解をとつたのであります。そういった見解をすれば、書け、書かぬというこの交渉というものは、おそらく今後何時間、数十時間経過いたしましても、結局堂々めぐりである。しかも荻野巡査本人も、自分は当然の公務を執行するために行つたのであるからして、正しく行動したのである。従つて自分は、学校に対して何らおわびするような行為は絶対にやつていない。だから私は書きません。こゝう言つてゐるわけでありませう。本人もそういう見解であります。またわれわれもそういう見解であります。これはお聞きになる皆様方も、私はりくつ上から言えば、当然そうでなくてはならぬとお考えくださることを考えます。そこでこの交渉をこのまま続けるということとは、これは無意味であります。一方におきまして、先ほど大学からもお話がございましたが、いわゆる軟禁というものは、個人の自由を束縛することでありませう。かりに御飯を食べられる状態にありまして、それから便所に行く自由がございまして、その一定の場所から出ることのできない、自由に出ることのできない状態にあるとすれば、やはり軟禁でありませう。しこつしてかような不法な軟禁をこのままの状態に置くということとは、これはすなわち違法な状態を、そのまま放任しておくということでありませう。従ひましてやむを得ず実力行使によつて、この軟禁された山本巡査を連れ出す以外に道がないのであります。そこで学校側に対する交渉といたしましては、本庁の増井警備第一部長

と、それから衛藤第四方面本部長が、早稲田の島田総長のお宅に夜分、恐縮であつたのですが、前の江間戸塚署長が、総長とも非常に親しかつたので、この江間君も同道いたしまして、ほか一名でありましたか、四人で夜分総長のお宅にお伺ひいたしました。こゝういふ問題が起つたのはまことに残念である。そこで何とかひとつ総長の御出馬を願つて、総長のお力によつて、この問題を御解決願ひたいということをや、くれぐれも懇請をいたしましたのであります。それから、万一このままの状態でおつたならば、警視庁としては、これ以上交渉を続けることも、まづたゞ無意味になつてしまつて、やむを得ず実力行使に移らざるを得ない状態にあるので、何とかひとつ御努力を願ひたい、ということをお願い申し上げました。そこで総長も、それはごもつともなことである。それではぜひ自分が行こうというので、立ち上つていよいよ出馬されることになつたのであります。結局さらに現場に一本よく尋ねてみようというので、現場の方に連絡をとりましたところが、総長がお出にならぬ方がよろう。ここに佐々木部長もおいでになるし、ほかの人もおるから、できるだけわれわれの努力をしよう。だから総長においでをいたしたかなくてはよろう。こゝういふような現場からの電話であつたようでありませう。そこで、せつかく島田先生もおいでにならうというようなお気持ちだつたのであります。現場でそう言うことであるから、自分はそれでは家におります。そのかわり電話連絡によつて十分連絡をいたしたいということで、自分はひとつ何分よろしくお願いするとい

うことをくれぐれもお願いいたしました。十時四十分ごろやむを得ず四人は戸塚警察署の方へ帰つたのであります。今から考えてみますと、もしあの場合に、私は——もちろん現場におられる部長先生方は、十分に解決のお見通しがあつたと存じますが、もしあの場合に島田先生が現場の方においでを願つて、何とか解決に御努力願つたならば、あるいは島田総長がお出かけになつたということだけにおいて、私は学生側ももう少し感情をやわらげて、解決したのではなかつたかということをや、これはあとから考えたのであります。すが、そう考へて、まことに残念に思つております。

そしてその後さらに、いわゆる解決の交渉は、いろいろなきさつがあつて続けたようであります。その詳しきことにつきましては、私はよく了承いたしておりますが、もう時間は一時四十分になります。交渉を始めましてから九時間、とにかく一巡査が軟禁されておるといふ状態にあつたのであります。これをこのままやつたところでは、どうせあすになつたところで解決する望みがあるものじやない。そこでやむを得ず増井警備第一部長から島田先生の方に、こゝういふ情勢になつては、残念であるけれども、実力行使をせざるを得ないような状態に立ち至つております。ひとつ御了承願ひたいということや、お願いいたしましたのであります。その点を先ほど島田総長は、自分では全然了解を与えていないというお話でありました。これは結局増井警備第一部長と島田先生との電話の交渉でありまして、増井警備第一部長は、十分自分は確かめた、こゝう言つておるの

あります。その辺は私はどういふことであるかわかりませんが、増井警備第一部長も、非常におちつた、理性に勝つた人でありませうから、私はそうでたためのことを言う人じやないと思ひます。相当沈着な方でありませう。私はその点がほんとうであらうと思ひます。総長は、現場のことは自分にはよくわからないから、よく現場の方の情勢判断によつて、どうしてもやらなくちやならなければならざるを得ないじやないかというようなお答えであつたと思ひます。そこで増井警備第一部長としては、一応総長の御承認を得たものと考へまして、さらに協議をいたしまして、いよいよ実力行使するということに警視庁としても腹をきめて、実力行使に至つたのであります。この点は、私どもでもできれば実力行使をせず、解決することを最初から望んでいたのであります。が、交渉九時間に及び局実力行使をせざるを得なくなつたというところは、警視庁としても、まことに遺憾に考へておるような次第であります。

それからこの実力行使の際に、いろいろ学生側に負傷者が出まして、どうもこの点はまことに遺憾にたえませう。ただ先ほどのお話によりますと、警察官だけが非常に乱暴して、学生は何もしないで、ただ打たれたつたばかりのおつたように私は承つたのであります。が、現に警察官も二十九名負傷いたしております。無抵抗の者に対して警察官が負傷する理由はないと思ひます。また警察官のみならず好んで負傷するばかりはないと思ひます。やはり警察官が負傷するからには負傷するだけの抵

抗があつたと見てさしつかえないと思
います。これは全然学生側は抵抗しな
かつたとか何とかおつしやいます
が、あるいは先生のところにおつたの
は抵抗が少かつたかもしれませんが、
そうでないところにおける先生の
ところにおつたのはおそらく数名
か十名くらいの学生だつたと思いま
す。その他数百名の学生は別の場所
におつたのであります。これが全部ス
ラムを組み、すわつておる。そうして
一歩も入れない。この入れないもの
を、入るにはどうしてもこれはひつぱ
り出さなければいけない。そこでこれ
をひつぱり出せば下からける、げたで
なぐる、寄つて来る、倒す、これは相
当な抵抗がございました。

「見て来たのか」と呼び、その他
発言する者あり」

○佐瀬委員長 静粛に願います。

○田中参考人 そこで二十数名ほど負
傷者を出しましたが、とにかく警察官
の公務に対して相当な暴行をしたもの
と見てさしつかえないと思ひます。た
だ警視庁側としては、こうした問
題が起るにつきては、学校側が非常
に解決に御奔走願つたことにつきて
は私は心から感謝をいたしております。
また早稲田の島田総長先生初め、
この事件発生とともに非常な御心配を
願ひ、解決に御努力を願つていただ
いたことはわれ／＼も了いたしました。
しかしながら結果においてかようなこ
とになりましたことはまことに残念な
ことでございます。この問題を振り返
つてみますに、私は大学側におきま
して、この次官通達というものの趣旨
を十分にひとつ学生側に徹底をはか
つていただいて、警察官の正しい職務の

執行に対しては妨害をしていただきた
くない。またつるし上げをするとか、
そういうことはひとつ絶対にやめてい
ただきたい。これは警察は広い立場に
おきまして治安の確保に努力いたして
おります。従つてこれは警察官個々の
問題でやつておるのではない。大きな
治安確保という立場においてそれ／＼
重い職責をもつて職務執行をやつてお
るのであります。こういう点を学生諸
君もひとつ十分に理解をしていただき
たい。こう思うのであります。それか
らまた学校側もい／＼こうした場合
におきまして、いたずらに次官通達
のみにとらわれずに、警察が職務を執行
するといふ場合におきましては、次官
通達の線に沿つてやる場合においては
御協力をいただきたいといふことを思
つております。

なおこの問題につきては、これは
私の個人の気持であります。島田
先生は非常に、今ここでお話になりま
した通り、ほんとうに人格の高邁な方
でありまして、私も先生には心か
から師事いたしております。その先生を
かしらにいたします早大であります。
私もこの島田先生の人格と手腕に
絶対信頼いたしまして、本問題をでき
るだけ円満に、今後早急にひとつ解決
すべく最善の努力をいたしたい、かよ
うに考えておる次第でございます。以
上をもつて私の供述をいたしたいと思
ひます。

○佐瀬委員長 これをもつて田中警視
總監の参考供述は一応終了しました。

次は文部省大学学術局長稲田清助君
にお願ひいたします。

○稲田参考人 ある事件の真相をつか
みまする場合に、そのよつて来るいろ
いろな原因を広く、また深く追究する
必要があるものでありますけれども、
時間の関係もございまして、当夜の事
件につきてはごく焦点を絞つて
私どもの見解を申し述べたいと思
ひます。

当夜の事件につきては、学生が、
警察官が学内において正當な権限行使
に入つて参りました者を、学校当局の
手を経ずに直接詰問いたしまして、行
動を起したという点につきては、
私もこの点は学生側の行き過ぎだと
考えております。ただその後におきま
して学校当局が非常な熱意をもつて事
の解決に当られ、学生もまた学校当局
の指導の掌握下において、代表をもつ
て学校当局、警察当局三者において事
の收拾をはかつておつたのであります
が、それがたゞといふ非常に長い時間がか
かつたといふ言ひながら、経過交渉中に
警官の實力行動を見ましたことは、結
果から見まして私もいたしまして
は遺憾に考えるわけであります。これ
らの問題について考えますときに、
先ほど田中警視總監からも言及されま
したように、次官通達そのものの解
釈、あるいは次官通達の対象以外では
ありまするが、学園と警察の行使の
種々の問題につきては、警察側と
文部省あるいは学校側と十分了解を遂
げておく必要がある。この点につきて
は当法務委員会の委員長の御説明
のありました直後におきまして、警視
總監をお訪ねいたしました。爾後お話
合いを継続中でございます。適當なる
解決に到達いたしますれば、それらの
点を明らかに学校側にも流し、また警
察側にも流さなければならぬと考
えております。ただこの間におきまし

て、警視庁側の御意見を伺つておりま
すれば、非常に学園という特殊性に對
しまして、慎重に御配慮になり、各警
察方面を奮勵しておられる。また学校
側におきまして、最近におきまして
は社会秩序維持という責任をます／＼
痛感せられて、十分これら警察活
動等について大学当局も御理解になつ
ておられるわけでございますが、た
だ一部の学生等におきまして、警察官
の学園における正當な行動等が誤解を
生ずる問題を起すというようなことが
起りましたことは、非常に遺憾であ
りますので、この点につきては大学
当局ともよくお話しをいたしまし
たいと思ひます。また一面警察側に対
しまして、事が学園、教育の自主
性、あるいは学園研究自由の場であり
ますので、警視總監は非常にこの点
御配慮をいたしておられますけれども、
各方面におきまして十分この点
は御理解になりまして、学校当局と連
絡の上、御活動をお願い考へており
ます。ある事件を力をもつて処理いた
します場合は、たゞい短時間に処置
し得たといひたしまして、これが他の
教育関係に影響するところは微妙でも
あり、またときにははかりしげなる大
きな逆な効果を生ずる場合もございま
す。また学校当局が、こうした問題に
対処して善処せられる状況を、あるい
は外部の方が見られる場合には、非
常にまぬるいようにも見受けられるこ
とはあると思ひます。けれども、教
育の場においては、青年学生を学校当局
がこれを導く場合におきましては、あ
くまでも学生の理解に訴へ、学生の自
覺心に訴へる、教育者として非常な忍
耐と努力をもつて当られるのであつ
て、その点については相當時間のかか
るといふような点につきては、教
育の特殊性という点につきては、
十分御理解をいただくべき性質のもの
だと考へております。われ／＼とい
たしまして、こうした問題の起ります
ことにつきては、十分今後努力研
究もいたしたい、また各大学学長にお
きましては、最近これら事態の処置につ
きましては非常に固い決意をもつて当
つておられるように見受けられます。
これらにつきては考へております。

○佐瀬委員長 これにていゝゆる早大
事件の概況説明は一応終了いたしまし
た。近來しばしば大学、学園において
学生と警察との間に種々問題が惹起
いたしておる折から、本事件はまことに
本法務委員会として重大なる関心を有
する次第であります。しかし本日はこ
の程度にとどめ、なお後日あらためて
審議を継続する機会を持ちたいと思
ひます。さよう御了承願ひます。

○佐瀬委員長 これより破壊活動防止
法案、公安調査庁設置法案、公安審査
委員会設置法案、以上三案を一括議題
といたして質疑を継続いたします。田
中堯平君。すく木村法務総裁も見えま
すから、質疑の御開始を願ひます。

○田中(堯)委員 もう少しばかりお尋
ねしておきます。
逐条審議であります。第三案につ
いて今少し質問したいことが残つて
おりますので、その点につきてはお
尋ねいたします。午前の答弁によりま
すと、三条の一号の口の「教唆若しく
はせん動」、これはあらゆる方法を含む

は少しも思想の自由を束縛しておらぬと言われる意味は、ただ腦みその自由活動を許すというふうには政府は考えられておるか、発表の自由ということに解しておられるかどうかということに法務總裁からお答えを願いたい。

○吉河政府委員 お答えいたします。

思想の自由は思想の発表の自由を含むということには、まさにお尋ねの通りであります。しかしながらこの法案で問題にしているところは、現実に内乱の實現を企図して、その實現の目的のために暴動をする、教唆をする、あるいは実際に内乱が行われることの正しいこと、また必要なことを主張した文書を印刷するというような事柄を取締つておるのであります。これらの行為はもはや法の保護には値しない悪質危険な行為である、当然法をもつて取締ることができると確信いたしております。

○田中(憲)委員 法務總裁が答えないつもりならば、私はしょうがないから今度別の問題を伺います。この法案では、団体を規制すること、それから刑罰規定を補整するという二つの目的があげられております。午前にも伺ったことですが、法務總裁からお答え願いたいことは、この法案を通じての主たる目的は団体を規制することにあるのでありますか、それとも両方とも同じ価値に置いている規定でありますか。

○木村國務大臣 お答えいたします。どちらに重きを置き、どちらを軽く見るとは考えておりません。両方とも同一に取扱つておる考えであります。

○田中(憲)委員 そういふお考えでありますと、この団体を規制するという

ことも非常に重視されておるし、両方とも重要視されておる。そこでまず団体の規制の方をお伺いいたしますが、個人に対する死刑にも値すべき団体の解散、活動停止という処分、あるいは機関紙の発行を停止するというようなことが、いとも簡易な手続で行われることになっておる。政府答弁による

と、これは明らかに行政処分の対象であるから行政手続でよろしいのであるというドグマに立つてやつておられる。その辺はきようは論議しません

が、この団体の死命を制する処分というものは、日本の法律でもほかには別にならぬと思う。たとえば会社の解散の規定を見ましても、裁判所がちゃんと解散の決定を出さなければならぬことになつておるし、あるいはアメリカのマツカラン法だつて、裁判所の判決が確定するまで団体の活動は依然として存続することになつておる。ところが本法によるといとも簡単にすづつと切られておる。解散ということとは簡単に

にお考えになるかも知れませんが、実に重大なことである。あまりにも団体の活動を輕視されておられるかという

○木村國務大臣 決してあなたの仰せになるようにいとも簡単にやつていないのであります。またほかの例も幾多あります。これは政府委員から申し上げます。ことにこの団体の規制につきましても、きわめて慎重なとりはから

し述べておるというところは、いさゝかお取扱いについては、本人を呼んで意見の弁明を聞き、また立会人もそれに参加させるというように、きわめて民主的にとりはからつておるということ

は、むしろほかの法案の団体の規制よりも非常にすぐれた点があると思われる。これは確信しておるのであります。

○關政府委員 お答えいたします。この法案におきましては、お尋ねのごとく、その団体を解散するということはもとよりきわめて重要な問題でありまして、憲法上認められたところの結社の自由とかあるいはその他団体行動の自由というものに対するきわめて重大なる問題があることは、私どもも十分に考えた次第であります。従いま

してこの重大なところの自由権に對しましての制限でありますから、よほど慎重に考えなければならぬことは私どもも十分に承知しているわけであり

ます。従いましてその第一といたしましては、第三條におきまして、きわめて危険中の危険な行為だけに限定した

のは、第一にこの理由からであります。しかもこの危険な行為を一回やつただけでは団体には何らの規制措置は講じないであります。一回かくのごとき

危険な活動をなした団体が、さらに継続又は反覆して将来やる、その可能性が十分に認められる、かようなことになつたその団体を規制するということ

に相なるわけでありまして、これはもし一回すでにあつたそのような団体が、継続または反覆してさらに同種の破壊活動をなすということになれば、国家公共の安全の確保上そういう団

体が破壊行為をやるまで手をこまねいて待つておるということとは、公共の安全確保という国家の責務から見ま

して、そういうことは合理的に考え得られないのであります。国家といたしましては、公共の安全を確保するため

に、その団体が再び破壊活動をするといふことに相なりますれば、それは事前

にストロップをかける、これは国会が權威を持つて制定し得る法律で、当然制定する権限の範囲内たろうと私は確

信しております。この点もまたよく憲法が公共の福祉という觀念を規定してあることから当然であらうと私どもは考えておるわけでありまして、か

ように規定いたしておるのであります。また破壊活動をなす、こういう条件が十分に規定されておりますから、およそ

通常の法のもとにおける適正な行為をなす団体がこの法律の規制の対象とな

るがごときことは、ほとんど考えられないのであります。すべてきよな破壊活動を反覆または継続してなすとい

う国家公共社会におけるきわめて危険な団体だけがこの対象となることは、

この法文を見ただけでわかるわけでありまして、しかもこのような破壊団

体の解散に對しましては、第十條以下によりましてきわめて精密な手続をと

つておるわけでありまして、現行法におきましては、行政

処分といたしましてはほとんどこの例

が一つもとられないくらいであります。

かような手続もつておるのでありまして、簡単に安直にということとは

当然ないのであります。むしろ現行法の行政処分の各種の手続におきまして、最も慎重な手続を施しておるもの

らなければならぬというので、将来と現実といつてみたところでそうしたはつきりした区別はない、むしろ個人よりも団体——団体というものが命を奪われると、それに所属するところの個人は、実は生理的に頭がついておるだけであつて、所屬員はまるで死んだと同様首のない人間と同じようになる場合が往々にしてあつたのであります。そういうふうな重要なものであつてみれば、人体に對し自由を制限するといふようなことが、司法に一任されておると同じ法理論で、団体の活動を制限し、その生命を制するといふような処分は、当然、ことに近代社会では、司法処分になさるべきだといふふうに考へておりますが、しかしこれは過日來ずいぶん行われた議論でありますので、先に進みましょう。

○加藤(充)委員 ちよつと関連して……総裁がたまに出て来まして雨夜の星のように常にいなくなるので、この際、お尋ねしたいうちの二、三だけ、簡単に尋ねておきたいと思ひます。

蔣介石も「中国の命運」という著書の中で、中国は、不平等条約の履行の過程において、見るにたえざる、筆に表わすにもたえがたいといわれている実情に落ち込んで行きましたが、その実情を詳細に述べております。讀つて、日本とアメリカとの間に結ばれた二条約、日米行政協定を押しつけられた日本の実情は、これよりひどい実情にあり、また落ち込みつつあることは必然であり、その兆候はすでに顯著に現われていると思ふのであります。米国から莫大な資本と資材が援助されましたこの腐敗と荒国の蔣介石政権というものを、中国の獨立と平和を念願する

のを、中国の獨立と平和を念願するといふる中国の愛國者たちが、御承知のやうな實力抵抗の行動で打倒し、新しい人民の基礎の上に立つた政権を打立てて行つたのであります。この行動に對して總裁はどう考へてゐるのか。これを不当だと言ふのであるならば、どういふ方法が残されてゐるのか、どうか。これを承つておきたいと思ふ。なほ急ぎますから、反戦獨立の愛國運動、民族運動といふものを弾圧しなければならぬといふものを弾圧しなければならぬといふ法律を持つて、植民地と言つてもいい法律を持つて、ないか。またその法律を喜んで制定するといふやうな政府は、傀儡の政府だと言つてもいいかたがないではないか。またそういうやうな意味合いの法律、政策といふものに賛成する者は、いゝわゆる荒國の徒輩であるとののしられても、申開きの言葉がないと思ふのであります。その点をひとつ承りたい。

○木村國務大臣 愛國者なれば、決して破壊活動のやうなことはやらぬはずであります。破壊活動をやるやうな団体もしくは個人は、愛國者でないことは斷言できます。さういふ意味においては、今日の破壊活動防止法案なるものは、國家治安から見て愛國者によるもの作成了なものといふ私は言へると思ひます。中国のことは外國のことであるから、お答えの限りではありませ

○加藤(充)委員 いろいろうなばかげたことで、むずかしい國際情勢の中にあつて行く今後の日本の國政を担當される責任が、あなたは果されると思つていらつしやるのか。

○木村國務大臣 私は十分に思つておる。

○加藤(充)委員 思つてゐるなら、かつてにしろと言わざるを得ないのではありません。問題のけじめは、自分たちの日本が日本民族として獨立を回復をしなければならぬといふのは、國民の多數の一致した希望であり意思であります。このことは明瞭であります。それをしむ法務總裁は御否定になるのか。日本としてそういうやうなもの

はもつてのほかだといふ考へ方なのか。こういうことを真剣に考へるならば、中国の獨立回復のあゝ人民の運動といふものは、どういふ価値判斷をしなければならぬか。われわれは十分な関心を持つて、同時にこれを現實的な問題として評價しなければならぬ責任を、とりわけ政治家といふものは持つてゐると思ふ。これが言へないならば、とんでもないアンボンタンだと言わなければならぬ。それはどうですか。

○木村國務大臣 私は繰返して申し上げたやうな次第で、いやしくも愛國者であれば、日本の内乱を企図したり、騷擾を企図したり、あるいは汽車を転覆したりするやうな行動に出るやうな団体は、規制せざるを得ないと思へております。

○佐瀬委員長 加藤君、時間の關係がありまして簡単に簡潔に。

○加藤(充)委員 日本が落ち込みつつある獨立喪失の状態、熱帯の状態からどうして脱却するのか、具体的方法を示していただいとされたことは言つたが、それに対しては示さないのである。まるで問題にならない答弁をやつてゐるのである。私は問答無用のやう

な感があるもので、もう一つ確めてお

く。この法には正常なる活動といふことを言つてゐる。それに対比して不法なる暴力主義破壊活動だといふ。私はこのあなたに正常なる活動とは何ぞやといふことを確かめたいが、とりあえず憲法の基本的人權、そしてそこに規定されてゐる事柄、それに基づく國民の憲法上の活動といふものが正常な活動と言へると思ふ。憲法こそその規範であり基準であると思ふ。第二条によれば不当に制限することがあつてはならないといふやうな文句があるが、これは今の前提に立てば無意味な言葉であると思ふのである。こういう無意味な言葉をこの法案の中に盛り込んだ意圖といふものは、これは深いだろ

みがあつてと私は指摘せざるを得ない。この文字の挿入は不当な制限を合法化するためのたくらみである。一例を言うならば、労働組合法に正常なる労働行為といふ文字を入れたために、不当なる干渉が労働組合のいゝな活動の上に加へられてゐるという実情は、これはだれしもが否定できない。加へないと言つたところで、現實に加へられてゐる労働組合の労働者の一人一人に聞いてみれば、はつきりあなたたちの一方的な押しつけと違つてゐる。こういうやうな事柄は、正常なる労働行為、あるいは正常なる争議行為といふやうな、飾り文句に見えるやうな言葉が挿入されてゐるからだと思ふのである。そこで正常なる活動、不当なる干渉はしてはならないといふやうな意味合いの文句を、しつかりと得心の行く説明を承りたいと思ふ。

○木村國務大臣 団体の正常なる活動といふのは、憲法及びその憲法下において制定された法律に準拠した活動であります。この法案に規定された暴力的活動といふのは、法律を無視した活動であるのでありますから、この法案の対象となるのはもちろんのことであります。

○加藤(充)委員 あとはほかの人に尋ねることにして、もう一点だけ尋ねておきます。普通の人はあたりまえのことであるが、この法案は至るところに濫用のおそれがある、至るところに濫用のおそれがあるといふことを指摘してあります。私は一歩進んで法の体裁ないしは内容からいいますと、そのことは実は濫用ではない。濫用に見えるやうな事柄を當然に合法化する、しかもそれを行政權力、行政作用の一元にこれを集中しておるといふこと、國家權力のこういうやうなやり方をやるのがこの法案のねらいである。先ほども指摘しましたやうな文字の挿入のやり方、あるいは配列の仕組

みといふのもねらいはそこにあるので、まさにこの法案は、この法案を持つこと自体がナンセンスであり、あるいはこつていであるといふやうな本質を持つてゐる。まさに法制化された無法律状態の實現を企図してゐるものである。私は濫用をおそれる前に、濫用を合法化し、一切の行政権のファシズム的な行動によつて、憲法による一切の基本的人權を蹂躪して行つてしまふといふ恐るべき本質をこの法案が持つてゐる、濫用をおそれるのではなく、この法案自体が濫用の合法化である、こういうやうに思ひます。これは私の

りくつだけではなしに、真剣にファシズムの再建をおそれて、ポツダム宣言あるいは平和民主憲法というようなものを実現し発展させて行こうとするものであるならば、ワイマール憲法下においてこれを事実上廃止し、そうしてあの恐るべき姿を全世界民族の上になげ与えて行つたナチスの歴史が証明していると思うのでありますが、この点だけ最後に伺つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 この法案を恐れられる人はおそらくかような破壊活動を行わんとする意図があつたものと私は思っています。そういう意図のない者はこの法案において何ら恐るるところはないのであります。しかもこの法案の実施についてはきわめて民主的にこれを行ううということはいさばく繰返した通りであります。

○田中(寛)委員 第四条 問題がたくさんあるのですが、「団体の活動」として暴力主義的破壊活動を行つた団体に對して、云々、そこでお尋ねするのは、本来団体が暴力主義的破壊活動というようないふことはここに定義してあるような暴力主義的破壊活動ならば一応問題は別として、この暴力主義的破壊活動というのを国家社会が困る不正の行為というふうに俗な觀念で置きかえてみますと、団体がそういうふうな困つた行動をやるということがどうも私にはのみ込めない。午前中ちよつとこのことについて聞きましたけれども、団体そのものはこれは個人の集合であり、個人の生活を守るため、あるいは文化を高めるための、あるいはその他の諸般の目的を持つた団体であるわけで、団体そのものが不法行為をや

ろうということとはそも／＼まことに解しかねる。もつとも法人の不法行為という問題もあれば、団体にも不法行為ということもあるはずであるが、しかしこれをこの大げさな法律によつて取締らなければならぬというような対象にはもちろんならぬはずだと思ひます。が、まずその点を、午前の答弁では非常にわからぬので、もう少し詳しく説明してもらいたい。

○關政府委員 お答えいたします。この法律で団体と申しますのは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体ということで相なるわけでありまして、そこでは社会における人の結合にはいろいろの段階があるのでありまして、その段階、たとえば個々に集まつた單純なる群衆から、あるいは法人資格を持っているいろいろの団体があるわけでありまして、この結合の中で特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体、つまり各個人々々を離れまして特定の団体自体の共同目的

におきましても、たとえば法人などにおきましても法人が目的以外の行為をなして公共の安全を害した場合、あるいは法人が公共の福祉を害した場合と、いうような規定をもつて解散の事由としたしているのでありまして、現行法におきましても各種の立法例におきまして、法人という団体が目的以外の各種の不法行為をなしあるいは公共の秩序を乱し、あるいは犯罪的な行為をなす、そのゆえにこれを解散さすというような法文の立法例が多々あるのでありまして、さようなことも考慮いたしまして、団体として暴力主義的な破壊活動をし得る、そうしてその団体の活動をキャッチして公共の安全の確保の上に必要最小限度の規制を加える。かような考え方に立脚しておりまして、ごうもその点が実体的に見まして、また法律的に見まして、不明であるとかあるいは明確を欠くとかいうような点はないものと確信している次第であります。

○田中(宛)委員　会社がどうぼう会社であつたという例があります。午前にも言つたように、どうぼうの集団というものも法人じゃなくてももちろんそういう集団はあります。けれどもこういうものはおよそ本法が対象としている問題ではありはしない。そういうものは問題ではなしに、これは国家の基本秩序——あなた方が言つてゐるそれを不安ならしめるものを処罰するというのが基本目的でありますので、だから政治団体、労働団体あるいは農民団体、文化団体が、何かそういうふうな主義、経済、文化というものに関して主張、主張を貫くためにいろいろな行動に出る、これを取締らう、弾圧しよう

というのが本法の目的であるわけなんです。そういう立場から私は聞いています。わけです。そしてそういう文化団体、経済団体、政治団体、そういう諸種類の団体はどろぼう組合であつたり、ばくち打ちの集団であつたり、どろぼう会社であつたりということはあり得ないわけです。これは人間の善性を信頼しなければなりません。一つの団

体がある、何か必要があるからその団体があるわけで、こういう政治を実現しようじやないかという——これがもしどろぼうしようじやないかというところとが一つの綱領でありましたならば、そういうものは決して政党にもなり得ない、労働組合にもその他の団体にもなり得ません。まづたくのどろぼう団体として小規模な日影の草みたいな存在になつて、はつたらかしておいたつてじきにこれはつぶれてしまうものである。あなた方が恐れて対象にしているものはそれじやない。それを私は言っている。だからそういうふうな団体
が不法行為を犯すわけはないじやないですか。もしも不法行為というものを規定しなければならぬということになれば、これはきつと時の少数権力、支配権力が自己に都合が悪いただけでそれをつを不法行為なる名をかぶせて弾圧してしまう政府の補強工作に使うということしかありはしない。これは過去の歴史を見ても同じことでありまして、ナチがやつた、その他の独裁政権がみみづなこいつをやつている。古くは秦の始皇帝もやつている、そういうわけでもあります。そこで私は団体というものを善性を持つた人間の集団、しかもまじめな綱領を掲げて——それは一時は客観的に見てどうもこれは間違つて

いるという批判を受けることもありません。というけれども、ともかくもよかれかしと思つて団体を組んで行動している、それが不法行為をする団体——ここでは破壊団体というふうな規定もしてあります。が、そういうふうなものであろうわけがない。これをお尋ねしているわけです。どうしてそういうことが可能であるかということです。

○吉河政府委員　お答え申し上げます。先般衆御説明申し上げた通り、本法案に規定するような暴力主義的な破壊活動が、団体組織によつて行われる危険があるのであります、この危険に対して対処しようとするのが本法案のねらいであります。

○田中(亮)委員 それではもうこの点についてもう一点だけでやめますが、この問題はそれじやお説の通りまことに危険だ、団体の暴力主義的破壊活動がきざしている、あるいは現に起きている、危険だから本法をつくるということを一応私も承認したとしましう。しかしそういうふうな危険があるのかとしまして、かりにこれを放任しておくと、まあいいじゃないかと言つてはつたらかしておく、そうしたらどういふことになるのですか。そうすると困るのはだれでありますか。だれがつぶれるのですか。日本民族が死んで行く、つぶれるのでありますまい。それについてはどういふ御見解ですか。

○吉河政府委員 お答えいたします。午前中から申し上げております通り、困るのは民主主義社会が破壊されることであります。

○田中(堯)委員　まあそれはそれで
いておきましよう。先を急ぎます。
第三条の第二項になりますが、団体

の定義なんです。これはこの間から、地方団体あるいはその他何とかがこれのうちに入っておらぬということが一あれをもう一べん明確にしてもいいです。いかなる団体がこの中に入るのか。

○關政府委員 お答えいたします。本法の第三条第二項は、団体として特定の共同目的を達成するための継続的結合体というように書きつばなしになつております。しからばその団体はどういうものかというようない一応疑問が生ずるわけでありまして、この法律及び他の法律とのいづれな関係から、法律的な解釈をいたしまして、次のような団体はこの法律の団体の中に入らないという法律上の解釈が生ずるわけでありまして。第一には、血族的な、家族的な団体はこの法案の対象に入らないのであります。第二といたしましては、憲法のもとにおける地方公共団体、これは公共組合、營造物法人、というものも含めての意味でありまして、これらは国家統治権を行使するものであり、しかも法律で設立されている。それを行政処分をもって解散を命ずるといふことはすでに法律的に矛盾があるわけでありまして、これらは当然に入らないわけでありまして。その次に、たとえ日本銀行法であるとか、あるいはさういふふうな特別なる法律によつてその組織、設立自体が規定されておる、かようなものも行政処分によつてその解散を命ずるといふようなことは、法律と行政処分との関係から申しまして、不可能と存するのではありません。それらを廢するのはいはり法律を廢することによつてそれを解散するといふことが正当と存するの

であります。かような次第でありまして、今申し上げたようなものは、この団体から、現行法の解釈をいたしまして当然除外されるべきものである、かように存しておる次第であります。

○田中(義)委員 その次に「団体の活動として」云々というのですが、これは先般の説明を聞いておると、団体の意思として行つた行動はこれに入るといふことなんです。ところがおそれる諸団体では、意思決定の法則ということとは非常にうやむやになつておる。会社法その他によつて定められる法人などでは厳格な意思決定の機関が規定されておるけれども、しかし農民団体とか、何々クラブというふうなもの、その辺がまことにルーズになつておる。いかなるものが団体の意思として決定されたものであるかといふことを認定するに困難を來すと思う。そこで尋ねるのは、これは団体の意思として認める、これは發動して行動したのであるから団体の責任を追及するといふことになるのであるか、どういふことを説明してください。

○關政府委員 お答えいたします。団体の意思決定につきましては、その団体自体の規則その他によりまして、かような方法によつて決定するといふふうな規定されてある場合もあるかと思ふのであります。もちろんそれらの方によつて団体の意思が決定されれば、それが団体の意思と相なると思ふのであります。ところがこの法案において問題となつておるのは、たとえば法人であるとかいふふうな、組織自体ががっちりしているものだけに対象と

してゐるのではなくて、特定の共同目的を達成する多数人の継続的結合体といふふうな規定してあるわけでありまして。そこで、それらの団体の組織あるいはその構成は種々さまざまでありまして、またその意思決定もきわめて複雑多様なものであると思ふのであります。しかし大体において、団体が存在する限りにおきましては、それが個人を離れて一つの結合体である限りにおきましては、いかなる方法においても団体の意思が決定されるべきものでありまして、団体が意思的な存在である限りにおきましては、何らかの形において意思決定の方法、組織があると思ふのであります。

次にこの法案において問題になりますのは、法律行為的な行為でなくして、暴力主義的な破壊活動といふ事実上の行為であるわけでありまして、この二つの結び合ひから申しまして、意思決定は、今申し上げたように、既存の意思決定の機関を通じて行われる場合もありましようし、あるいは事実上の暴力主義的な破壊活動といふ、この事実行為をなすためにほかの方法によつて決定される場合もありましよう。おそらく各種の事案に即して事実上の認定をなす。健全なる社会通念によつて、何が全体としての意思に基くものである、団体自体の意思に基くものであるといふふうな認定をいたすことに相なるものであると思ふのであります。

○田中(義)委員 結局何のことやらわからぬ。お説によると、都合のよいような場合には団体の意思として見、ある場合には団体の意思としては見ないといふふうなことになると思ひます。

たとえば五万なら五万という組合員を有する全国的な労働組合というふうなもの、少数の執行委員会が決定した事項を行つた。これがはからずも破壊活動になつたといふ場合に、やはり団体規制を受けるということになりましよう。場合によつてはならぬことあるかも知れぬが、その辺のことは政府の方でもう認定しないといふふうな承つてよろしいのですか。大体そのときどき、その場所、その事態によつて認定するといふふうなことになるわけですか。

○關政府委員 お答えいたします。それらの問題につきましては、決して無責任に行つたものではないのであります。すでに会社法、法人法、制度におきましては、何が団体の意思であるかといふような点はすでに判例、学説において明確に定まつてゐるわけでありまして。その他現行法におきまして政治資金規正法にないしは事業者団体法等の団体におきましては、どういふものが団体の意思で、何が団体の活動であるかといふようなことは、すでに立法例としてわれわれの眼前に提供されている一つの資料があるわけでありまして、かような資料を参考といたしまして、現実にある証拠によりまして団体全体の意思として認められる。これは健全なる社会通念によつて合理的に決定すべき問題であると思ふのであります。

○田中(義)委員 時間がないので、その点はやめましよう。では最後の二問にとどめておきます。先ほど早稲田大学の事件がここの問題になつた。聞いていますと、まつた新報に現れた以上の暴挙を警察官

がやつてゐることが明かになつております。ところで私は、正当防衛といふことが国家権力に対しても成り立ち得るかどうかといふことをつくづくあのとき考へた。これは大いに破防法に關係があるわけなんです。あのやうに何百という武装警官が飛び込んで来て、静肅に地べたにすわつて空腹をかかえながら夜の一時過ぎまでも待つておる、こゝろが学生諸君に対して、まつたく暴虐の限りを尽してけが人を出すといふようなことになつておる。これは明らかに国家権力が不法行為を犯したものだ。そういう場合に、何をすべきかといふので、自分を守るために学生がそれ相應の手段に出て正当防衛と考へてやつたとする。これは一体どうなりましようか。やはり暴力主義的な破壊活動になりましようか。その学生組織なるもの及びその学生組織の活動は団体規制及び暴力主義的な破壊を受けましようか。今早稲田事件を聞いたわけですから、これはまつたく警察権力が暴挙に出たおとといふわけなんです。これは仮設なら仮設でいいのです。まだ未定の事件だからさういふことはわからぬじやないかといふならば仮設でもいい。ともかくも、何百という武装警官が入つて行つて、さうして静肅に待つておるのに、一方では、その問題を、一室に控えて警察当局と学校当局と学生代表とが三者会談をして話がかままりかかつておる、それにもかかわらなかつて行つて大きなけがをさせておるといふやうな事件、さういふ場合に、何をすべきかといふので、たゞい国家権力の処置であらうとも、それは不法行為だ、けしからぬといふので、みづ

から立つてこれに反抗し、みずから守ることが出来るか。すなわち正当防衛が認められるかということです。

○吉河政府委員 お答えいたします。先般国家のための正当防衛につきまして委員長から御指摘がありました。今また国家の権力に対して正当防衛ができるかという御質問をいただきました。両者まとめて必ず後日明快にお答えしたいと考えております。

○田中(義)委員 私はこれでとどめます。

○加藤(充)委員 時間がありませんから詳細を承ることができない。また大體において今までの各委員の質疑の中に触れられておる問題でありますから、そういう問題は答弁が不十分なところもありませんけれども、努めて避けて行きたいと思ひます。

第三條の一のロの項の「せん動をなし、又はこの号イに規定する行為の」云々の具体的な説明を承りたいのであります。それとあわせて補助との関係、それから旧治安維持法の目的遂行罪というもののとの関係、これを明らかにしていただきたい。それから第五條と第八條の脱法行為の禁止というものはいかにもまともなものに見えらるるものであります。架空の名義人、だれがどこでどうなつてゐるのかわからないという人間を假想上つくりまして、その捜査というやうなことで、いわゆる調査活動の中に、あるいはさらに進んでは事実上の刑事上の捜索のところに非常な悪用されるおそれが十分にあるので、悪用をねらつてやつたものではないかとすら思われるのであります。それから第十三條は、この期日の変更延期もしくは

続行というやうなことが当然考えられなければならないと思ふのであります。そうしないと、第十五條の「審理官が不必要と認めるものは、取り調べを要しない」という規定——証人調べでありましようが、これは取調べないことができるという規定とは違ひます。そうしてさらにその前の第十四條の4の項で立会人——傍聴人ではあるまいが、こういうやうな者を退去を命ずることができると規定となつて、これは非常に独断専行に即決

処分的なやり方を受けることがある、この点の真意はどうなのか、今お尋ねしたところを返答願ひたい。また事実上言ひましても意見書の提出や陳述をしなければ不利益になるのであります。しかし長らくの間権力を背景にし、莫大な予算を使いながら用意周到に調べ上げましたものが、かりに十分であるにいたしても、それに対する有利な意見なり証人の提出というやうなものは、二週間以内というやうな期日のきめ方においては不可能であり、これは不可能をしいるものであります。こういう点が一点。それからこの規定は、陳述義務の強要と立証責任の転換というやうなものを巧みな形でやつてゐるが、これは刑訴法の原理の脱法ではないか。とりわけ十四條あたり傍聴の規定も傍聴の实体に合つておりませんし、公開の原則に反すると思はれるのであります。それからもう一つ、第二十一條の2の項、これは訴因の変更禁止という刑事訴訟法の精神と矛盾することがないかどうか、これらの点。それからもう一つは二十六條の「必要な調査をすることができ」ということであります。どんなことでも

やれるというのか、大體予想されております方法というものはどういふものであるのか。この点は三十條の「任意に提出した物件」の留置の問題、三十二條の「留置の必要のない物件」と、三十三條の4の「価値のない物件」の廃棄の問題、それから三十六條との関係でぜひ明らかにしておいていただかなければならぬのであつて、任意調査だといふけれども、実際上は強制調査にひとしいものになつて行くのではないかと、またそれがねらいではないかと思はれるからであります。それから二十八條の「公安調査庁と国家地方警察及び自治体警察」との関係の問題であります。こういうやうなものは警察法との関係がどういふやうなことになるのか、将来の調整を必要とするのかどうか。それからもう一つ、第四十二條、第四十一條に罰金を科するやうな問題が選択刑に並べられておりますが、これは行政訴訟が確定しない間に、行政処分に伴つていふゆる罰金というやうなものが仰せつけられるというやうなことになるれば、實質上違警罪即決処分の再現になりはしないか。それからもう一つ、これは重大であります。二十四條の問題であります。こういう規定は大体において実効を持たない、實際上の値打がないとわれわれは指摘せざるを得ないのであります。簡単にありますから理由をいふ／＼申し述べることではできませんが、この公安審査委員会あるいは公安調査庁が二つ一緒になつてもよろしいし、不可分な一体的な活動をやるのであります。機能を果たすのであります。しよから、二つにわけても一つにし

ても一緒くたのやうなものであります。やれるというのか、大體予想されております方法というものはどういふものであるのか。この点は三十條の「任意に提出した物件」の留置の問題、三十二條の「留置の必要のない物件」と、三十三條の4の「価値のない物件」の廃棄の問題、それから三十六條との関係でぜひ明らかにしておいていただかなければならぬのであつて、任意調査だといふけれども、実際上は強制調査にひとしいものになつて行くのではないかと、またそれがねらいではないかと思はれるからであります。それから二十八條の「公安調査庁と国家地方警察及び自治体警察」との関係の問題であります。こういうやうなものは警察法との関係がどういふやうなことになるのか、将来の調整を必要とするのかどうか。それからもう一つ、第四十二條、第四十一條に罰金を科するやうな問題が選択刑に並べられておりますが、これは行政訴訟が確定しない間に、行政処分に伴つていふゆる罰金というやうなものが仰せつけられるというやうなことになるれば、實質上違警罪即決処分の再現になりはしないか。それからもう一つ、これは重大であります。二十四條の問題であります。こういう規定は大体において実効を持たない、實際上の値打がないとわれわれは指摘せざるを得ないのであります。簡単にありますから理由をいふ／＼申し述べることではできませんが、この公安審査委員会あるいは公安調査庁が二つ一緒になつてもよろしいし、不可分な一体的な活動をやるのであります。機能を果たすのであります。しよから、二つにわけても一つにし

やれるというのか、大體予想されております方法というものはどういふものであるのか。この点は三十條の「任意に提出した物件」の留置の問題、三十二條の「留置の必要のない物件」と、三十三條の4の「価値のない物件」の廃棄の問題、それから三十六條との関係でぜひ明らかにしておいていただかなければならぬのであつて、任意調査だといふけれども、実際上は強制調査にひとしいものになつて行くのではないかと、またそれがねらいではないかと思はれるからであります。それから二十八條の「公安調査庁と国家地方警察及び自治体警察」との関係の問題であります。こういうやうなものは警察法との関係がどういふやうなことになるのか、将来の調整を必要とするのかどうか。それからもう一つ、第四十二條、第四十一條に罰金を科するやうな問題が選択刑に並べられておりますが、これは行政訴訟が確定しない間に、行政処分に伴つていふゆる罰金というやうなものが仰せつけられるというやうなことになるれば、實質上違警罪即決処分の再現になりはしないか。それからもう一つ、これは重大であります。二十四條の問題であります。こういう規定は大体において実効を持たない、實際上の値打がないとわれわれは指摘せざるを得ないのであります。簡単にありますから理由をいふ／＼申し述べることではできませんが、この公安審査委員会あるいは公安調査庁が二つ一緒になつてもよろしいし、不可分な一体的な活動をやるのであります。機能を果たすのであります。しよから、二つにわけても一つにし

やれるというのか、大體予想されております方法というものはどういふものであるのか。この点は三十條の「任意に提出した物件」の留置の問題、三十二條の「留置の必要のない物件」と、三十三條の4の「価値のない物件」の廃棄の問題、それから三十六條との関係でぜひ明らかにしておいていただかなければならぬのであつて、任意調査だといふけれども、実際上は強制調査にひとしいものになつて行くのではないかと、またそれがねらいではないかと思はれるからであります。それから二十八條の「公安調査庁と国家地方警察及び自治体警察」との関係の問題であります。こういうやうなものは警察法との関係がどういふやうなことになるのか、将来の調整を必要とするのかどうか。それからもう一つ、第四十二條、第四十一條に罰金を科するやうな問題が選択刑に並べられておりますが、これは行政訴訟が確定しない間に、行政処分に伴つていふゆる罰金というやうなものが仰せつけられるというやうなことになるれば、實質上違警罪即決処分の再現になりはしないか。それからもう一つ、これは重大であります。二十四條の問題であります。こういう規定は大体において実効を持たない、實際上の値打がないとわれわれは指摘せざるを得ないのであります。簡単にありますから理由をいふ／＼申し述べることではできませんが、この公安審査委員会あるいは公安調査庁が二つ一緒になつてもよろしいし、不可分な一体的な活動をやるのであります。機能を果たすのであります。しよから、二つにわけても一つにし

やれるというのか、大體予想されております方法というものはどういふものであるのか。この点は三十條の「任意に提出した物件」の留置の問題、三十二條の「留置の必要のない物件」と、三十三條の4の「価値のない物件」の廃棄の問題、それから三十六條との関係でぜひ明らかにしておいていただかなければならぬのであつて、任意調査だといふけれども、実際上は強制調査にひとしいものになつて行くのではないかと、またそれがねらいではないかと思はれるからであります。それから二十八條の「公安調査庁と国家地方警察及び自治体警察」との関係の問題であります。こういうやうなものは警察法との関係がどういふやうなことになるのか、将来の調整を必要とするのかどうか。それからもう一つ、第四十二條、第四十一條に罰金を科するやうな問題が選択刑に並べられておりますが、これは行政訴訟が確定しない間に、行政処分に伴つていふゆる罰金というやうなものが仰せつけられるというやうなことになるれば、實質上違警罪即決処分の再現になりはしないか。それからもう一つ、これは重大であります。二十四條の問題であります。こういう規定は大体において実効を持たない、實際上の値打がないとわれわれは指摘せざるを得ないのであります。簡単にありますから理由をいふ／＼申し述べることではできませんが、この公安審査委員会あるいは公安調査庁が二つ一緒になつてもよろしいし、不可分な一体的な活動をやるのであります。機能を果たすのであります。しよから、二つにわけても一つにし

やれるというのか、大體予想されております方法というものはどういふものであるのか。この点は三十條の「任意に提出した物件」の留置の問題、三十二條の「留置の必要のない物件」と、三十三條の4の「価値のない物件」の廃棄の問題、それから三十六條との関係でぜひ明らかにしておいていただかなければならぬのであつて、任意調査だといふけれども、実際上は強制調査にひとしいものになつて行くのではないかと、またそれがねらいではないかと思はれるからであります。それから二十八條の「公安調査庁と国家地方警察及び自治体警察」との関係の問題であります。こういうやうなものは警察法との関係がどういふやうなことになるのか、将来の調整を必要とするのかどうか。それからもう一つ、第四十二條、第四十一條に罰金を科するやうな問題が選択刑に並べられておりますが、これは行政訴訟が確定しない間に、行政処分に伴つていふゆる罰金というやうなものが仰せつけられるというやうなことになるれば、實質上違警罪即決処分の再現になりはしないか。それからもう一つ、これは重大であります。二十四條の問題であります。こういう規定は大体において実効を持たない、實際上の値打がないとわれわれは指摘せざるを得ないのであります。簡単にありますから理由をいふ／＼申し述べることではできませんが、この公安審査委員会あるいは公安調査庁が二つ一緒になつてもよろしいし、不可分な一体的な活動をやるのであります。機能を果たすのであります。しよから、二つにわけても一つにし

やうが、これは人権保障のほなはだしものとして、そうしてまた無用な制度として廃止になつた旧予審制度、この手続制度を再現するものではないかといふこと、要するに前の治安維持法の時代におきましては、予審請求の理由書、それから進んで予審終結決定の理由、公判請求の理由、それから有罪判決の理由というものがまるきりこれは公正証書の文言を見るやうなもので、版に押し型通りのものであります。こういうやうなものは、先ほどの事実上の予審制度の出現ではないかと憂へられる。新しい制度の喪失と相まつて、裁判所というやうなものがまるつきり行政権力の手先となつてしまふのである。憲法のために国家存するにあらず、国家のためにこそ憲法はあつたといふやうな、憲法と国家といふものをはつきり分立した考え方、これは有名な大津事件において、閣議決定をして、時の裁判長児島さんに圧迫を加へた事例といふものは、歴史を明らからであります。

それと関連して、その次の三項の問題ですが、百日以内に裁判をするやうにとめなければならぬという規定は、人権保障のために、早いことその行政処分の不当な処置からまぬがれさせるためのものであるといふことが説明されますが、逆に言えば、これは行政処分の通りに、早いこと片づけてしまへといふやうな運営にならざるを得ないのであります。私は、恐縮であります。ここに一九四四年十月五日に、スイスの新聞に報ぜられたナチス治下の法廷の状況を御紹介して、私の質問の意味を裏づけたいと思ひます。

「被告の名はクララ・Z夫人、四十九歳——主要な証人は被告の召使であつた。裁判官が証人たちに宣誓させた。裁判官は驚いた。——この証人は少しおどおどしながら証言した。Z夫人は政治や戦争のことについて話をしたことはありません。Z氏はすでにずつと以前から東部戦線に行つています。長男は、Z夫人が逮捕される三カ月前に召集されました。次男は技師として、オーストラリアの工場に勤めています。次男について私の知つてゐることはこれだけです。それといふのは、Z夫人は家族のことについて私に全然話したことがないからです。夫人の末娘は十七歳で死にました。この娘はベルリン爆撃で死んだのです。Z夫人がこの知らせをうけたとき、私はたまたまその部屋にいました。夫人は最初、私を幽霊のやうな顔で見つめて、それから大声で叫びました。みんな悪魔の仕業だわ、あの大量殺人鬼の仕業だわ!かわいそうなドイツ!ドイツは何処へ行つてしまつたの。私はこの怒号が明らかに敗戦主義的だ、總統に肩ついたものと思ひましたので、私は遅滞なくこれを当局にお知らせしたのです。——弁護人の弁論は正味三分半つづいた。——弁護人は甚だ臆してゐるやうに見え、一語一語を注意して話した。かれがそうするのは当然であつた。どんなに害のないことでも、弁護依頼人に有利なことを指摘したために自分が被告にならなければならなかつた弁護人がどれほどいることか!裁判は三〇分でおつた。Z夫人はその敗戦主義的態度、總統にたいする非礼、ドイツ国民侮辱、国家にそむく言動のために、断首による死刑を宣告された。」といふのであります。私は、この

事例と、治安維持法下における警察、検事局、予審制度、それから裁判というふうなもの、それから、戦争中における思想事件だけではありせん、いわゆる国家総動員法違反、経済統制違反というふうなもので、一切の審理がどういふふうな取扱ひを受けたか、その控訴、上告の手續の判決というものが、どれだけ人権の保障に役立ったかというのを考えますときに、傑然たるものを感じざるを得ないのであります。こういう点で、人をばかにしないで、この行政裁判による人権の保障があるのだというのの案体を、われわれが得心行くまで説明してもらいたい。それから百目以内というのは、繰返しておれりやうなことに、早いこと片づけるというやうなことになるたのは、歴史上事例もあることであり、日本もその事例があるのだから、人権擁護の点には一つもならぬというこの点を指摘しながら質問したのであります。

それから時間がありませんから、質問のしつばなしで続けてやりますから……。

○佐瀬委員長 加藤君に申し上げますが、たいへん広汎な質問であるから、一応これに対して政府側の答弁を……。

○加藤(充)委員 答弁の時間が長いとおれの方の持時間がなくなるから、一書きとめておいて、あとで答弁してもらいたい。

○佐瀬委員長 それでは一括して答弁を願うことにいたします。質疑を続行してください。

○加藤(充)委員 それからこれは制度上の問題であります、公安審査委員会の設置、またこれに伴う予算措置

というものは、大体四億四程度であるという。ところが先般来、木村法務総裁は十億というのを言つていた。そのうすと六億というやうなべらぼうな差であります。これははかの委員も指摘したところでありまして、われわれはこういうやうなもののために、これほど莫大な予算をわれわれの血税でまかなうことを快しとしないばかりでなく、反対しなければならぬのであります。この予算措置を説明していただいたい。そうしなければ、六億というやうな——機密費でスベイスという旧特高の政治活動のやり放題ということになったのでは、あなたの方の考える治安は確保されるかもしれぬけれども、人民の生活の乱れというものは治安の乱れと同じ意味のやうなものであります。治安の裏づけでありまして、そういうものが乱れるということには、われわれは承認しがたいし、反対しなければならぬからであります。

それからもう一つ、公安審査委員会設置法の第五条の問題であります。これに委員長及び委員が人格が高潔であるということが要件にうたわれております。軍閥といわれた高級軍人などは、あの当時はいわゆる人格高潔だといわれていたのであるが、戦争が終つて、幕をあけてみたところが名譽欲、金錢欲が人一倍強く、女好き、酒好きでどうにもならなかつた。人間的に卑怯下劣なやつばらであつたということがあります。歴史的にも立証されておるのであります。たとえてみれば、大橋君は國務大臣であります。人格高潔でない者が國務大臣になつてゐるはずはありませんが、二重煙突の大橋君として有名

なものである。これが人格高潔な者だとはわれわれは考えられぬ。また汪兆銘のごときものは、あれは明らかに漢奸の尤たるものである。民族の裏切者であり、売国奴であつたものであります。売国の処置をした者はこれは歴史の判断するところでありましようが、人格が高潔だといふやうなことは断じて受取りがたいのであります。こういうやうな四書五経の講釈を知つておたりするやうな者が、人格高潔だといふやうな取扱ひを受けるなら、この公安審査委員会というやうなものはまったく危険きわまりないもの、テンパンカンパンなものに相なるとわれわれは考えざるを得ないのであります。

以上、まずここで一括的な質問を終つて、あと時間があつたら、時間のある限り質問を続けたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。たいへんたくさんな御質問で、御質問を開き漏らしたかを憂へますが、順次お答えして行きたいと思ひのであります。

まず第三条の第一項一号の印刷、頒布、公然揭示等の問題であります。この印刷といふのは、機械的、科学的その他のいかなる方法によつて、手写以外の方法で文書もしくは図画を製造することをいうのであります。従つて活版、銅版、タイプライターなどは印刷であります。炭酸紙などによるものは印刷ではありません。

次の頒布であります。これは有償、無償を問はず、特定または不特定の……。

○加藤(充)委員 おれはそんなことは聞いていなかつたのだが、おれの質問に答えておらぬじやないか。

○關政府委員 次に期日の変更の点のお尋ねであります。この全体の手續は刑事訴訟法であるとか、あるいは民事訴訟法のごとき厳格な制限をかける必要はないのでありまして、お話を伺ひまして審理官の方におきまして変更することともより可能であると考えているわけでありまして。

次に、この第三条第一項一号の「文書若しくは図画を印刷し、頒布し」等の行為と、かつての治安維持法の目的遂行の行為との關係であります。治安維持法における目的遂行の行為といふのは、御承知のごとく国體を革新し、または私有財産の否認を目的とする結社を組織し、その結社の目的遂行といふことに相なつておるのであります。その内容の目的遂行には、手段方法を問はず一切の行為をもつて目的遂行罪といはしてゐるのであります。それがあつた一定の結社を前提とし、その結社のもとにおける一切の方法による目的遂行の行為が目的遂行の行為であるのであります。ところがこれにおきましては、さういふ結社とか、あるいはある主義を實現する目的といふやうなことは書いてないのではありません。具体的な刑法の七十七条でいう行為がキヤッチして、その上での正当性、必要性といふことに相なるのであります。具体的な行為をキヤッチした上で、具体的な行為をキヤッチした上で治安維持法の目的遂行の行為とは、そこに本質的な差異があると存するのであります。

次に、一週間に内ならず弁明あるいは証拠を集めるのは無理ではないか

というお話であります。これはさつき申し上げたやうに、審理官におきまして事情を伺ひまして期日を変更することはもちろん可能だと思ひのであります。

次は、公開の制度の問題であります。本法案におきましては、団体側から推薦された五人の立会人と、新聞通信の取材業務に従事する者に傍聴を認めているのでありまして、事柄の性格と審理の促進の意味からいたしまして、この程度のもつて十分に公正は確保されると考えているわけでありまして。

次に、立証責任の転換であります。これは御質問が何かの誤解だと思ひのであります。あくまで立証責任をいたしましては、公安調査庁長官におきましてこれだけの処分を行いたいと思ひ場合には、それに対する十分なる証拠を責任を持つて提出しなければならぬのであります。

次は、二十一条の二項は訴因の変更ではないかといふやうなお尋ねであります。これは私どもとしては、むしろ公安審査委員会が独自の考へ方を持つて、大きな請求があつた場合にそれより小さな処分ができる、しかもそれが全体として審理の手續の促進になつて、公共の安全の確保という面からみても合目的である、かようなことはもとより許される点と考へるのであります。

次は四十一條、四十二條の行政処分に関する罪であります。これらは処分が決定しない前にすでにかくのごとき犯罪が成立して、それにかような刑罰を科せられるのは不当ではないかといふお話であります。現行の日本の

行政処分分の種類、立法例の罰則が、すべてかような建前になつておるのでありまして、その各種の立法例と比較しまして、国家制度といたしまして、かような立て方をしているのが、立法技術として当然なことと考えておるわけでありまして、また予審制度の復活ではないかというお話であります、この全体の立て方が、先日来数回にわたつて御説明申し上げましたごとく、すべてこれは内閣が責任をもつて行へべき行政上の事務でありまして、裁判の刑事訴訟法ないしは民事訴訟法のごとき厳格な規定によることも相当でないのでありまして、かような方法によつてやるのが憲法の規定する人権尊重の精神に合致するものと考えらるものであります。

次は、二十六条の内容であります、これは普通であります、ならば、もし強制権の規定があるならば、但し特段の規定がなければ行政上の処分はすることはできないという但書をつけ加えるのが普通であります、あとの各条をこらへただけばかりです、よゝに本来強制権は全然持たないわけでありまして、従いましてこの法律案のこの規定は、純粹に任意の方法によるだけでありまして、もし対人的な問題が生ずるならば、その人の承諾があればいざ知らず、承諾がなければ全然できないわけでありまして、その人が拒絶することは自由であるのであります、それ以上のことは、何らこれに含んでいないわけでありまして、

行政処分におきましては、その裏づけをいたしまして、脱法行為を禁止する規定は多くの立法例にとられておるところでありまして、これもこの法案の公共の安全確保という目的を達成する上から、かような裏の方から脱法行為を禁止したものであります。

次に、二十四条の規定であります、これは何ら実効力がないではないか、特に三項のごときは、かえつて間違つた行政処分を早く確定させる意味に働かぬかといふ趣旨の御質問と拝します、これは決してそのようなことはないのであります、司法権独立の原則の上にできるだけ早く裁判をしていただきたいという趣旨以外にはないのであります、もし裁判所で事実の審理がどうしてもこれではなれば、これを延ばしてやることはもとよりであります、普通に進めまして、このくらいでできるならば、問題が問題であるから、できるだけ早く他の事件にかかわらずこの事件を決定して公共の安全の確保をはかりたい、個人の黒白を早く決定して安心するようしかるべき処置をとりたい、かような趣旨において設けた規定であります、次に予算の問題であります、これは十億と四億という二つの答弁がここに出ておるのであります、十億の方は今年度におきまして庁舎新設に要する各種の物的設備に必要な費用を加えたものであります、通常の経費は約四億四角程度であろうと考えております、また審査委員会設置法の五条の規定であります、これは総裁の責任におきまして人格高潔な士を各界から求めまして御就任を願うのであります、各界からそれらの有能な方が御就任

になつていただけるものと確信いたしております。

○加藤(充)委員 時間がないので自分としても不本意であり、またよその方からも多分かつこうがつかないものと考えられるかもしれませんが、これは審議のために時間があるのではなくて時間のために審議の発言をさせられておるといふ委員会の責任であるから御了承を願ひたい。いろ／＼御答弁があつたのですが、私は今までの説明では得心の行きかねる私の問題点を出しただけで、今御説明がありましたけれども、これについてはわれ／＼は残念ながら時間の関係で得心が行くまでの質疑応答がなされないのは遺憾であります、すべての点についてわれ／＼の意を満足するわけには行かない。疑いを潔白するわけには断じて参らないのであります。問題は第三条ですが、先ほど治安維持法と異なつて、これは思想を弾圧しないんだといふことを陳弁するのですが、教唆、扇動を独立犯とし、いわゆる将棋倒しに重罰を企てており、建前は違ひますけれども、主観的要件として目的意図をきわめて重大な問題に取上げております。結局は目的遂行の行為を処罰して行くといふことに相なると思ふのであります。しかも第三条一項一号の口の「せん動をなし又はこの号に規定する行為の実現を容易ならしめるため」云々のこの条文の形は、問題の性質は扇動にもならないもの、扇動を独立犯として拡張し重罰に処した、ここで刑法の原則を踏みにじつておられます、それ以上はどうにもならないものを、説明のつかぬものを、こゝらへ持つて来て、何でもそこにあるものを、処罰したい

ものをみなこへ並べたといふような形、この行為の性格、これと同時に刑法学的な配列と説明が一つもなされてない。そしてそれを追究されると、それは行政措置であるから云々といふのであるが、重々各委員から指摘されておりますように、行政措置は行政措置で、すなわちこの法案によつて罰則がそれに随行するのでありますから、これはとんでもない刑法原則の蹂躪であり、むちやくちやでたらめなものはなしだしい。治安のためといふことを大だんびらにかざして、そしてすべてのもの、じやまになるものは、これをりくつがあつてもなくても全部やつつけてしまふといふ権力主義的な思想が、この文字の配列の中に表れてゐると思ふのであります。先ほどの田中委員の質疑に答えて、思想を弾圧しないといふが、一般的な必然性は論じてもかまわない。世界とあるいは人類の問題としての必然性は論じてもかまわないが、その必然性が日本にも現われ性、日本も世界とあるいは人類の必然性のわく外に立つわけには行かないのであるといふことを言ふと、もうそこらで怪しくなつて参るのであります。こういうばかげたことは、これは天皇制思想の再現じやありませんか。世界がどんなになつても日本だけは何かと云ふ、これは天皇制の思想の押しつけをこゝでまた再び正直に自己暴露してゐるじやありませんか。大体思想は処罰しないと言ふけれども、人類と世界の共通な問題、これは学問の本質であります。そしてそこに必然といふもの、学理の結論といふものが出て来る。こゝういふことになれば、日本がその例外

だといふことを言わなければやはり罰せらるんだといふことになれば、これは學問、良心、思想、こゝういふようなものの弾圧をしていることは明らかであります。さもないければ神風、伊勢のお札一枚で世界の例外であるといふようなことをやつて、あつたましくも他人に聞かせるときは手前たちは例外であるとして、例外をお前たちは八紘一宇の精神として聞かなければならぬのだといふ押しつけそのものが、この第三条の精神の中に表れてゐる。第三条の精神ばかりじやなく、この法案の全面に現れてゐるほんとうの思想的な体系をなしておると私は指摘せざるを得ないのであります。しかも何ら思想を弾圧するものでないといふけれども、あなた方は先ほどの問題にありましたように、學園の中の學問の自由——學者の研究室や、學問をしてゐる學問の場所、ガチャバイがガチャ／＼やつて歩きまわるといふことそれ自身が、きわめて重大な、権力的な圧制なり脅迫を与えて、思想の自由、學問の自由といふものを弾圧し束縛をしてゐるものだといふことをあなたたちは考えなければならぬ。これは「犯罪と刑罰」を著わしたベツカリヤがあつたといふ心境を吐露してゐる。私は真理を愛したいけれども、しかし犠牲者にならずに何と良心を満足して行きたい。良心の自殺行為、學者として、學究としての自殺行為をせざるを得なかつたといふベツカリヤの心境が著書になつてゐるのか、あなた方も弾圧するばかりが能じやない、説んでゐるはずだと思ふ。こゝういふことをひとつよく考えてもらいたい。そして少數の意見を表明する

権利というものは、そのときには人気がない意見を表明する権利が保障されるということの中に、実質上には確保されるものである。八紘一宇精神で、手前の方だけは例外で、人の方は手前の方の例外を八紘一宇で聞かなければならぬのだというばかげた押しつけの中に、思想の自由というものは確保されるものではない。

もう一つお尋ねいたしますが、先日吉河特審局長は、天皇は憲法に象徴として表われている。これは国家の基本的組織であり、基本的秩序であると言った。私はこれは重大な問題であると思う。これはどうしてもたき直してやらなければならないし、たき直すまでわれ／＼は闘わなければならないと思う。憲法は一体どうなつておる。象徴だと言つてあなたは逃げたかもしれないけれども、天皇というものは実質的に憲法の上において、質的に大した意味はないのである。そういう意味合いの象徴なんだ。象徴というものが何らかの意味を持つてゐるにしても、それ以上の過大な意味づけを持たせることはいけない。これは思想的な問題であり、民主主義の問題であり、原則の問題です。さらに進んで社会国家の基本的秩序とは何だということに、天皇が象徴だということに、これが基本的秩序の中に巻き込まれて来たのは、とんだことになる。民主憲法の自殺であり、民主憲法の破壊であると断ぜざるを得ないのであります。主権は在民である。この主権在民、この実体は基本的人権の保障である。公共の福祉の拡大強化である、拡充である。これが私は基本的な秩序でなければならぬと思うのであります。こういうよ

うなこの基本的秩序なり組織なりの要求なり実現は、主権者たる国民からは奪うべからざる基本的権利である。これがとんでもない要素が入つた基本的秩序や組織だということになれば、主権在民の民主原則、憲法というものは、これはなくなつてしまふ。こういうことを私は考えるのであります。この点。

それからこういうことを無理やり警察権力——国家権力の象徴としての代表的なものとしての行政権力、警察力で押しつぶそうという、いわゆる警察国家による治安の確立なんというよなもの、これは民主的な治安の確立じゃなくして、そういう警察国家というものは究極において崩壊してしまふわけにならない。これは人類歴史上にいつに証明されておるところの事実であり、あるいは事実以上の原理であると思うがどうか。

それから同じく扇動罪については、国家公務員法、地方公務員法に規定があるんだと言いました。それをまねたのだ、こう言うわけでありませう。しかし、国家公務員法、地方公務員法といふものが出来た理由を考へてみなさい。経過を考へてごらんください。あれは占領政策、占領命令によつて裏づけられたもの、発端したもののである。これは悪法であつて、その悪名は世界に名だたるものである。しかもこれがつくり上げられた犯罪の経過を——われ／＼はあえて犯罪的と言つて、考へてみなさい。昭和二十三年七月ポ政令でその争議権を奪つて、労働組合の全面的な反抗を予期して、二十三年の十二月、わずかの会期で、選挙内閣として政権を担当した吉田内閣

が、はずかしくもなく、恥知らずに政令二百一号で、そうしてこの内容を公務員法として、この権利を奪つて行つたのだ。政令二百一号というものが、結局国家公務員法、地方公務員法の実体である。だから今の公務員の人たちは、われ／＼も働いた俸給で生活する労働者である、争議権その他労働三法に保障された権利を、譲和発効とともに元にもどせ、独立を回復したならばにどせといふことを言つてゐるではありませうか。こういう点で私は、国家公務員法にその扇動の処罰があるから、これにまねたのだといふことは、私が冒頭にわずかな時間で寸足らずに質疑しました、この法案の立法理由、提案理由の中に、「平和条約の効力の発生後の事態にかんがみ、こういうようなものがあつて、現実には占領秩序、こういうようなものを基本的秩序として確保し、その秩序を強化するためにはないか」といふことを質問したが、はからず先日の吉河特審局長の言葉の中に、地方公務員法、国家公務員法に扇動の処罰があるから、これに扇動の処罰をするのはあたかも当然であるといふような言葉があつた。それ以外のものは、もうちよんかば時代的なものであつて、基本的な人権といふようなものに關するゆゆしいところの法律にはない事例をあげて来ていると思うのであります。この点明確な御答弁を願ひたいと思つたのであります。

○關政府委員 お答えいたします。ただいまの長き御質問の中で、本法案に關する点と申され二、三の点につきます。お答えしたいと思つたのであります。第三条第一項一号の口に

つきまして、非常な拡張で、悪法ではないかといふようなおとがめでありますが、私もはさきよう考へていないのであります。現下の事態に對処して、国家自体として、公共の安全を確保する上には、ぜひこの程度のものは、最小限度のものとして出さなければいけないと思つたのであります。さらにこの問題につきましては、しからばわが国だけがこのような独特なことをしているかといふ問題であります。比較的にこれを考へてみまして、英國、米國その他民主主義國は、内乱あるいは暴力によつて政府を倒すといふような問題につきましては、これらの規定よりより精細な規定を設けてゐるのであります。たとへて申しますならば、教唆するとか、あるいは使喚するとか、あるいは唱道するとか、あるいは結社するとか、各種の事態につきまして、詳細な規定を設けておるのであります。またさらに英米諸國のみならず、ソビエト連邦におきましても、内乱の規定またはソビエトの政治方式を破壊する行為に關するソビエト刑法の規定を見ましても、それらに増して厳格なる規定を設けてゐるのであります。およそ世界に國をなす國家におきまして、内乱あるいは暴力によつて國家を倒し、政府を破壊するといふような活動に對しては、この程度の規定を設けてゐるのは、まだ輕い方であると私は考へるのであります。世のすべての國におきまして、厳格精細な規定をもつて、かかる破壊活動防止し、その憲法のもとにおけるところの正常なる民主主義國民の平和なる生活を確保する努力をいたしておるのであります。

次に扇動罪の規定でありますが、こ

れも申し上げるまでもなく、今の説明の中に含まれてゐる点であります。現下の事態にかんがみまして、このよ

うな危険な行為の扇動は、あくまでこれを防止して公共の安全を確保し、このことによつて健全なる民主主義の育成強化をはからなければならぬ、かように考へてゐるわけでありまして、お尋ねの点は、公職選挙法とか、あるいは地方公務員法、ないしは国家公務員法に於いては、ないかといふようなお話ですが、そうではなくて、たとへて申すならば税法の規定であるとか、あるいは選挙法であるとか、あるいは食糧緊急措置令とか、各種の國民の生活あるいは國家全体の運営上重要な規定にはたくさん盛り込まれてゐるわけでありまして、あえてこの規定のみではないのであります。しかもその行為の態様から見まして、危険性の度合いにおきましては、かくのごとき危険な行為をここに防止するといふことは、むしろ世界的に見まして企図するところでありませう。すべてかくのごとき扇動罪については、世界いずれの國においても慣習的に処罰されることが例となつておるのであります。かような次第でございまして、日本のみならず、國際的にこれを見ましても、決して異例とするものではない、むしろ通例の、及ばざる一つの例にすぎないと、私もは考へておるのであります。

○佐瀬委員長 申合せの時間があと十分くらいですから、なるべく要領よく、有効に御質問願ひたいと思ひます。

○加藤(充)委員 あなたはアメリカにもある、あるいはいわゆる非自由國家

の中にもこれ以上のものがある、こう言つて、一人前の寸法だということに誇ろうとしているのでありますが、それはまったくの過かした。特権の人たちに、思想だけは勉強しておりましたから、思想やそういうふうな学問の講義をするほど、私はそれほどばかりでないつもりであります。しかしオ・エン・ラチモアは「アメリカの審判」の中で、ほんとうに真剣になつて訴えている事実を指摘して、アメリカで決してみながそれでいいということを考えておられない、むしろそういう悪法のために思想の自由が弾圧されて、とてもないことになつてゐる、われわれは団結してこの問題と取組まなければならぬ、こういうことを訴えております。あなたの説明をそのまま受取りがたいということ、それは決して共産党であるわれわれだけの独断やひとりよがりではないということの立証のために、読み上げて質疑の補充にしたいと思ふのです。先ほどあげました本の中には、「私が行ったことのあるいかなる国におけるよりも米国においてはマルクス主義及び共産主義について正気であることは困難である。一九四七年三月のトルーマン・ドクトリン以来、この傾向はきつめて顕著である。ニュー・ディールリストは一括して赤と目されるようになった。恐怖の潮はワシントン中を席巻して、知らず／＼のうちに国民の自由を危害を及ぼしつつある。われ／＼は研究する自由と自主的研究に基いて意見を公表する自由とを再び確立しなければならぬ。しかしあらざれば市民の諸権利は死を宣告されたも同然である。共産主義者の理論が正しいか間違つてゐるにかかわりな

く、それが共産党を中心とする政府を持つてゐる数億の人々の生活を形づくつてゐる理論であることを認めねばならない。その限りにおいて、それは単に理論的であるばかりでなく、政治的現実でもあるからである。」と訴えております。またあなたは、非自由国家の中にもそれがあると指摘されるであります。そこではもうその国の人民の努力と犠牲によつて発展されてゐるのであります。それでこそほんとうの民主主義だ、いわゆるあなたが民主主義であると考えてゐるのは、現状の段階で言いますならば、まったく売国者になり果てた買弁的な独占資本家のための秩序とその利益だけを保障する、それでそのために国会という多数決の制度がある。こういう段階になりますと、国会というやうなものもほんとうに民主主義のこの実体を裏づけて行く制度となる機能をもちきれない状態にあるのであります。このことで先般も指摘しました「赤い中国の横顔」というアメリカの新聞記者の出した著書の一部を御紹介して、私どもの意見が決してそういう独断でない、共産党のひとりよがりでは断じてないということを立証したいと思ふ。費孝通という博士は、イギリスやアメリカに留学して帰つて来て、解放された中国の清華大学の社会学の教授をしてゐる人でありまして、その人は「三十年間民主主義」という言葉を耳にして、三十年間「民主主義」の意味を理解しようとしてきたけれども、外国で発見したものは民主主義の矛盾したがただけだつた」と彼は書いてゐる。ところが彼は

解放された中国に帰つて来て、北京で、一種の市会ともいえる最初の各種団体の代表者会議に出席したとき、初めて「過去六年間、いな、過去三十年間に学んだ以上のことを教へられた。」と告白してゐます。そうして彼の言葉は続いておられます。「正直に言ふと、私は全然こんなことは予想してゐなかつた。北京解放以来、私の共産党に対する詳細も、党の寛容さ、責任感、謙遜さ、行政能力、忍耐強さを見せられて、高まつてきてゐた。……しかし私は公然と認める。私は代表者会議に参加するまでは、共産党が民主主義政策を実行してゐるとは信じてゐなかつた。なぜならば「私は民主主義というものは、投票と、投票を求めての選挙戦と、イギリス帝国議会の所謂陛下の反対党」なるものが、なくてはならないものと思ひこんでゐた。私は民主主義社会に独裁はない、両者は両立しないものだから、と思つてゐた。ところが会場にはいつたとたんに、私は幾つものかたまりの人々を見た——制服を着た人たち、労働着の人たち、長衣の人短衣の人。中国のボンボン帽をかぶつてゐる者さへ一人いた。私の眼が会場の表の「代表者」という文字にふれた時、真理が私の頭に射しこんだ。彼等はいんな代表者なのだ！北京に住んでゐるあらゆる生活面の人たちがこの会議場に代表されてゐるのだ。だがこれはほど高い度合の代表がアメリカやイギリスの議会に見出しうるだろうか？選挙による形式か、それとも代表の度合の高低か、どちらをわれ／＼は選ぶか？選挙は一つの方法にすぎない。もしこの方法が代表度を増させうとすれば、これは良い方法に相違ない。

だがもしそれが出来ないとすれば、棄て去つていいものである。……反動家どもが武装解除され、彼等の活動が抑圧されたことは、誰にも明白に見てとれる。これが独裁だと呼ばれる、まさしくそのとおりだ。だがわれ／＼がそのような独裁政治を持ったが故にこそ、われ／＼の会議場に民主主義を持つことが出来たのだ。……私は独裁政治と民主主義とはまぜ合はせることが出来るものだということを悟つた。これはそれらの自由労働者の、いわゆるあなたの方から言へばやから言つておることではありません。すぐれた著書を持ち、すぐれた勉強をしており、アメリカやイギリスに留学して、彼がこゝで言つてゐるやうに、三十年間民主主義というものを学問で勉強し、実地で検討した人の表白であります。そうなつて来ると、あなたの方です。アメリカ人のオ・エン・ラチモア氏があつておる。反対の世界はこう／＼だ、民主主義じゃないとあなたの方は言つておられるけれども、こういうすばらしいまじめな学究の多年の研究と研鑽の結果こういふことを言つておる。これがほんとうの民主主義である。あなたが守つて行こうという民主主義は、それは先ほど指摘したやうに、ごく少数の人間が多数の人間を犠牲にし、自分の少数の利益を、多数の者に不利益を与えて自分の繁栄だけをよこさうという人々のための政治の形態ではないのですか、その点をあなたにお聞きしたい。アメリカに例がある、あるいはその国に例があるというやうな表面的なことではなく、その変化というものを歴史的に見て行かなければ、実体を見て行かなければならぬと思ふ。

あしたをはいた者と素足者と背比べして、高い低いを比べてゐるやうなものであると私は思ひますが、その点少しは——私どもの百パーセントの満足とまで行かなくても、形式的な答弁だけで、木で鼻をくぐるというやうな態度をちよつとやわらげて、いさしずつ込んだ答弁を願ひたい。

○河内政府委員 お答えいたします。終戦前の苦難を経まして日本国憲法は確立されました。これは民主主義を基礎とするものでございます。この制度は国民の福祉と繁栄を増進する制度であると信じております。国会は国民がこれをつつばに運営する責任がある、またその努力をなすべきもの、これが民主主義の中心となつて行かなければならぬものと考えております。

○加藤(充)委員 憲法の一般的な精神を、学生の答案的にいへば、あなたの簡潔な表現というものは、それで落第点ではないかもしれせん。しかし私どもは真剣に思ふのです。いわゆる五・一五や二・二六事件のように、議会が無能を暴露し、ほんとうに国民の意思、あるいは利益というものを代表し実現する機関でなくなりつつある、それが現状でしょう。私が速記から了解の上で削つてもうえないかというやうな交渉を受けたのですが、委員会の審議や国会の本会議の議場のありさまを見て明瞭である、こういうときにわれ／＼は五・一五や二・二六のやうな、あるいはやり方なしに、ほんとうの民主主義というものを立てて行くならば、われ／＼はもつとこういうものを實體に即するようにしなければならぬと思ふのです。ところがあなたたちはこういうやうな国会がたま／＼で

き損いになつてゐるのを奇貨として、多数決に便乗して、国会のルールで多数決は合法的だということで、権威があるというような、いわゆるブルジョア民主主義の論理でこれを押しまくつて、遂にはこの議会制度そのものまで否認して行く、民主主義そのものも否認して行く。先ほど私は一部指摘したのですが、詳細な陳述を展開はいたしません、ワイマール憲法の中で、ナチスがどのようにしてどのようなことで、このファシズムというものを、彼らの世界というものを確立し、打立てて行つたかということ、これの立法の年代記、彼らのやり口というものを「平和と独立」の機関紙の弾圧のときにやつたような事柄や、きよう問題になつた早稲田大学に武装警官が乗り込んだというようなことと相まつて、法律のある無法律状態というものをつくつて行く。ちようどこれは、ワイマール憲法の停止をやつたあの大統領命令と同じような意味合いの、破壊活動防止法というものを出して来ている。その歴史的な経緯、これで真剣に私は訴えているのであつて、そういう事柄から言ふと、あなたの方の先ほどの、まあ落第点にはならないかもしれない答弁というものは、われ／＼が再審査すれば、及第点はつけられない、ちよう思うのです。あなたはほんとうに民主主義を守るつもりだつたら、占領のときにはあのマツカーサー命令だとか、リッジウェイの命令だとか言つたけれども、制度そのもの、この秩序を維持するといふことで、そのためにやるようなちよういう破壊活動防止法というようなものを、一生懸命汗かいて説明するといふ

努力が出て来ないはずだと思ふ。

○閣府委員 お答えいたします。先ほどオーエン・ラチモアの御本を御引用になりました、アメリカの実情、それにちならつてかような法律をつくつてゐるのではないかというちようなお話であります。私は破壊活動の問題に對するちよにつきましては、各国それ／＼その独自の見解によりまして、置かれた客觀的狀態に對應してゐるものでありまして、その國の狀態について十分検討してみなければ、とかく批評はできないのであります。私の個人的な意見であります。ちよともアメリカの国内安全保障法の規定自体は、多分に日本の治安維持法の要素を含んでゐるものであると私は思ひます。それで私どもは過去の治安維持法の法的欠陥の是正として、第三条にかくのごとき行為を嚴格に規定した次第でありまして、その點はちよういう意味合いにおきましては、決してアメリカの先例にはちならつていないのであります。われ／＼は民主主義は、外に現われた行為については各個人が責任を負わなければならぬといふことを明確にいたしました。かようなことを規定をいたしましたにはちならぬのであります。○佐瀬委員長 本日の審議はこの程度にとどめ、次会は明後十二日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十四分散会

昭和二十七年五月十七日印刷

昭和二十七年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁